

鹿児島県史料

旧記
伊地知季安著作史料集
遺

解題

本書は「鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集四」として、『同三』に紙数の関係ですべて収録できなかった「諸家系図文書」の残りの五・六と、他に「猿渡氏系譜文書」、「重久氏系図」、「諸旧記」一一六、「白坂氏系図文書」と何れも季安長年の史料収集に関わりのある文書・系図・記録等を収録する。以下その一々について説明する。

諸家系図文書（継続分）

五は(1)「入来本田氏文書・都城本田氏文書」、(2)「都城高木住某蔵税所氏系図」、(3)「財部延時氏文書」、(4)「財部米良氏系図文書」、(5)「末吉宮里氏系図文書」、(6)「末吉羽島氏系図文書」、(7)「高岡富満氏文書」、(8)「日州諸県郡大田原村新助所蔵文書」、(9)「高岡山下氏文書」、(10)「伊東氏略系」、(11)「入田氏略系」、(12)「大脇氏略系」、(13)「祿寝氏系図」、(14)「小根占池端氏文書他」、(15)「長谷場氏文書」、(16)「野辺氏文書」を収録する。

(1)は最初に「都城本田仁十郎家文書」として「今上之原源太郎所持辛巳七月朔日龍岡九平左衛門殿借くれられ、宮丸村松元旅宿休蔵^{大章氏}下人^{所ニ}而臨写」とあり、はじめの元弘三年八月廿九日の後醍醐天皇綸旨について「紙風色広サ小奉書位」と注記がある。筆者は特定できないが、文政四年、都城へ出向の途次、旅宿で書写したものである。現在これらの文書は都城島津家文書中に入っているが、当時はなお個人所蔵の文書として所在していたのであろう。また久寿二年三月廿三日の源某下文について「自久寿二年乙亥嘉永四年辛亥得年六百九十七年」とある朱注は季安の補筆と思われる、既に季安の手許にあった本書によって、季通は「入来本田文書」を『旧記雑録』に収載したのであろう。入来本田家文書は早く入来院家家臣本田家所蔵の古文書として記録所によ

り調査されており、『新編島津氏世録正統系図』や『同世録支流系図』にも一部掲載されている。山門院本田家伝来の文書ではぼまとまった形で同家に相伝されていたが、後に都城島津家の家臣となっていた一族に買取られ、それがまたその手を放れ他家の手に移っていたところで再度調査写すの対象となったのであろう。その後同家文書はほぼ一括して都城島津家の手に移り、その重宝文書の一つとなったものと思われる。本史料の終りの部分に「右三十通ノ内質人番組一通ヲ除キ外廿九通ハ口ニ入来本田市郎左衛門ト押札有テ写済ト朱ニテカケリ、サレハ入来本田氏ノ文書ナラン」とあり、さらに「右宗次郎三久文書ト前ノ質人番組トノ二通都城本田氏ノ文書トミュ」とあるのは、二通だけは当初より都城本田氏文書で他はすべて旧入来本田氏文書であることを示している。その内容は鎌倉時代、島津家被官として山門院に入部した本田氏の、所領支配に関わる文書とよいであろう。（『伊地知季安著作史料集三』「諸家系図一」・「本田家総譜」・『宮崎県史 史料編 中世1』「都城島津家所蔵文書」参照）(2)は「都城高木住」とあり、「本書近世ニ書加ヘタルト見ユル多シ」等の注記があり、同じく都城へ出向した際に書写されたものであろう。(3)は「財部延時金助家文書」とあり、「辛巳七月七日、財部南俣村正ヶ峰七右エ門所ニ伊地知氏宿り被居候ニ付、差越借候而真本ヲ臨写ス」とあり、文書三点を掲げたあとに「外文治以来之文書小百通アリ、以後可写也」と記し、次に実見したと思われる平田三五郎墓碑のスケッチを示したあと、さらに「以下十五枚文政五年三月九日以本書写于財部地頭仮屋焉」とあれば、筆者は両年に亘り財部へ出向、直接原本から書写したことがわかる。ここでは延時文書として計五一点あげてあるが、その中『旧記雑録』に登載されたものは三八点である。そしてこのうち「延時文書」として原本の残るものは三二点である。『旧記雑録』に載っていない一三点のうち、「延時文書」として原本の残るものは八点である。そして本史料中のみあがっている文書は、応長二年の上ふつ讓状、嘉曆四年の道巖請取状、慶長六年の知行目録二通と建武二年

と推定の薩摩国庄園郷保地頭職以下所領等注進状断簡（雑訴決断所牒と若松名との関係史料）の五点ということになる。但し、前の四点は題目のみで、同様に『旧記雑録』不載のものは題目のみか抄録で、これによって『旧記雑録』が本史料に依拠していることが裏付けられる。（もっとも鹿児島県史料の刊本では既に補充が施されている。）『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ六』には「延時文書」として東京大学史料編纂所蔵写本により四〇点を収載しており、これにより本史料の省略分を補い得る。（同上解題参照。なおその説明で『旧記雑録』に延時文書として載録されていながら「延時文書」にはないものが六点としたのは七点の誤り、『前編一』二一三六号文書を追加する。）(4)は「財部米良周右衛門系図文書」とあり、「文政五年三月九日直ニ差越写ス」の注記がある。恐らく前項「延時文書」と同時に採訪書写されたのであろう。『旧記雑録後編』には財部米良氏文書として本史料から採取したと思われる。そのことは文書の省略が同じ取扱い方になっていることからうかがえる。(5)ははじめに詳細な「宮里惣右衛門系図」を載せている。その終りの注記に「外ニ数通為有之由候得共誰人か借候而不相返由、有所不知」とあり、『旧記雑録前編』に三点文書を収載している。また「末吉宮里氏文書」、「写在雑書」とある雑書とは本史料のことをさすのではあるまいか。(6)は『伊地知季安著作史料集三』「諸家系図五」に文政十年三月季安書写の「羽島氏系図文書」の中で三六点の文書が掲げられているが、本史料はそれより以前の文政四年十二月十三日、当時羽島氏の許を離れ親戚の春田良円院が格護していたのを中俣次兵衛の所で書写したものとあり、書写順に相異はあるが文書点数は後年書写したものより一点少ないだけで、『旧記雑録』載録点数も三〇点と変わりはない。（前記解題参照。ここでは文政四年分も季安の筆で、四年・十年と両度同人が書写したことになる）と記したが、これは別人の筆と思われる、その事実でないことをおことわり訂正しておく。季安は文政四年書写本をもとに、その注記や年次等により配列順を適宜移しかえたものと思われる。なお鹿児島大学法

文学部紀要『文学科論集』二号に拙稿「薩摩国御家人羽島氏並びに延時氏について―羽島文書と延時文書の紹介―」がある。またここでは『旧記雑録前編二』一〇〇三号文書一通が含まれていないが、同文書は「久豊公御譜中」「正文在末吉衆羽島新兵衛」とあり、後年季通が「新編島津氏世録正統系図」から増補の際、新にとりこんだものと思われる。(7)は「高岡郷土富満大右衛門、当分高城有水中宿家文書一通、外ニ数十通蔵ノ由」とあるが、『旧記雑録前編』には「真本高岡土富満大右衛門家蔵」とあり、大前道貞(寛光)の土持右衛門太郎宛の軍忠状であり、次の文書に関連している。(8)の二七点はすべて『旧記雑録』に採録されており、同書への転載は前文書と同じく本史料からと思われる。「ス」の符号は写済みを意味するものであろうか。なお同書には他に土持孫兵衛所蔵文書が五点載録されている。土持文書全体については『宮崎県史研究』第四号所載、永井哲雄氏「土持文書覚書―日向古文書集成所収土持文書について―」に詳しい。(9)は「高岡土山下四郎左衛門蔵古文書三通」とあるが、日向下向の古東経家末裔の古系図由緒覚である。(10)―(12)は何れも日向の伊東・入田・大脇氏の略系であるが、大脇氏系図には文書一两点(『旧記雑録』未収)が併記されている。(『宮崎県史 史料編 中世I』「大脇文書」参照)(13)・(14)は表記に「衾寝氏系図・小根占池端氏文書」の季安筆の貼紙があり、次に「佐多西方仲次郎系図抄」・「池端氏系図」の寛等を載せ、次に「小根占池端氏文書」七五点を収録するが、このうち『旧記雑録』未載が二点ある。(『旧記雑録』へは本史料より採録したのであろう。もともと季通は、最終的には「新編島津氏世録正統系図」により補訂を行っている。)それらは現存の「池端文書」中には全点含まれている。現在「池端文書」は元・亨・利・貞に成巻されており、御文書・御証判・讓状・雑書と項目別にしてそれを編年順に整理してある。本史料の方は順序不同で写しとったのであろう。なお同文書は八三点(一点重複)あり、七点が本史料に不採録となっている。恐らく採り残したのであろう。同文書については『旧記雑録拾遺 家わけ一』の中に収

載されている。(同解題参照) 付属して下甌島長浜村農夫惣兵衛藏、建久九年の関東御教書写(『旧記雑録前編一』所収)がある。終りに「右一冊者村田雲根被写置候ヲ致借用、文政九年戌十月廿四日夜写了焉、大山定清」とあり、さらに同年十二月下旬、この大山氏本を園田勘右衛門実好が書写した旨の説明がある。筆跡の類似からこれまでの分を含めて写者としての同人らの名が注目されよう。⑤は季安の筆で「長谷場氏文書 主伊地知小十郎」の表記があり、次に「眞本在長谷場源助家」とあるのも季安の筆である。以下二〇点の文書が収録されている。奥書(季安筆)に「右託伊集院兼誼兄模写之、以備後抜、爾文政己丑秋伊地知季安書」とあれば、文政十二年の作と考えられる。その主要文書の一部を托写して季安が保存していたものであろう。「長谷場文書」は現在東京大学史料編纂所所蔵であり、それ以前は横浜市住長谷場純敬氏所蔵であった。(『旧記雑録拾遺 家わけ五』解題参照) ⑥ははじめに「都城士野辺休太郎藏文書紙数十一葉」とあり、一八点文書が掲出され、本文中には季安の注記等もみられる。そのあとに一部薩摩国の「高城名勝志方留抜萃」(桃花源浄興寺・湯田村天神等)の記事の綴込混入がある。筆跡はこれまでがほぼ同じで一部「諸家系図四」の「野辺氏系図」と同筆であり、以降の掲出文書二四点は異筆であるが、その中六点を除き前出文書と重複している。末尾に「右櫛間院御年貢事トアルヨリ以下都城郡元住野辺氏文書也」の後書があるが、その筆跡は巻初の文書題と酷似している。「野辺文書」については『旧記雑録拾遺 家わけ七』でとりあげており、また『宮崎県史 史料編 中世1』、都城市教育委員会『野辺・東條家古文書』が刊行されている。併せて比較参照されたい。

本冊末葉の「伊地知季通進上」の字は季通の自筆であり、このことは「諸家系図文書」全巻が季通によってまとめられ島津家に献呈されたものであることを物語っている。

六は(1)「肝付氏系図文書 数十家」、(2)「薬丸氏系図」、(3)「津曲氏系図」、(4)「勝部氏系図」、(5)「鹿屋氏系図

文書、(6)「鹿屋氏庶流系図文書」を収録する。

(1)は「肝属氏系図」として「肝付源助家系図」をはじめとする二〇余家の各郷等所在の肝付諸家の系図と文書、由緒書等を掲載している。中で「肝付十兵衛家」の「伴家系図」について「此本書古系図ニ而候」として紹介している。垂水の「肝付豹右衛門家系図」には伊勢貞昌書状四通等七通の書状が付けられているが、これらは『旧記雜録拾遺 家わけ二』『新編伴姓肝属氏系譜』にも収録されており、『旧記雜録附録』にも伊勢貞昌書状は収載されている。「都城川東村柿木蘭門百姓喜左衛門家系図」の存在は郷土百姓の別を越えて一族間の連携をうかがわせる。(2)は「薩州伊佐郡宮之城領主島津図書久亮家臣〇宮之城住薬丸四郎左衛門家系図」、(3)は「鹿兒島土津曲休右衛門家系図」、(4)は「大伴氏今伴家氏并勝部氏」とあり、何れも肝付氏一族の系図で、末尾に「右系図串良下小原万八千大明神之神主石塚相模所に致格護候処、明和九年壬辰四月廿四日、肝付彦兵衛尉写之者也」とある。(5)については『旧記雜録拾遺 家わけ九』の「鹿屋文書」の解題や、『伊地知季安著作史料集三』『諸家系図文書三』『鹿屋氏系図文書』の解題で関説している。ここでも「鹿屋氏系図并文書犬追物手組」として、はじめ志布志鹿屋権兵衛の「伴姓鹿屋氏系図」を掲げ、伴善男以降兼明に至る系図につづいて「島津庄庄官等申状(抄記)」をはじめ、建暦元年八月四日の島津庄預所下文以下一三点の中世文書を掲載し、その後永正十三年の犬追物手組等を掲げている。(6)は「鹿屋氏庶流略系図并犬追物手組家伝書付」として「新城家臣鹿屋理右衛門家系図」・「高山土鹿屋勝左衛門家系図」・「加治木家臣鹿屋仁右衛門家系図」の他応永二年の犬追物手組等を掲載している。

猿渡氏系譜文書

内題に「猿渡氏正統系図本平姓後改藤原姓」とあり、その名の如く同氏が嫡統であることを立証し、また藩主

並びに近衛家より平姓から藤姓に改称することについての認承を得るべく努めていることを示している。これは延宝年間頃より記録奉行河野通古による各家の系図調査が活発化するのに伴い、本田・酒匂氏と並んで島津忠久に随従して東国より下向して来たとする古い歴史伝承のある猿渡家でも嫡統の決定、その系譜の整備をはかろうとする動きがでてきたためで、その傾向は元禄年間にかけて著しい。猿渡家では火災によって系譜を焼失していたのであるが、早く吉(義)岡宮内大輔久嘉(喜)が書写していたものがあり、それをその孫の吉利治部忠名より、記録奉行市来家年の仲介によって元禄十三年に至り猿渡家(監物)が入手、これによって猿渡喜右衛門(信安)は系図の作成を果したわけである。しかし猿渡越中守信元の子掃部兵衛信豊の弟与三の養子喜右衛門信綱の系統が正統であることを主張するためには掃部兵衛の女子の子孫である一族からの了解を得る必要もあったわけで、その関連史料が多く掲載されている。かくして喜右衛門信安は「東鑑」・「応永記」・「行脚僧雜録」・「文明記」・「貴久公軍記」・「上井覚兼日記」・「征韓録」・「島津義弘・久保連署書状」・「石田三成感状」等の諸史料を引用して「猿渡家通考家譜」を作成、併せて「通考大意」をそえて元禄十四年十月、藩記録所に提出、藩主並びに近衛家の認承を得ることができたのである。なお本史料も「三番箱 伊進上」とあり、伊地知季通が島津家に寄贈した史料の中であることを示している。恐らくすでに季安の代に入手していたものであろう。

重久氏系図

このうちはじめの「重久千右衛門家系図」は季安の作成系図の一つである。すなわち天保十年正月のその序文によれば、季安は当時豪商(木綿織屋)で莫大な献金等の功により小番士・町奉行格となった重久佐次右衛門篤極から系図作成の依頼をうけ、ことわりきれず、同人持参の系図草稿をもとに上祖千右衛門以降、六代目篤極、その後嗣篤行をつなぎ、とくに篤極の履歴について詳細に記述、一先ず作成の上、さらに史官の校訂をうけるよ

うにすすめたのである。しかしその一方で季安は大隅国曾於郡重久村を本貫とする税所氏族重久氏の本流が近世初期に至って没落し、その縁家に当る頼娃主膳付郷土鎌田直右衛門のもとに古系図文書等が伝存していることを承知しており、しかもそれらが宝永年間、記録所によって調査済であり、内容についても知っていたとみえ、その旨を篤極に紹介、篤極は鎌田氏と交渉してその全てを譲りうけるに至ったのである。(同様に天保年間、肝付兼明の委嘱をうけて肝付系譜の作成に当たっていた季安は、鎌田家に重久家伝来の鎌倉期の文書二点のあることを承知、肝付家への譲渡を斡旋している。『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ二』解題参照。) かくして整えられたものが「藤原姓重久氏系図」であり、宇多天皇にはじまり篤兼を初祖とし、篤眞(道)を元祖とする篤明―祐明―朝明―篤朝―篤兼―篤宣―祐宗―篤俊―祐次―祐元―篤之―篤□―篤以に至る十四代の系譜を文書で交えつつ編成している。六代篤兼代がもっとも詳しく、文書も元弘三年七月の同人の着到状他一五通に上り、大部分は「正本篤極蔵」と記載されている。それらは『旧記雑録前編一』にはほ本文が収載されていて「重久篤兼譜」・「重久氏文書」の如く記されているのである。末尾には天保十年九月十四日付、足立盛成の重久佐次右衛門(篤極)宛の証状が、裱装済の本系譜帳一冊を藩主の閲覧に供し、好評を得たことを記しているのである。なお重久篤極の後は養子篤行が天保十年家を去り、篤極晩年の子(天保三年生)佐平太が跡をとり、明治五年には国立第五銀行頭取となったが、西南戦争に参加、除族となり、明治十七年歿、その子篤澄も父に先立って死去、絶家となったという。重久佐次右衛門と佐平太については秀村選三編『薩摩藩の構造と展開』所収、伊丹正博「創設期第五国立銀行の史的研究」、古川常深「明治初期第五国立銀行と承恵社の形成過程について」、尚古集成館紀要七、松尾千歳「明治初期の島津家資産をめぐる諸問題」に闕説されている。

「諸旧記」は次回刊行予定の「諸旧記文書」と共に、前回並びに今回刊行の「諸家系図」・「諸家系図文書」と同種の性格をもつ史料集で、それらが系図と文書を組み合わせているのに対して、記録類と文書類を組み合わせて編集している。何れも季安・季通の書写収集になるもので最終的なとりまとめを季通がしている点は共通である。各巻毎の内題はすべて季通の筆である。表紙にはすべて「三番箱 伊進上」の書入れがあり、伊地知季通より島津家に納められたものであることを明示してある。また「磯島津邸蔵書之印」と島津家編輯所図書の大正十二年二月八日受入印が押捺されている。

一は(1)「関ヶ原乱、琉球泰治、大坂落城一件」と(2)「琉球国平均以来書類雑集」とからなる。

(1)はもとは三巻仕立であつたらしく、初巻「関ヶ原乱事」より三巻「大坂落城之後落人搦捕事」に至る一三項目に及ぶ関係文書三〇点を収録する。(『旧記雑録後編三』『同四』に収載)末尾に持主名として伊地知猪兵衛の名が記してある。(2)の内表紙の題名「琉球国平均以来書類集」は季安の筆、慶長十四年七月七日の徳川家康御内書以下、正徳三年九月九日の土屋政直書状に至る三三通の関係古文書を収録する。本件にかかる季安の関心の深さを示すものか。(大半『旧記雑録後編四』『同追録一』『同追録三』等に収載、『伊地知季安著作史料集二』『琉球御掛衆愚案之覚』参照。)

二は(1)「猪俣見益老日記」、(2)「上野隼人覚書」、(3)「瀬戸口宍岐入道自記」、(4)「面高連長坊朝鮮在陣日記」を収録する。

(1)は近世初期の加治木土猪俣見益齋の覚書写で祖父代より加治木に流寓、医学儒学等を以て領主久住に仕えた時期の日記、延宝八年九月の白鳥山、木崎原等を訪れた際の記事等あり、奥書に「右ハ猪俣見益老自書之覚書を借用いたし、弘化三丙午正月写早ぬ、尤久住公之御德行御先祖仲左老之御勤行所々ニ相見得、当家ニおひて有益

之一書と存如此也」とあれば、加治木新納家による書写かと思われる。(2)は承応二年七月十六日、七十三歳の上野隼人入道が先代の日向木崎原での活躍以来、若年期の自分の体験に至る迄半世紀以前の数々の武功談を覚書として記したもの。『旧記雑録後編一』『同二』『同三』に収録。(3)は豊州島津家に仕えた瀬戸口氏らの天文九年以降永禄五年ごろまでの武功を記したもの。『旧記雑録前編二』『同後編一』所収。それには「瀬戸口伊豆入道覚書」とある。内表紙は季通の筆であるが、文中行間に年次比定、出自考証に関する季安の注記がみられる。文末に文政七年弥生下旬、志布志通山瀬戸口民右衛門から蘭田氏宛の覚書写送付についての書状があり、瀬戸口氏↓蘭田氏↓季安への史料伝来ルートを承知し得る。(4)は「覚 於唐島迫渡書始」とあり、慶長二年七月廿八日より十二月廿九日に至る朝鮮在陣日記である。文中一箇所「伊民部は伊地知民部少輔ナルヘシ」との季安の注記がある。同じく東京大学史料編纂所蔵本の島津家編輯所本(近代写本)では、表題が「面高長連房」となっている。また鹿児島大学附属図書館所蔵の玉里文庫本では本史料で欠いている八月九日・十日分の記事があり、本史料では同本により補記した。『旧記雑録後編二』三四六号に全文収載されているが、それは本史料をもとに書写しているため同じ箇所の記述を欠いている。

三は(1)「文明記」、(2)「行脚僧雑録」、(3)「樺山玄佐自記」、(4)「鯨島日向入道自記」を収録する。

(1)は島津忠昌代の文明十六年以降の国内の争乱・平定の経緯を記述したもの。奥書にあるように慶長十二年四月長谷場越前守宗純が書写の上、河上左近将監久辰に贈っている。それを文政九年八月に書写したとあるが、筆跡からみて次史料のそれと同一人と思われる。『旧記雑録前編二』は本史料に拠っていると思われ、文明十七年九月廿四日で一旦終ったあとの追記分は「見于文明記末」として載録している。東京大学史料編纂所蔵島津家文書中には他に「文明記 全一冊」があり、内表紙に「戦札」、貼札に「五冊ノ内軍記」とあるものの末尾に「天

文廿四年卯月廿六日書之」の日付があり、これには追記分はない。恐らくこれが原本と思われる、今後本史料との厳密な校訂が必要であろう。(2)は文明年間行脚僧の三州領内巡回見聞録で各地の領主名を書き上げている。あと書に元禄五年十二月廿六日「右之本書ハ知覧之寺ニ収有之由ニテ河野郷左衛門殿被持来候故写真也」とあり、奥書によれば文化十三年三月廿六日、伊地知季美が先祖重英(張)の自筆写本を季安の懇望によって書写することを認承するとある。後季安はこれをもとにして『雲遊雜記伝上・中』を作成したのである。(『鹿児島県史料集Ⅻ 菅窺愚考・雲遊雜記伝』解題、『知覧文化』一七、江平望「文政六年行脚僧雜録伝来の経緯」参照。)(3)は樺山家八代善久入道玄佐が同家の功業、本人の軍功、治績等について天正五年五月十八日、六十五歳の時にまとめたものに、川上久盤(寧)の玄佐と久副、忠助入道紹劍父子の略歴の付記がある。本史料の途中までは季安の自筆、その後は他筆であるが、行間の注記は同じく季安の筆である。県立図書館本については『鹿児島県史料集Ⅻ』(晋哲哉氏担当)で刊行されており、本史料とほぼ同文であるが、後に永禄三年の上使方日記等を追補してある。文末には同じく季安の筆で「是樺山安芸守善久入道玄佐斎之自記者、以於島山湛深之本而令臨写之置者也、享保五稔庚子卯月六日 川上縫殿久寧在判」とあり、季安はこの川上氏蔵本をさらに書写所蔵していたものと思われる。(4)は季安の筆写で内表紙に「文政六年末十月写之、外ニ御年頃衆名書等写置、追而借入可被下也」「鮫島日向入道自記 相州家御由来」とある。忠国より伊作家の系譜を友久・運久・相州(忠良)とつなぎ、貴久・義久・義弘・家久に至る経緯を物語風にのべている。終わりに「文政六年十月写 伊地知小十郎」とあり、さらに文明二年聖栄自筆系図より忠国―立久の系図を付記している。

四は(1)「福崎伊与覚書」他、(2)「友野甲斐入道申状」、(3)「加世田仁礼氏所蔵古書」他、(4)「三ヶ国物語」を収録する。

(1)は「正文在出水士福崎伊兵衛由緒書」とあり、「日州高城以来の分」として天正年間両度の高城籠城戦以降、福崎伊与一代の戦功の数々を自ら慶長十七年一月書き上げたもの。これには他に田布施土下村甚右衛門文書の覚や、鹿兒島土瀬戸口浅右衛門尉文書の「豊州表在陣覚書」、川上七郎次郎文書の中の同氏譜や、「正文在百引土町田弥左衛門」とある同氏譜、川上三河入道宛の「島津義弘・家久書状写」等が付属している。(2)は『旧記雑録拾遺 家わけ六』所収、鹿兒島城下土友野家文書「友野甲斐守入道元真申状案」の「元真筆申状之写」と同文である。(3)は元治元年四月の「加世田仁礼覚兵衛所持之古書附写」で他に「薩隅日往古之事」、「御当家由来之事」、「渋谷四家由来之事」が付属している。(4)は享保十四年一月付で島津忠久の出生から元龜・天正年間の日向伊東氏の豊後退去迄の経過を物語風に記したものである。

五は(1)「加治木大村市兵衛重頼覚書」、(2)「蒲生湯田氏旧記」、(3)「神戸五兵衛覚書」を収録する。

(1)は永禄元年より慶長十九年に至る軍記で加治木衆大村市兵衛重頼の古戦書付、旧記を眞清なる者が後年書写したとある。『旧記雑録後編一』『同三』収載分は本史料からの採録と思われる。(2)は「右蒲生之衆湯田鶴右衛門殿以旧記写之」とあり、天正八年より十五年迄に度々軍談合に召し寄せられた日州柏原周防守以下志布志土持大膳正に至る五四名の外城士人数書上でこのまま『旧記雑録後編一』一一六五号に載録されている。(3)は「神戸五兵衛殿咄之由野村勘兵衛殿咄写」とあり、関ヶ原合戦の次第を詳細に記述している(主に合戦での井尻氏・木脇氏らの働き等についてその子らに伝えたもの)。宝永七年三月に赤塚源太左衛門が書写したとある。『旧記雑録後編三』に収録されているが、それは本史料からの転載であろう。なお本冊の裏表紙には「伊地知季安蔵」の署名がある。

六は(1)は「有田将監記」、(2)「濱田民部左衛門高名帳」、(3)「長野勘左衛門書出」、(4)「横山久内忠篤覚書」、(5)

「島津日述様御在京供奉之日記」を収録している。

(1)は「古物語」として「北郷殿御家始之事」にはじまり、都城島津家臣有田将監が自身の体験、見聞をもとに北郷家の戦史を中心に所見を交えて記述したもの。たとえば戦国大名立花氏と大友氏の行動を対比して前者を称揚、後者を批判している。文中の注記ならびに前書から本史料は都城島津家に二本あり、一本は山田住有田賀左衛門の原本をそのまま書写したもの。別本はその字句を幾分書き改めたもので、共に都城島津家の碩学荒川儀方の手になる。その後者を財部喜三右衛門がそのまま書写し佐久間勘兵衛に送り、同人から文化十五年五月、依嘱者で友人の川上親郁に送り届けられたものであることがわかる。季安はその川上氏所蔵本を入手したということになろう。したがって本史料と都城島津家本一本とを比較校訂することによって史料成立に関する種々の問題の解明が期待できそうである。(2)は奥書に「慶長十六年二月十八日、濱田民部左衛門」とあり濱田経重入道栄臨(当時七十八歳)が義久に殉死する数日前に自身で書き残した奉公記録の写ということになる。『本藩人物誌』に「濱田栄臨覚書」を参考資料としてあげているのは本史料のことであろう。(3)は内題に「長嶋郷士長野勘左衛門書出」とあり、明暦二年九月十三日付で義弘に仕えた父祖の功績等を出水噺衆中宛に書出したもの。『旧記雑録後編三』に「長野勘左衛門由来書立書抜」として収載されている。(4)は向島衆中であった横山氏の朝鮮役・関ヶ原役の際の功績を、寛永十九年九月、古日記などにより書きまとめたもの。『本藩人物誌』の参考書目に「横山弓内覚書」とあるのは本史料をさすのであろう。(5)は天正十五年六月十五日付で日述(島津龍伯初名)の上洛供奉を勤めた家村源左衛門が「私ニ記置候(日記)抜書」で家村次右衛門所蔵本を書写したもの。義久は同年九月二日聚楽第に出頭、細川幽斎や関白の案内で見物を果たしている。

なお以上の中、二ノ(4)、三ノ(1)・(2)・(3)、四ノ(2)、六ノ(1)・(2)・(4)については文化十三年、季安が禁錮を免ぜ

られるまでの間、鋭意渉猟して書写或は題目のみを記載した「旧記題苑」の書目中に入っており、早い時期季安の既に掌握していた史料であったことがわかる。（『黎明館調査研究報告』10、尾口義男「伊地知季安著作史料集と旧記題苑」参照）

白坂氏系図文書

右は「藤原姓白坂氏系図」及び付属文書からなる。白坂大学坊を初祖とする内之浦白坂家伝来系図で、白坂哲子氏（鹿児島市照国町）所蔵文書である。系図は表紙に季安の自筆で「文化二年丑十一月草稿之也、八世家督白坂次郎兵衛篤義」とあり、その裏に朱書で年月日及び人名等に誤りがあると思われるので、今後しかるべき人に見せ手直ししてもらおうように記してある。そのあとに同年の序文と、慶応二年十月十二日の後序が書き加えられており、以下元祖篤義以来の系譜が記述されている。季安がはじめに執筆した文化元年までと後補の文化三年から季安が後序を記した慶応二年に至る間の分に加えて、さらに明治以降、昭和年代に至る間の記述がある。初代より三代まで引用の文書ははじめの一通の外すべて同家伝来の文書（現存、『旧記雑録』未収録）であり、「在文庫」と注記のあるのは同家所蔵文書の謂である。系図作成の経緯については序文に詳しい。すなわち二十四歳の季安（当時の名は季彬）が横目助として任地の内浦で五つ年少の郷土白坂篤義と親交を結び、同家伝来の史料を実見、篤義に系譜作成を懇懇、かえって自らの好学心からその依頼をうけて短期間で系図を作成、後補を期待したのである。しかしその後間もなく文化五年、季安は二十七歳で朋党事件（近思録崩れ・秩父崩れとも）に連坐、遠島謹慎の身となり、久しく両者の交流もとだえたのである。後序によれば、年六十をこえてようやく仕官の禁をとかれ、巡察の役で再び内之浦を訪れ、自己の旧作にめぐり合い、修補を約して持ち帰ったものの、その後記録奉行等の重職につき島津家の文書整理、歴史考証等の仕事に忙殺され、そのまま打過ぎていたところ、八

十五歳になった慶応二年（歿年の前年）篤義の孫壯次（篤志）の来訪を受け、旧約を果たせなかったことを釈明、その証に一文を草したというわけである。恐らく季安は後序を記すのが精一杯で精細な再訂は出来なかったと思われる。系図の後半の記事も恐らく季安の当初のすすめに従い、白坂家自身で執筆したものと思われる。奥書に文化二年十二月十四日付、「津口番所付伊地知小十郎季彬」の白坂次郎兵衛宛の懇切入念な書置が重ねて記されている。このように此冊は若年時の季安の序、並びにその作成系図と最晩年の季安の後序がすべて自筆で一冊のなかに半世紀の年代をこえてとじこまれており、文字通り白坂家の歴史と併せて季安一代の歩みを実感させる史料になっているといつてよいであろう。なお付属関係史料として酒勾景明覚書写等数点を収録した。慶安年間鹿児島絵図堅野馬場写（部分）も季安の自筆で大龍寺馬場、千地蔵の上辻所在の白坂一郎兵衛屋敷の位置を示している。「今へ成田正右衛門」との加筆がある。但し本図の原因については明らかではない。

終りに参考資料として本書全編を通して掲載分の史料点数と、文書について『旧記雑録』に収載済のもの、未収載のもの点数を示しておく（表参照）。

（付記）

昨年度から公開された『庄内地理志』の解説（『都城市史 史料編 近世1』）の中で重永卓爾氏は「庄内地理志の成立年代と編集に携わった人々」について詳説されているが、とくに附論「伊地知季安・季通と都城」の中で都城島津家文書「御問合并御届書留」（主として本藩の記録所と都城の記録所との照会回答書控）中の二通の季安関係の文書を紹介、『旧記雑録』と『庄内地理志』との関わりについて興味深い見解を示された。二通の中、

『季安四』掲載文書内、文書・記録・記事等点数

文 書 名	文 (収載)	書 数 <未収>	系図・記録 ・記事等	目録上史料 総 数	掲載史料数
諸家系図文書 五	(254)	304 <50>	30	324	306
諸家系図文書 六	(23)	43 <20>	30	68	68
猿渡氏系譜文書	(2)	41 <39>	28	33	33
重久氏系図	(18)	28 <10>	18	7	7
諸旧記 卷一	(44)	63 <19>	0	63	61
諸旧記 卷二	(1)	2 <1>	4	4	4
諸旧記 卷三	(1)	7 <6>	5	4	4
諸旧記 卷四	(2)	9 <7>	10	15	15
諸旧記 卷五	(2)	4 <2>	5	4	4
諸旧記 卷六	(2)	7 <5>	2	5	5
白坂氏系図文書	(2)	19 <17>	4	11	11

注 1 収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは、「同」未収載文書を示す。

2 掲載史料数とは、『季安 四』内で掲載した重複分を除く史料数を示す。

一通は季安から和田平太（秋実）宛のもの、もう一通は和田平太より津曲四郎右衛門（兼養）宛のもので、共に戌十一月廿七日付でこれを重永氏は文政九年と推定された。内容は一が季安の当時手にかけていた島津庄成立の考証（のち「管窺愚考（島津御庄考）」として完成）について伝手を頼って現地（都城）の識者の助言と意見を求めたものであり、二がその希望をかなえさせるべく和田秋実（鹿児島城下土）が津曲兼養（当時都城家地頭兼用人）宛に季安の意向と史料を知らせ送り協力方を要請しているものである。

重永氏によればこの頃都城では荒川儀方（佐長）らによる「庄内地理志」の編纂がさかに行われていた時期に当るといふ。したがって本書収載の「諸家系図文書五」の「入来本田氏文書・都城本田氏文書」等の採訪調査もそのころのものと思われ、同文書の借出者となった龍岡九平左衛門（資光）とは文政十二年、都城地頭職兼用人としてみえる人物であることも判明している。何れにしても当時季安は鹿兒島にあって関係者の理解と協力のもとで精神的に文書記録の収集に努めていたのであり、それらの成果がやがて次々とその著述に生かされ、さらに後年季通の手により『旧記雑録』の中にとりこまれていったということができよう。薩藩史料集成のこれらの具体的経緯については『庄内地理志』等の続刊に伴ない今後さらに明らかにされることを期待したい。

（五味 克夫）

例 言

一 本書は、「諸家系図文書」(巻五・巻六)「猿渡氏系譜文書」「重久氏系図」「諸旧記」(巻一〜巻六)「白坂氏系図文書」を底本として刊行するものである。

本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次の通りである。

史 料 名	所 蔵 別
諸家系図文書 巻五・巻六	東京大学史料編纂所
猿渡氏系譜文書	東京大学史料編纂所
重久氏系図	東京大学史料編纂所
諸旧記 巻一〜巻六	東京大学史料編纂所
白坂氏系図文書	白坂哲子氏(鹿児島市)

一 文書・記録・記事は、原則として底本に従って掲載し、通し番号を文首に付した。重出文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文は省略した。

一 「諸家系図」全五巻及び「諸家系図文書」巻一〜巻四(鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集 三)収載分)に続く「諸家系図文書」巻五・六については、文書番号及び重複注は『同 伊地知季安著作史料集三』からの通番及び注を付した。

一 収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア 補充箇所は▽△で示した。

イ 補充や校訂に使用した典拠史料は、次の略記号で示した。

旧記雑録 ㊶

延時文書（東京大学史料編纂所蔵） ㊷

土持文書（清水正己氏所蔵） ㊸

池端文書（池端高至氏所蔵） ㊹

野辺文書（本村寅雄氏所蔵） ㊺

新編伴姓肝屬氏系譜（東京大学史料編纂所蔵） ㊻

友野文書（友野長氏所蔵） ㊼

玉里島津家文書（鹿児島大学附属図書館蔵玉里文庫） ㊽

新編島津氏世録正統系図（東京大学史料編纂所蔵） ㊾

都城島津家文書（島津久厚氏所蔵） ㊿

ウ 「諸家系図文書 五」中の「延時文書」について、本文の省略された文書については『鹿児島県史料 旧記

雑録拾遺 家わけ六』所収「延時文書」の文書番号を示した。

エ 「諸旧記 六」中の「有田将監記」については、全体を通して都城島津家本（二本）により校訂を行った。

オ 「白坂氏系図文書」中の「藤原姓白坂氏系図」所収文書は、白坂氏所蔵文書により校訂を行い、補註を加えた。

一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「」（墨書）、「」（朱書）で囲み、野線は点線で処理した。

イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。

ウ 文書・記録・記事中には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

エ 原則として原注に移動指示がある場合は、該当箇所に移動した。

一 合点は「 」（墨書）、「 」（朱書）で示した。

一 原本の摩滅虫損は、字数を推して□または▭を以て示し、判読不能な文字については■で示した。

一 見せ消は、その文字の左側に「 」を付した。

一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。

一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

一 原文中の地名・人名・官名・年号などに施されている朱引は、全て省略した。

一 原文中の送り仮名及び返り点については、一部を除き省略した。

一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。

一 系図中人名上の「●」「▲」「●●」「○」「△」「○」などがすべて朱書の時、文末に付注し、文中に「 」を付けないこととした。

一 本文中に、後に記入する目的や虫損等の理由で空けられたと考えられる箇所について、□□、▭、…、—、
などがあるものは、原則として底本の体裁に従った。

一 『鹿児島県史料 旧記雑録』との重複及び『同旧記雑録拾遺 家わけ』との重複文書については文末に注を付した。

なお記事の場合には、原則として重複注は逐一付さなかった。

一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吳(異) 早(畢) 亘(事) 苧(州) 帑(紙) 季(年) 躰(体) 广(摩・磨) 麕(鹿兒)
刁(寅) エ(衛) 穢(税) 邨(椰・郭) 筭(算) 斫(料) 番(蕃)

旧記雜錄拾遺伊地知季安著作史料集四 目次

解題 1
例言 19
目次 23

諸家系図文書

卷五 一
卷六 一三一
猿渡氏系譜文書 二一九
重久氏系図 二九五

諸旧記

卷一 三四五
卷二 三八三
卷三 四三六
卷四 四七二
卷五 四九七
卷六 五二二

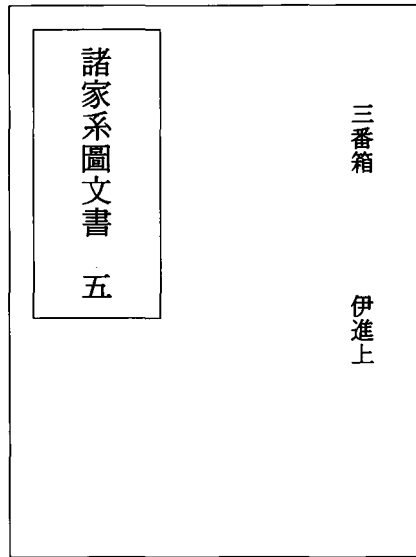
目次

白坂氏系図文書……………五六一

文書目録……………五八五

諸家系図文書

(表紙)



- 諸家系圖文書 五
- 一本田氏ヨリ羽島氏ニ至ル目錄左ノ如シ 別記
 - 一高岡士富滿氏文書
 - 一諸縣郡大田原村新助藏本文書
 - 一高岡士山下氏古文書
 - 一入田氏略系
 - 一伊東氏略系
 - 一赤獲氏系圖
 - 一大脇氏略系
 - 一小根占池端氏文書

一長谷場氏文書

一野邊氏文書

『入来本田氏文書都城上之原氏藏

都城本田氏文書 一質人番組 一三久書

同高木住某藏稅所氏系圖

財部延時氏文書

同米良氏系圖文書

末吉宮里氏系圖文書

同羽島氏系圖文書

都城本田仁十郎家文書 今上之原源太郎所持、辛巳七月朔日龍岡九平左衛門殿借くれられ宮丸村松元旅宿

休藏大軍氏所ニ而臨寫、下人

158 [七]

針原孫次郎久兼當知行之任事、(地方)任一同 宣旨、管領不可

有相違者、

天氣如此、悉之、以状、

元弘三年八月廿九日 權左少弁(花押)

〔紙鼠色廣サ小奉書位〕

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一五二四号文書ト同一文書ナルベシ)

159 〔八〕

足利尊氏・同直義以下輩有叛逆企之間、所被追討也、針

原孫二郎久兼發向鎌倉、可被致軍忠者、

天氣如此、悉之、以状、

十一月廿五日 大膳大夫(花押)

〔紙上ニ同シ〕(本文書ハ前号文書ノ下ニ写サル)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一七四一号文書ト同一文書ナルベシ)

160 〔三〕

薩摩國山門院針原名内拾町玖段參十、國方惣檢事、以和

与之儀、令止訴訟候畢、恐々謹言、

正安貳年十一月十九日 雜掌法橋隆宗(花押)

謹上 針原熊鬼殿 〔如此書出シ有門〕

〔山門藤原家泰ノ二子也、本田針原ニアラス〕

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一〇五四号文書ト同一文書ナルベシ)

161 〔ロノウラニ〕

あくけんたとのゝ御くたしふミ

下 下本田郷住人等

定遣郷司職事

藤原兼綱

右、為相傳之上、所令參入、早令安堵住人浪人等、可令

勤課役之状、所定遣如件、住ノ宣承知、不可違失、故下、

久壽二年三月廿三日

源在判 〔本文寫ナリ〕

〔自久壽二年乙亥至嘉永四辛亥得年六百九十七年〕

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二八号文書ト同一文書ナルベシ)

162 〔廿七〕

下 本田左近藏人兼久分

右、山門院西方之内、祖父兼阿之跡村々同散在田圃等事

有注文、早任先例、可知行之状如件、

別紙 〔當永和三年丁巳〕 (島津) 伊久(花押)

天授三年六月卅日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三七五号文書ト同一文書ナルベシ)

163

〔十カ〕
〔三〕
〔ス〕

度々合戦之間、郎従等被疵之条、尤神妙也、於恩賞者、追可有其沙汰、将又敦賀津凶徒事、嶋津孫三郎相共馳向彼城、可抽軍忠之状如件、

建武三年十二月廿三日
(足利直義)
(花押)

本田次郎左衛門尉殿「久兼」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八九二号文書ト同一文書ナルベシ)

164

〔十カ〕
〔三〕
〔ス〕

肝付八郎兼重以下凶徒誅伐事、随守護催促、可抽軍忠之状如件、
「尊氏在于花押」

建武三年三月廿八日
(花押)

(久兼)
本田左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八二一号文書ト同一文書ナルベシ)

165

〔六〕
〔ス〕

ゆつりわたすさつまの國山門院内はりへの村田島くわうや等、并のすみのうちの屋敷ほう四町、同よこみねの四至さかい、手継本證文等ニ見へたり、右、件のところハ、道觀相傳所領也、仍ちやくし孫二郎かところニ、永代をかきてゆつりわたすところなり、こ

のゆつり状にまかせて、たのさまたけなくなりやうちすへ

き状如件、

嘉曆四年卯月廿五日
沙弥道觀(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五二三号文書ト同一文書ナルベシ)

166

〔廿カ〕
〔三〕
〔ス〕

ちうたいのよろい・たち、兼阿かあとの事、かな太郎をちやくしとして、ゆつるへく候、御心へのために申候、

あなかしく、

八月十六日
(本田久兼)
兼阿(花押)

ミなり河との、
御方へ

「右ノウラニ」

兼阿自筆之間、為後證、所加判形也、

延文五年九月六日

(島津氏久)
左衛門少尉(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二五五三号文書ト同一文書ナルベシ)

167

〔千カ〕
〔下〕
〔ス〕

薩摩國役所二条方里小路大番事、自今年三月一日至同七月一日、山門院内針原・横峯・内野分、所被勤仕也、仍状

如件、

建武二年七月〔六カ〕二日

〔島津貞久〕
沙弥〔花押〕

本田孫二郎殿〔兼阿〕

〔本文書ハ「旧記雑録前編」一七三七八号文書ト同一文書ナルベシ〕

168

「口」ス

「江カ」

薩摩國山門針原二郎入道被讓渡ところ針原・野角・横峯

以下所々水田島等事、

合

右、本文書等、御下文等あいそへて、限永代、針原入道

「江カ」
所讓渡也、但於後日、右之一所をのこさす子息孫二郎

ニ可被讓渡也、仍讓之状如件、

「元徳元年也」
嘉暦四年三月二日

沙弥静觀〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雑録前編」一五〇八号文書ト同一文書ナルベシ〕

169

「二」ス

ゆつりわたすさつまのくにやまとのみんの内はりわらの

むらの田島〔わか〕くそうや等事

四至ほんせうもんにミへたり

右のむらハ、いゑやすさうてんの所りやうなり、しかる

あひた、せうふんたりといゑとも、かのむらをさしわけ

て、しそくくまをに丸に、なかきよをかきて、ゆつりあ

たへり、たゞし、たいくの御くたしふミ、ほんもんし

よのしやうもんらハ、ちやくしかうしゆ丸にゆつりあた

へ了、しかるあひた、あんもんのうらをふんして、あて

たふところなり、はやくこれをもて、くわんとうあん

の御くたしふミを申給へきなり、よて為後日讓状如件、

正安二年〔歳次〕六月十五日

藤原家泰〔花押〕

「右ノウラニ」

任此状、可令領掌之由、依仰下知如件、

嘉元三年六月一日

相模守〔花押〕

「北条貞時ナラン、
貞時執權職ニテ應
長元十月卒ト花押
戴ニミエ
タリ」

〔本文書ハ「旧記雑録前編」一〇四四号文書ト同一文書ナルベシ〕

170

「四」ス

奉賣渡薩摩國山門院内竹原町貳段事

雖四至有、先日之竹原町わり殘不可殘之間、堺さすに

不及、

右件田地者、家泰重代相傳私領也、而間依有要用、代用

うけちとう米御くうしいけにおきてハ、かの田地にあたらんほとふんけんによりて、そのさたをいたすへし、よてこうせうのために、ゆつりしやうくたんのことし、

應安七年八月廿二日 尼聖興（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編二二六八号文書ト同一文書ナルベシ」）

人質番組

此外

北郷讀岐守質人実子（忠虎）

伊集院幸侃質人（忠兼）

新納武蔵守質人

此三人ハ常話也、

一番 嶋津左衛門入道（歳久）

孫子可有御上候、

肝付中将（兼三）

親類年寄之子二人

新納武蔵入道（忠元）

次郎四郎左京可被相替候、

二々

嶋津又四郎殿（以久）

実子可有御上候、

種子嶋左近太夫（久時）

親類并年寄子二人

入来院又六（重時）

親類年より子二人

三々

嶋津圖書頭殿（忠長）

実子御上有へく候、

根占七郎（重張）

親類年よりの子二人

喜入式部太輔（久道）

実子可有御上候、

已上

右三組之内へ、本田下野入道・町田出羽守・平田左近将（親貞）

監、此三人も相加、老組四人宛にて候、雖然此三人ハ、

御役人ニ付而時に至而御用之仁、この内一人宛京都に被

召置度之由、色々御理之儀候条、如此候、別ニ書付申

候、縦雖為御供、三組之内之可為質人候、義久・義

弘・久保御在國之時者、如最前之一人宛三組へ相加、可

有御在京候、右替之日限者七ヶ月宛ニ相定上者、私之為

談合被相替事可為停止候、（監脱之）

已上

天正十九

石治少

拾二ノ二日

三成判

義久様

義弘様

参人々御中

（本文書ハ「旧記雜錄後編二二七八九号文書ト同一文書ナルベシ」）

(本文書ハ「家わけ三」町田文書三七号文書ト同一文書ナルベシ)

174
〔廿カ〕
〔〇三〕「ス」

ゆつりわたす兼阿かあとの所とほんりやうならひにちう
たいのよろい・たち・かたなの事

さつまのくにやまとのあんの内、はりはらのミやうて

ん・よこミネのむら・うちのゝむら・たかへらまち・

ひさきた、

ちくせんのくにこたへのかうのうちの田地つほつけと

ちやうハ、へつしにあり、

右の所りやうハ、兼阿ちうたいのしりやうなり、しかる

に、かな太郎をちやくしとして、一所ものこさすゆつり

わたすところなり、たのさまたけなくちぎやうすへきし

やう如件、

文和三年十一月十五日

(本田久兼)
兼阿(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」二二五六九号文書ト同一文書ナルベシ)

175
〔廿カ〕
〔〇八〕「ス」

ゆつりあたふちやくしかなとう丸か所

薩摩國山門院内一所はりはらのミやうてん

一所 ミなりかわのミやうてん

一所 よこミネのむら・同たかへらまち・ひさ木田

一所 うちのゝむら

一所 同國しらをかわのむらはんぶん

一所 ちくせんのくにこたへのかうの内

右、件の所領ハ、兼久ちうたいさうてんのしりやうなり、

しかるあひた、かなとう丸ちやくしたるあひた、一しよ

ものこさす、やうたいをかきてゆつりわたすところなり、

たゝししやていきくとう丸・いぬとう丸ニハ、このうち

をおもひあてかいふちすへきなり、仍為後日ゆつり状如

件、

明德三年壬申十二月十三日 兼久(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」二四九三号文書ト同一文書ナルベシ)

176
〔二カ〕
〔〇二〕「ス」

沽渡 薩摩國山門院内針原村田島荒野等事

四至本證文見タリ、

右、當村者、家泰相傳所帯也、而先季之比、同國御家人

時吉太郎通泰令沽却畢、爰自彼通泰之手、本田左衛門尉

殿買取之、被知行之處、就關東御德政明文、家泰依為本
主取返之、雖令領知、買得地事、自今以後者、不能禁遏
之旨、重被下御事書之間、家泰依有要用、用途陸拾貫文
限永代、相副曾祖父秀忠讓狀案文并關東安堵御下文案文
等、奉沽渡本田左衛門尉殿畢、然者、無他妨可被領知也、
且又以此狀、可被申給關東安堵候、仍為後代證文之狀如
件、

正安二季歲次 六月十五日 藤原家泰(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一〇四六号文書ト同一文書ナルベシ)

177
「九」ス
下

山門院西方内名田等事

本田宮内左衛門入道道觀分

一手作分

六段十 峯本 五段 平田 一段十 舍迫

一名々分

久富六町 光成貳町 桃木田六段

右、守坪注之旨、為給恩、可令知行之狀如件、

正慶二年閏二月十九日

(島津貞久)
道鑑(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一六二七号文書ト同一文書ナルベシ)

178
「十一」ス
下

可早以本田孫次郎久兼、為薩摩國山門院内本田左衛門
次郎親兼跡半分除塩屋、代官職事、

右以人、為彼職、守先例、可致其沙汰之狀如件、

建武二年三月十一日

(島津貞久)
道鑑「花押前ニ同シ」

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七二八号文書ト同一文書ナルベシ)

179
「十一」ス
下

本田左衛門尉久兼軍忠事

右、屬于嶋津上総前司入道之鑑之手、去正月廿七日、賀
茂河原合戰之時、致先懸、被切殺乘馬、同廿八日、於神
樂岡之下、及散々之合戰、打取御敵三人畢、同卅日、二
条大宮并西七条合戰之時、致軍忠之次第、下野六郎・同
七郎被見知之間、有御尋之時、不可有其隱、然早浴恩
賞、弥向後欲抽軍忠、仍恐々言上如件、

建武三年三月十一日

承了「道鑑公
花押有」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七九〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

180
「(十九)」
「(十カ)」
「(十カ)」
「ス」

目安

本田次郎左衛門尉久兼申、越前國敦賀城合戰軍忠事、

一正月十八日、押寄彼城大手脇堀際、終合戰之条、御見

知畢、

一二月十六日、後卷大勢寄來之時、致先懸、捨身命盡軍

忠、被疵右足射疵之条、同時合戰之仁、宮里彦七・東条七

郎等見知畢、

一三月二日合戰、攻寄堀際致軍忠之次第、御見知畢、

一同四日夜、押寄大手城戸口矢倉下、終夜合戰之条、豊

後弥三郎・牛屎郡司等見知之畢、

一同五日夜、最前攻入城之刻、以石被打肩之条、高越後

守御手之仁、泉弥三郎・和田九郎等見知畢、

右、久兼依當病、差進舍弟資兼之間、自正月八日迄于三

月六日、晝夜抽軍忠之条、證人等分明之上、御見知畢、

然且給御一見、且為預御注進、恐々言上如件、

建武四年四月 日

「島津孫三郎左衛門尉
殿御一見狀ト張紙有」承了(川上頼久)
「花押」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九二六号文書ト同一文書ナルベシ〕

181
「(十カ)」
「(十カ)」
「(十カ)」
「ス」

本田次郎左衛門尉久兼、屬于當御手、今月十一日、雖攻

登大和國二上城、凶徒落失畢、同日於味曾路越致合戰

畢、同十九日、馳越河内國東條城、致軍忠之条、平良小

次郎・吉田又次郎同所合戰之間、令見知畢、然早任所々

軍忠之旨、且預御注進、且為下賜御證判、恐々言上如件、

建武四年十月 日

「尾張左衛門佐殿
御一見狀ト張紙」承了「花押」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九七四号文書ト同一文書ナルベシ〕

182
「(十カ)」
「(十カ)」
「(十カ)」
「ス」

右同文 承了トアリテ、道鑑公花押有ルアリ、同文故略之、

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九七五号文書ト同一文書ナルベシ〕

183
「(十カ)」
「(十カ)」
「(十カ)」
「ス」

本田次郎左衛門尉久兼謹言上、

欲早任八幡天王寺所々合戦軍忠旨、預御一見狀間事、
右、三月十三日、於八幡致合戦条、大隅助次郎入道・東
郷小三郎令見知早、同十六日、於天王寺安部野濱手令生
虜二人早、生虜奉行人高橋中務丞致見知訖、然早預御一
見狀、為備後代龜鏡、恐々言上如件、

建武五年三月 日

承了「道鑑公
花押」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇〇五号文書ト同一文書ナルベシ)

184

〔十カ〕
〔八〕「ス」
本田次郎左衛門尉久兼謹言上、

欲早任度々軍忠旨、賜御一見狀間事、

右、自四月十七日、兵庫鞏固御共仕、同六月二日、御敵
湊河城寄来間、屬御手致合戦早、同三日、押寄前城、追
散御敵訖、此等次第、加藤式部丞令見知早、然早下賜御
一見狀、恐々言上如件、

建武五年六月 日

「石塔殿御一見狀
張紙」
承了(石塔頼房)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇一四号文書ト同一文書ナルベシ)

185
〔十カ〕
〔九〕「ス」
右同文

「島津大夫判官殿
御一見狀ト張紙有」
承了(島津宗久)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇一五号文書ト同一文書ナルベシ)

186

〔三カ〕
〔十〕「ス」

本田次郎左衛門尉久兼軍忠事、屬于當御手、自六月廿七
日、馳向八幡城、今月九日、洞塔下後攻、御敵構城櫓楯
籠之間、押寄彼城櫓、自南手致合戦、令分取壹条、小笠
原孫六・愛甲九郎同所合戦之間令見之、於頸者捨畢、然
早且預御注進、且下賜御證判、為備向後龜鏡、恐々言上
如件、

建武五年七月 日

承了「花押前ニ同シ」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇一七号文書ト同一文書ナルベシ)

187

〔廿カ〕
〔一〕「ス」

同文

承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇一八号文書ト同一文書ナルベシ)

188
『廿四』
下 『本文寫トミユ』

薩摩國山門院内本田次郎左衛門入道兼阿跡給恩莫成河
地頭代官職事

右、所宛行孫子本田金太郎也、任先例、致沙汰、可知行
之状如件、

延文五年八月廿二日

道鑒「花押」

〔右三十通ノ内、質人番組一通ヲ除キ、外廿九通ヘロニ入来本田市郎左
衛門ト押札有テ寫濟ト朱ニテカケリ、サレハ入来本田氏ノ文書ナラン〕
(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七六号文書ト同一文書ナルベシ)

189

「ロノウラニ」(墨引) 本左市殿

惣次郎

(三十一)

猶々御船など御談合之時候ハ、御定被成候へかし
と存計候、左様之□御俱候て、自是なとまても候
へかしと存候、何共以面くわしく可申候、恐々、以
上、

先度凡申候様ニ、拙者出陳之供衆之儀、早々御定候へか
し、其故仕度等儀共無御断分別仕候する間、如此雲也、
定何比立候て能候する者、於京都ニ被聞候する間、以御

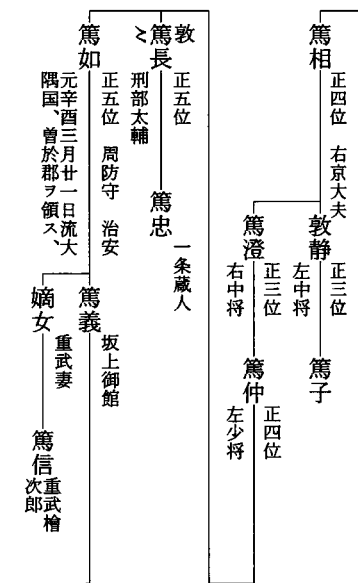
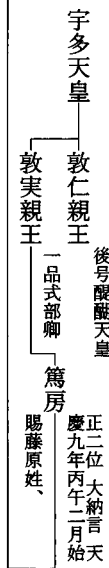
190

談合、其御分別候て可給事、萬事頼申候、将又久次郎供
ニいしやの儀、無御油断可被仰付候、高麗へ供之人衆出
銀なども御分別候する間、其前へもつて御定被成候へか
しと存事候、菟角御談合衆次第候へく候、
五月廿二日



〔右宗次郎三久書ト前ノ質人番組トノ二通都城本田氏ノ文書トミユ〕

税所氏系圖都城高木住『本書近世書加へタルト見ユル多シ』



篤貞 重枝 曾於野大夫 篤近 重枝 曾於野太郎大夫 奉寄正八幡宮應保三年曾於野郡御佃米三十六石

篤房 重枝 曾於野 篤遠 重枝名内二十町 反 改篤守、篤真 号重久、十三丁五反

篤吉 重枝 篤重 篤成 篤氏 篤祐 篤成 篤氏 篤重 円性坊 篤重 改篤通、治承四源平一乱之時、為右大将家御時度々致忠節、御判御下文頂戴、税所惣檢校兩職并恒次名等恩賜、自是号税所大夫、

篤明 篤幸 重富 敦茂 曾於野七郎大夫 栗野・恒次・重武押領使職 松永名等同知行入、

祐明 茂明 篤朝 敦兼 篤利 八郎

朝明 秀明 女子二人 祐胤 彦七 女子三人

敦満 右大夫 去建保元年五月二日、三浦和田左工門尉義盛追討之時、義盛

安弁 得重 惣檢校職 大隅国税所職 押領使職 国大專當職 止 子息四郎左工門尉以下敵三人討捕之大事之疵數ヶ所負之間、同三日ニ死去、法乘坊 霧島座主

敦久 上大宮司職 曾於郡内恒次名・重武名・桑東郷名、栗野院恒山、薩摩国満家院郡司職村々田島山野等、依和田左衛門尉追討勲功拜領之、同院内厚地山座主職、

義弘 得重 惣 敦高 山口惣檢校職

敦命 得重 惣 得一丸

敦国 檢校職 乙万丸

敦綱 乙一丸

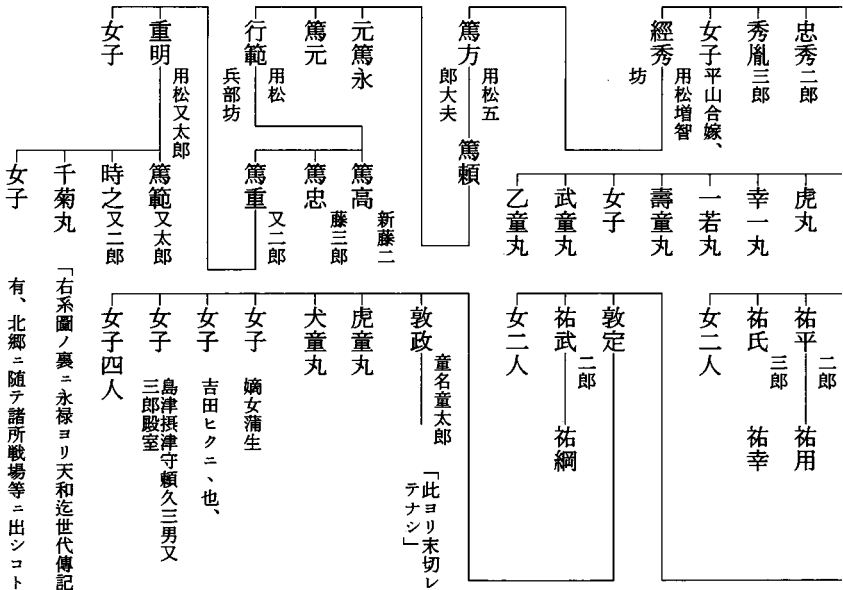
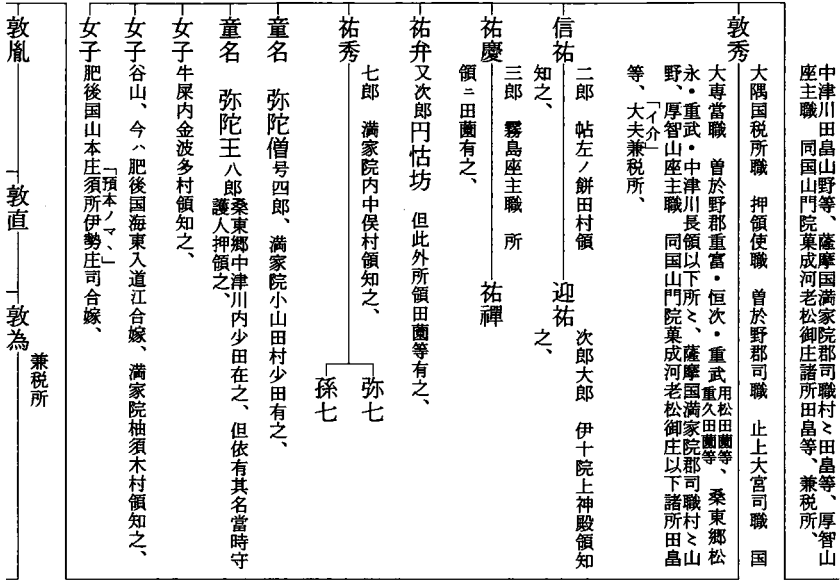
女子 阿弥陀丸

女子 志摩丸

重富 大隅国税所職 押領使職 曾於郡々司職 止上大宮司

祐満 野職 国大專當職 曾於郡内恒次・重武名・桑東郷松永・栗野恒山・重富・重枝・中津川・薩摩国満家院、同山門院・牛屎等、和田追討之時、依勲功拜領之、將軍家へ実朝卿執權ハ義時、御當家ハ忠久公御時也、然ニ忠久公和田合戦依勲功之賞、建保元五月七日甲斐国波加利新庄御賜也、依之諸士以私之所領ヲ配分之給、此時祐満ハ号税所兵衛尉也、

義祐 大隅国兼税所職・押領使職・曾於野郡司職・止上大宮司職・国大專當職、曾於野重富・重枝・恒次・重武・桑東郷松永・



財部延時金助家文書

「辛巳七月七日財部南侯村正ヶ峯七右衛門所
ニ伊地知氏宿リ被居候ニ付、差越借候而真
本ヲ臨写ス」

191

〔四十二〕

為御方楯籠碓山城、被致軍忠候之段、神妙之間、闕所地
薩摩國薩摩郡竹内平八跡田地内青木田壹町并竹内蘭壹所
各半分事、所被預置也、弥可被致忠節候、且此子細可被
仰達候、仍状如件、

曆應二年七月廿六日

(酒匂) 久景(花押)

延時又三郎入道殿

(忠種)
(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇五号文書ト同一文書ナルベシ)

192

〔四十〕

目安

延時又三郎入道法佛中、薩摩國市来院城塙合戰軍忠事
一今年^{建武}七月廿八日、大将^{下野}發向件城塙之時、法佛
^{左金吾}
重病之間、差遣舍弟彦五郎忠能於代官、押寄彼城塙野

頸之手、迄于八月三日致合戰忠節之条、軍奉行大隅五
郎兵衛尉・上野四郎太郎等見知訖、

一同九月十七日、重大將發向彼城塙之間、忠能自同十七

日迄于廿七日、或押寄水之手、或於大手連々抽軍忠之

条、軍奉行大隅五郎兵衛尉并酒匂兵衛次郎見知早、

一同廿八九日晦日兩三ヶ日者、向于後卷之手、捨身命致

合戰早、此等次第、同五郎兵衛尉并上野三郎四郎等所

令見知也、

右、軍忠之次第、賜御承判、預御注進、為浴恩賞、言

上如件、

建武四年十一月 日

承了(川上頼久)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九七九号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書三七号文書ト同一文書ナルベシ)

193

〔廿七〕

依京都御事、去五日^亥越関東御早打下着之間、薩摩國御家
人延時又三郎忠種馳参候、以此旨、可有御披露候、恐惶
謹言、

元亨四年十月廿一日

平忠種

進上 御奉行所

承了 (北条英時
花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四〇八号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書二七号文書ト同一文書ナルベシ)

「外文治以来之文書小百通アリ、以後可寫也」

194 「〇」財部 平田三五郎墓



「以下延時氏文書十五枚、文政五年三月九日以本書寫于財部地頭假屋裏」

195

「三カ」
関子謹言

讓渡所領田島等坪々并羽嶋田嶋壹曲事

合

薩摩若松名内拾參町

但加羽嶋浦定

字尋田五段

口町壹町

畠田三段

垣尻三段

又平田一丁

海町一丁

中腹比七段

川口五段

加治目迫五段

小峯本二段

川良田七段

早水尻四段

赤早水二段

桑木丸七段

柳田五段

智聖房作七段

石本五段

羽嶋浦坪々

正原田一町

大苗代五段下

西原田一町五段下

秦三郎作七段下

右、件於名田等子細者、父故大目伴信明朝臣先祖相傳之所領也、然各々所被處分也、但於本公驗手次者、嫡女所讓得也、於于今者、依為妹女、所讓如件、但為不知嫡女、有他人沽与者、本主返付、可致沙汰、以解、件文請取

了、

文治三年十月廿五日 伴三子（花押）

永田二反 竹下一反
羽嶋浦 小苗代四反
已上拾町

（本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二四号文書ト同一文書ナルベシ）

（本文書ハ「家わけ六」延時文書一号文書ト同一文書ナルベシ）

同成枝名内村ノ畠地

永野村一所四至東限坂口并半多際、南限小山口并護道坂口、西限山際、北限田畔^{④田}

久美野一〇〇山際限

牟木浦 栗栖園一所四至東限半多際、南限尾上、北限田畔、西限小山并半多、

平礼石居園一所南限半多、国領畠一所

大平園一所東限田畔、北限田畔、

平忠富讓与

平忠〇〇相傳之所領薩摩郡内成枝名内水田〇〇等事

合

大賀里

青木一〇〇 同南邊三反大宮司作一反加之、

小落見〇〇反④久反 〇〇久留美上新開二反在荒、

次郎作④川在荒、在青木 西邊 正明八反 須桃木六反

柏木七反 中久留原六反 宗原七反

宮崎四反 曲田九反④五

平礼石里

木下一町七反阿弥陀堂寄進田四反、御前方二反除之 木下七反

奴馬口所々八反川在荒、反川御前方除之

瓦田里

右、件田畠等者、平忠友先祖相傳之所領也、然仁依為子

息平忠富讓渡之度畢、但於水田者、矢藏河之南仁大山口橋上

下五反・悪坂口二反放者平次之所領无也、仍至于子々孫

々、无他妨、可令領掌之状如件、

寛喜三年二月十九日 平忠友（花押）
『サツマ太郎』

嫡男平忠茂（花押）

僧湛西（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編一」三六三号文書ト同一文書ナルベシ）

（本文書ハ「家わけ六」延時文書二号文書ト同一文書ナルベシ）

197

〔三〕 薩摩國薩摩郡々司職成枝名内田口員致獻 山野本若松名

内水田貳町等事

右、任母伴氏嘉祿四年正月十五日讓狀并父平忠友寛喜三

年二月十九日貳通讓狀、當知行無相違云々者、不及子細、

守先例、可被致沙汰之狀、依鎌倉殿仰執達如件、

寛元四年十二月十一日

(北条時頼)
左近將監 (花押)

薩摩平三殿

〔忠實也〕〔忠友ノ庶子ナルベシ〕

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」四三七号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書四号文書ト同一文書ナルベシ)

198

〔六〕

京都大番勤仕事、御教書案文遣之、早任被仰下之旨、可被參勤候、但寄事於老老出家被立代官事、御誠候也、可被存其旨之狀如件、

弘長二年八月十一日

(島津忠時)
沙弥 (花押)

薩摩郡平三殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」六四二号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書七号文書ト同一文書ナルベシ)

199

〔本文ニツ折〕

京都大番役事、六箇月勤仕事終早、於帰國者、可任意之

狀如件、

弘長四年
正月十三日

(島津忠時)
道佛
(花押)

成岡二郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」六七三号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書八号文書ト同一文書ナルベシ)

200

〔八〕

ゆつりわたすけんふつかしそく三らうおくらのたねたゝ

か所

一所 さつまこおりのうちのふとぎのミやうてんかわら

たのむら

一所 いしかみのむら 一所 しらさかのむら

一所 しらへのむら

みきくたんのミやうてんはくハ、けんふつかせんそさう
てんのしよりやうなり、よて三らうたねたゝ、ちやくし
として、くたんのミやうてんはくのでうとのそうもんお
あいそへて、やうたいをかきりて、ゆつりわたしおは

ぬ、たのさまたけなかりやうちせしむへし、たゞしはくちのしゝ、すいてんのつほつけにをいてハ、ほんけんのおもてにめいはくなり、よてこにちのために、ゆつりしやうくたんのことし、

〔文〕
ふんえいくわんねん十月十日　しやみけんふつ在判

〔本文書ハ「旧記雑録前編二」六七六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ六」延時文書九号文書ト同一文書ナルベシ〕

201

ゆつりわたす見佛かしそく三郎たね忠かところ、のふときの名てん□瓦田むらの事

合

右、件名てんハくわ、見仏かせんそさうてぬの諸りやうなり、よて三郎たね忠をちやくしとして、文永元年十月のころ、ゑいたいをかきて、三郎たねたゞにゆつりおわぬ、よてたのさまたけなくおもひあてをくところに、てき人のみとして、わかまつ四郎の見仏よりして、延時の名ゆつられたりとひろうするによて、見佛かそしやうの間、後日為かきをく、若松四郎に延時の名□またく

ゆつらす、もし見佛このきをもいつわり申候ハ、日本のちぬす八まぬたいほさつも伍ちけん候へ、又かへすくも見仏かをもいあてたるによて、延時名田のさまたけなく、三郎たね忠かところにちきやうすへし、こ日為ニそう文如件、

文永^(八)□年五月廿日
かのとのひつしのとし

沙見佛(花押)

〔本文書ハ「旧記雑録前編二」六九八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ六」延時文書一〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

202

たゞし、かのなりをかのミやうての^(ん脱カ)うち^(ん)のたそのらしよ□くらにゆつりあたふるふんにをいてハ、かくへつの□たいするあいた、これをのそくところなり、(平忠直)(花押)

ゆつりあたふるあさなくますまろかところに、平たゞとしか□そさうてんのそりやうなりおかの名^(せん)のてんはく・蘭^(ならひに)さんやかりくらの事
たのつほくはくちの四至そのゝさかい、しんふ平忠

恒ゆつりしやうたゝとしか所帯のしやうにめいはく也、

右、くたんのてんはく・その・さんやのかりくらにをい
てハ、忠俊をちやくしとして、ゆつりあたへられおはぬ、
こゝに吳國人の襲来せしむへきあいた、関東の御けうし
よのむねにまかせて、親父たゝつねのたいくわんとし
て、上府して、やくそをうけとりて、きんしせしむへき
によりて、参府するところなり、これにて、かつハ海
路のならないなり、かつハ軍庭におもむくあいた、若たゝ
としせんの事もあらハ、件ミやうのてんはく・さんや
かりくらにをいてハ、たゝつねのゆつりをあいそへて、
くますまるをちやくしとして、しゝそんくゝにいたるま
て、たのさまたけなく、ちきやうせしむへきなり、後日
のみらんをとゝめむた^(か説)めに、しよはんを給へるところ
也、よてゆつりしやうくたんのことし、

文永九年壬申卯月三日

『成岡二郎』

平忠俊(花押)

平忠恒(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」一七三五号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書一一号文書ト同一文書ナルベシ)

203 『本文ニツ折』

被下 関東御教書候吳國警固事、自去四月十七日被上府

候、迄今月十六日博多津番役被勤仕了、恐々謹言、

文永九年「後ニカキタルカ」
五月十七日

(小武資能)

寛惠(花押)

成岡二郎殿『平忠俊』

(本文書ハ「旧記雑録前編」一七四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

204 『十二』

薩摩國御家人延時三郎種忠申、為同國御家人若松四郎忠

重、令殺害舎兄并甥、令押領所領由事、種忠帯訴状令参

上候、可有申御沙汰給候覽、恐惶謹言、

文永十年二月廿日

修理亮久時在判

進上 備後民部大夫殿

(本文書ハ「旧記雑録前編」一七四五号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書一一号文書ト同一文書ナルベシ)

205 『〇』一「十四」

薩摩國御家人見佛後家尼持性代乗心中、同御家人種忠率

多勢、帯弓箭兵杖、乱入住宅、擬押領瓦田村并田島等、

致狼藉由事、訴状具書如此、事实者不穩便、早相尋子細、

可致注申候、仍執達如件、

文永十一年六月三日

大宰少貳入道殿

(兼能)
(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七四八号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書一四号文書ト同一文書ナルベシ)

(北条義宗)
左近将監 (花押)

206
【〇】「十七」

こうあん八ねん八月十日

おしくらのさいあみたふ (花押) ゆつり状 巻通

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八六六号文書・「家わけ六」延時文書一六号文書ヲ示スモノカ)

207
【〇】「十八」

薩摩國御家人延時三郎大藏種忠、去月三日就関東早馬下

着、令騒動候之由、於在國承及候之間、令馳參^(疾カ)□、以此

旨、可有御披露候、恐惶謹言、

正應六年六月六日

承了 (北条兼時)
(花押)

大藏種忠上

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八九〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書一七号文書ト同一文書ナルベシ)

208
【一】「十九」

薩摩國御家人在國司道嗣代道^(聖カ)顯申、公事新田事、訴状具

書如此、早可被參決也、仍執達如件、

正安元年十二月十七日

延時三郎殿

(北条実政)
前上総介 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇四三号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書一八号文書ト同一文書ナルベシ)

209
【一】「廿」

和与

薩摩國在國司入道之雄与延時三郎入道成佛相論同國薩

摩郡延時名内 眞弓町 御靈田 上山本 中山本、以

上肆町公事等事、

右、及上訴、雖番訴陳、相互以和与之儀、於自今以後者、

可令勤仕延時本名肆拾分老公事所役也、此儀向後不可有

相違、若致違乱變改者可有其咎也、仍和与之状如件、

正安四年八月四日

沙弥道雄代道弘 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇六六号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書一九号文書ト同一文書ナルベシ)

210 「本文二折」

石築地修理事、三文貳尺延時名分被勤仕候了、恐々謹言、

正安四(〇八)
八月廿六日

本性

(花押)

延時三郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一〇六七号ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書二〇号文書ト同一文書ナルベシ)

211 「二十五」

今年四月一日六波羅御教書、今日六日到来、案文如此、

如状者、薩摩國在廳種光子息種継申、御家人種忠押領名

田屋敷由事、二位大納言家御消息副訴状如此、且致沙汰、

且可注進之由、所被仰下候也、然者任被仰下之旨、為致

沙汰候、早速可被上府候、仍被副下候本解具書案、同然

候、恐々謹言、

弘安三年七月六日

少貳(經安)
(花押)

延時三郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」八一八号文書ト同一文書ナルベシ)

212 「十六」

正八幡宮御領薩摩郡万得内河原田(村)

栗野殿所

右、枝名女子分蘭者、任親父讓之旨、無違乱可被領知、

而於万雜公事并蘭地利物者、如傍例之讓状、尤可為本名

沙汰也、至于神領内畠地者、自今以後不可背之状如件、

弘安五年九月 日

正宮御使僧尊長(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」八四二号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書一五号文書ト同一文書ナルベシ)

213 「廿三」

薩摩國新田宮雜掌阿源申、抑留當宮御神拜御供米由事、

八月廿九日御教書并重訴状具書如此、早任仰下之旨、賜

分明御請文、可令注進候、仍執達如件、

延慶三年九月四日

沙弥道雄在国司入道
(花押)

謹上 延時三郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一一三四号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書二二号文書ト同一文書ナルベシ)

214 「廿四」

薩摩國御家人延時三郎種忠法師成仏「ナラン」代忠種謹弁申、

同國若松彦太郎忠兼(◎新申)
事
進(副)

一 通 見佛讓狀文永元年十月十日

右、如訴狀者、彼名田嶋等者、見仏讓与妻女平氏之間、讓与養子千与壽之處、成仏以義絶身致押領云々、此条先義絶證據何事哉、於亡父見佛所領者、以文永元年十月十日讓与成仏于時之条、證文炳焉也、閨子息成仏、争可讓与氏女之哉、号讓令備進之状、尤非無不審之上、文永以後成仏當知行經四十余年、無相違之上者、非御沙汰限、(◎而)随与云氏女、千与壽、令死去、送年序之後忠兼始而及讓訴之条、奸謀次第也、所詮云相傳證文、云當知行年記、旁分明之上者、早被弃捐忠兼濫訴、為蒙御成敗、仍披陳言上如件、

正和三年五月 日

(本文書ハ「旧記雜録前編」一一二六九号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書「三号文書ト同一文書ナルベシ)

215
「〇」『廿五』

延時入道成仏延時名并瓦田訴狀一件、正和三年八月四日

前上総介在判 若松彦太郎殿トアル一通略ス、

(本文書ハ「家わけ六」延時文書「四号文書ヲ示スモノカ)

216
「〇」『廿六』

さつまのくにさつまこをりのふとぎのミヤウのすいて
んはくちらの事

右、ふんゑい九年けんふつのこけゆつり状をさゝけて、そせうをいたすといゑとも、のふとき三郎入道成佛いしまふんゑいくわねん・同八年二通ゆつり状をたいして、四十よねんをへおはん、このうゑハねんきといふ、そせうといふ、いこせしむるあいた、きやうこうのわつらいをたゝぬかたために、ふんゑい九年のこけゆつり状を、成佛しそん延時くカ又三郎忠種つけわたしをはぬ、しこんいこ延時のミヤウのもんしよありとかうして、しそんの中ニもそせうをいたさへ、ほうしよたるへく候、かつハこうせうのために、一もんせうはんをくわへらるゝところなり、よて状如件、

『若松彦太郎』

平忠兼 (花押)

正和四年九月廿日(十九)

沙弥貞知 (花押)

平為忠（花押）

沙弥道一（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一一八七号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ六」延時文書二五号文書ト同一文書ナルベシ〕

217
〔〇〕『卅四』

ちぎやう延時とのへにくわんもんにうりしの證文、

けんかう二ねん五月十六日 のふたゝ（花押）

〔本文書ハ「家わけ六」延時文書二六号文書ヲ示スモノカ〕

218
〔〇〕『卅二』

かけん三ねん三月十五日 ますとみのそめう（花押）状

老通、

〔本文書ハ「家わけ六」延時文書二二号文書ヲ示スモノカ〕

219
〔〇〕

おうやう二ねん二月廿一日 上ふつありはんゆつり状

通、

220
〔〇〕

延時又三郎入道殿引付宇佐御造管役、於忠治母堂宿所、

〔ロウラニ若松彦三郎和与状〕

依令抑取所持物等、於守護方雖訴申之、以和談儀被出錢

貨之間、永所止訴訟也、仍為後日證文如件、

嘉曆元年十二月五日

平忠治（花押）

〔ウラニ〕

為後證所令加判也、

同六日 本性（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四七五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ六」延時文書二八号文書ト同一文書ナルベシ〕

221
〔〇〕『廿九』

にたの宮御神拜四石の御く米の事かける、嘉曆參年十二

月五日 道巖（花押）の文書老通、

〔本文書ハ「家わけ六」延時文書二九号文書ヲ示スモノカ〕

222
〔〇〕『三十』

同宮御しんはい四石御くう米受取、同四年卯月二日

道巖（花押）右老通、

223
〔〇〕

若松四郎忠重申下、六波羅殿御教書以条之事、所詮、任

〔忠重ハ文永弘安ノ頃ノ人也〕

〔下脱カ〕

先下知、止乱入狼藉、令安堵其身、被糺返作毛以下損物

等之後、於条々狼藉(者、乱カ)明両方、可注申之由、被仰下候

之間、任御教書之状、為致沙汰候、其子細先日注申了、

而忠重重訴状寫如此、然者子細既見状候、貴殿違背嚴重

御下知、(ヤマ)動抑之討殺忠重之由、所訴申也、此条事實候者、

以外之次第候、尤任御教書之状、令安堵忠重、被糺返損

物之後、於狼藉事者、早速可上府給候、糺明両方可令注

進候、恐々謹言、

七月廿二日

沙弥(花押)

延時三郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八四号文書ト同一文書ナルベシ)

224

八幡薩摩國新田宮雜掌道海重言上、

同國延時又三郎入道不知法名背而度々御下知、令抑留當宮

御神拜内肆石御供米間、仰于使節澁谷又次郎入道覺禪、

雖尋問違背実否、恐于自尊咎、不及是非散状、難澁至

極上者、任定法被經御沙汰、欲蒙御成敗子細事、

副進

一通 御教書案教通先進早、

右子細、先々言上事旧訖、然早任定法被經御沙汰、為預

申御裁許、言上如件、

元徳二年九月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五六一号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

225

薩摩郡延時名(ヤ)千交名注文次第

吉富又太郎入道 延時孫三郎入道本ノマ、也「又ノ字ノ誤カ」

同四郎入道 同大夫房

東郷入道 同妹中左

同六太郎入道 在國司入道

山田九郎入道 白濱五郎入道

山口平四郎 大迫孫八

右、注文如斯、

元徳二年十一月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五六九号文書ト同一文書ナリ)

226

〇「卅二」
薩摩國八幡新田宮雜掌申、御神拜内神馬并供米等事、御
教書并重訴状如此、早任被仰下候之旨、可被明申候、仍
執達如件、

元徳二年十月廿六日

『東郷氏六世澁谷又次郎氏重入道』
沙弥覚禅(花押)

延時又三郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一五六六号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書三二号文書ト同一文書ナルベシ)

227の1

「四」
をくまのみちひさにゆつりわたす、くんあみたふかせ
んそさうてんのそりやう、さつまこをりなりえたのみや
うのうち、かみこしき
みにつけてそのいか所
事

四至
ひうかしハかきるみち、ミなみハかきるはため、
にしハかきるかさね、きたハかきるかさね

みき、くたんのてんハくは、くんあみたふかせんそさう
てんのそりやうなり、しかるを、しそくたるに由て、な
かきよをかきりて、をくまのみちひさにゆつりわたし
をはぬ、たしあにたしとものてつきをあひそうへしと
いへとん、るいちあるに由て、ちやくによをくまのう

ちのによに、ゆつりあたふるに由て、はなちゆつるにあ

たはず、よてしそんくに「末略ス」

「宝治」
ほうち三ねん二月十四日

をくまのをいこ

くんあみたふつ(花押)

為證人 湛西(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編一」四六六号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書五号文書ト同一文書ナルベシ)

227の2

右状ニ繼て、けんちやう五ねん十一月廿六日をくまの
「五」
みちひさ(花押)むとへのをいこにゆつり状啓通、

(本文書ハ「家わけ六」延時文書六号文書ヲ示スモノカ)

227の3

同繼て、あさなくますにゆつりわたす、しやみれんしや
「十三」
うかそりやうさつまこほりのうちりうさこのみなミの
その——右、くたんのそのハ、れんしやうかせん
そさうてんのしよりやうなり、しかるをまこあまたあり
といへとん、そんなるむねあるに由て、れんしやうか
はのてつきをあひそへて、まこくますになかきよをか

きて、ゆつりあたへおはぬ、「末略」

ふんゑい十ねん十一月十三日

しやみれんしやう
しようにんのために(花押)
ひくにれんあみたふつ

(本文書ハ「家わけ六」延時文書一三号文書ノ抄ナルベシ)

228

【四十七】

一慶長六年二月十九日 喜入大炊助久正印 延時六介殿

トアル知行目録老通、

229

【四十八】

一同日同人 延時助右衛門尉殿トアル知行目録老通、

230

【卅五】

ゆつりわたすしそく又三郎入道ほうふつか所ニ、

さつまのくにさつまこほりなりえた名内なりをかのて
【成枝】

んはくさんやむらくの事
【山野】

しよつほつけほんもんにミえたり、

右、たうみやうてんはくさやかかりくらむらくにをいて
(ん脱カ)

ハ、沙弥かんねんかちうたいさうてんたうちきやうさを
【くねん】

いなぎ地也、しかるにしそくあまたありといへとも、心

さしふかきにて、又三郎入道ほうふつをちやくしとし

て、したいやうとのせうもんならひニ、くわんとうあん

との御下文以下大番けいこしゆこの状をあいそへて、ゑ

いたいをかきて、かくねんかしひつをもてゆつりわたす

ところなり、くわんとう御くうしといふ、さんやかりく

らといふ、ほんせうもんをまほて、へんきんせしめ、あ

い(か)しむへきなり、しよそんくにいたるまで、たの

さまたけなくちきやうさをいあるへからず、仍為後日ゆ

つりしやう如件、

正慶二年(閏二)の二月五日

【元ノ字直シタル様ニモミニ】
【正慶二年癸酉也】

為證人

沙弥覚念(花押)

子息平忠村(花押)

沙弥道法(花押)

平忠藤(花押)

僧良種(花押)

沙弥光祐(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一六二号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書三三号文書ト同一文書ナルベシ)

231 【卅八】「ス」

薩摩國延時又三郎入道法佛代信忠謹言上、

欲早預御注進、浴恩賞、越前國教賀城合戰軍忠事、
右、就御教書馳參、致軍忠候早、然早為預御注進、恐々
言上如件、

建武四年三月六日

承了(川上頼久)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九〇三号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書三四号文書ト同一文書ナルベシ)

232 『卅六』ス

肝付八郎兼重与黨凶徒等誅伐事、為軍忠、薩摩國御家人

延時又三郎入道法佛令馳參候、以此旨可有御披露候、恐

惶謹言、

建武三年四月廿五日

沙弥法佛

進上 御奉行所

承了「道鑑公花押」

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一八四一号文書ト同一文書ナルベシ)

233 『卅七』ス

薩摩國延時又三郎入道法佛謹言上、

欲早依数ケ度軍忠、預御注進、浴恩賞、大隅國加瀬田

城合戰事、

右、肝付八郎兼重・同兼高与黨凶徒等為誅伐之、去月六
日、大将総州御發向件城墾之間、法佛可馳參之處、依為
當病、差進代官聿平田小次郎真宗、押寄水手令合戰、自
翌日迄于今月十日、連々致合戰忠勤之条、軍奉行人中条
左衛門入道祐心所被見知也、而同十日、被責落城墾、
凶徒等令靜謐之上者、早預御注進、為浴恩賞、恐々言上
如件、

建武三年六月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一八五七号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書三三号文書ト同一文書ナルベシ)

234 『卅九』

目安

延時又三郎入道法佛申、薩摩國市来院所々合戰軍忠事、
一法佛當病之間、今月一日差遣捨弟彦五郎忠義於代官之
處、市来太郎左衛門入道以下凶徒等、於當院石走待請
之、致合戰之刻、射隊数輩凶徒等、令追還之条、同所
合戰之輩、宮里九郎入道并石塚平太郎等所令見知也、

一同十四日夜、當院内赤崎合戦之時、捨身命令致教寇合

戦之条、在國司又次郎并甌嶋小河小太郎等、令見知之

訖、

右、合戦次第、賜承判、預御注進、浴恩賞、為施弓箭面

目、言上如件、

建武四年八月 日

承了(花押)「守護代酒匂久景判也」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九五五号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書三五号文書ト同一文書ナルベシ)

235 「〇」四十一

けんむ四年十一月廿一日

たゝむら(花押)

のちのた ろうりやう

ほんふつ(花押)

め(反古)
「ほうく」

とあるゆつり状老通「文略ス」

(本文書ハ「家わけ六」延時文書三六号文書ヲホスモノク)

236 「〇」四十五

薩摩國一宮八幡新田宮執印友雄申、神領下地押領神役對

捍以下事、重御奉書并訴状如此、早任被仰下之旨可被左

右申候、仍執達如件、

曆應四年十一月十四日

沙弥覚禪(花押)

延時(忠徳)又三郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三六号文書ト同一文書ナルベシ)

237 「〇」四十四

薩摩國一宮八幡新田宮執印友雄申、神領下地押領神役對

捍以下事、訴状七通副具如此、為有其沙汰、各可召進代

官之由、可被相觸東郷三郎左衛門入道と弘・野田又太

郎・山門院郡司弥次郎入道と恵・延時又三郎入道・宮里

郷郡司九郎入道跡輩并武光掃部左衛門入道日妙・同大学

入道忍性等之状、依仰執達如件、

大和權守在御判「ウツシ」
(高黒茂)

曆應四年三月廿四日

澁谷又次郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇四号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ六」延時文書三九号文書ト同一文書ナルベシ)

238 「〇」四十三

薩摩國一宮新田宮執印左衛門大夫友雄申、御供米一件之

事、

239

同四年二月 日

〔本文書ハ「家わけ六」延時文書三八号文書ヲ示スモノカ〕

〔四十六〕

薩摩國薩摩郡内延時名地頭職并庶子山野、本若松名・串木野・若松・橋間・寄田・火同丸・同成岡名地頭職成枝等事、知行不可有相違之状如件、

至徳四年閏五月四日

宮内大輔（三雄）（花押）

延時筑前守殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」四五四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ六」延時文書四〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

240

〔此文末ナシ、古クミユ、建久圖田帳以後也〕

薩摩國諸庄園郷保地頭職已下所領等、御年貢并仕丁役事、去年十月十九日決断所御牒案書御事書、同十二月三日御施行、今年三月十二日到来、謹拜見仕候早、

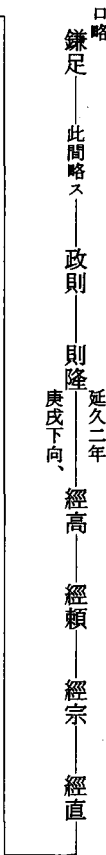
抑如被仰下之候者、不論本領新恩、當時管領田地、任実正令注進之、以正稅〔本マ、〕以下色々雜物所出廿分〔本マ、一守カ〕一〔本マ、一守カ〕淨參期可進納御倉云々、當國若松名如建久圖田帳者伍拾柒町玖段内各別領主分、本若松拾參町若松彦太郎入道、串木野若松拾老町若松平太郎、寄田浦捌段二丈東郷三郎左衛門入道、火同丸柒町弁濟使分當知行、永利如性殘拾捌町卅、内參町玖段惣地頭加徵米代先年別進之、次領家「末ナシ」〔本マ、〕

241

財部米良周右衛門系圖文書文政五年三月九日直ニ差越寫ス、

立系圖

口略



武重 — 武士ヒト — 武光 — 武政 — 武朝 — 兼朝 — 持朝 — 為邦

重朝 — 藤菊丸 — 能運ニキ — 宮菊丸 — 為光 — 政隆ミヤ — 宮童丸 — 武包 — 義武

隆鑑 — 國重 — 武元 — 重隆 — 重慶 — 重良 — 石見守
是より
山毛渡川
法名道滿
前石見守
雄八重何其分也、

弥三郎 — 越後入道 — 弥六 — 重房 — 重純 — 備前守

重春 — 勝右衛門尉 — 至高麗國逐奥在陳、
為抽奉公賞御感状紋也、
重棟 — 弥六 — 慶長三年三月六日、於京都伏見元服、
同五年九月十五日、美濃國於関ヶ原戦死由也、

(14)

重武 — 弥八

(本系図ハ「旧記雜錄後編」九二九の2号ト同一系図ナルベシ)

(14)

242

〔〇〕「別紙_{ニ有}」
當家繼圖之由懇望候、誠同性眼前候之条、書寫進之候、聊以不可有他見、為後證之備一筆候、佳事、恐々謹言、

大儀寺村之内

文祿元

七月十五日

石見守

重良(花押)
(米息)

米良勝右衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」九二九の1号文書ト同一文書ナルベシ)

243

〔〇〕
當月參陣可仕之旨、兼日申聞候へ共、此表御働、今春者相延之由到來候間、此節者先令延引、高麗奧陳以來之窮屈今於成共相甘、内々出陣之用意仕、時分可相待候、自是可注進候条、其節無油断可致渡海候、謹言、

三月八日

義弘(花押)

米良勝

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」九三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

244

〔〇〕
薩州大口之内

一作

柳瀬村之内
下殿

高十九石九斗四升四合八勺九才

245

〔〇〕
薩州伊佐群羽月(郡カ)

柳瀬村

下殿村

宮里一所為打替

惣高三百五拾九石貳斗壹升五合八勺九才

右之内三百卅九石貳斗七升壹合為返地被遣候、但五斗出米納之以員數可被遣旨、於京都石治少様御談合相定候、此外余分拾九石九斗四升四合八勺九才、是者他_ニ可令配分候、若加増之儀有之者、御兩殿之御意次第

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一四八号文書ト同一文書ナルベシ)

高卅石七斗八升四合壹勺壹才

合五十石七斗貳升九合

右之地者、先年朝鮮國奧陳まで被致供奉、始中後御

奉公被成候故、為加増被宛行者也、

文祿五年

十二月二日

伊集院右衛門入道
幸侃判

米良勝右衛門尉殿

可致分別候、本目錄者追而可為御給、仍如此、

文祿四年
九月三日

本田下野入道
三清判
伊集院右衛門大夫入道
幸侃判

米良勝右衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一五九二号文書ト同一文書ナルベシ)

246
文ノ三九九月廿日

一七石五斗 高麗見次、高城左京亮殿、御存知にて候、

文ノ四卯月四日

一貳石 高麗へ相渡候、新納狩野介殿御存知にて候、

一六石五斗三升八合 是ハ高麗にて 久保様借上申候銀

子ニ引、右之入組山越入新狩至合點候、高麗にて之御使

關幸田与左衛門尉殿有川大炊左衛門尉殿にて候、右之墨付有、

一拾貳石二斗七升四合 高麗にて自勘忍、

上地田數八町五反

一貳十九石五斗 山越入新狩へ相渡候、

延命寺之分

一七石七斗壹升三合 太平寺へ相付候、

天正九年之纏

惣都合三百卅九石貳斗七升壹合

右之内上地之石七拾四石七斗九升三合

已上

文祿四年六月廿八日

米良勝右衛門尉(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一五四三号文書ト同一文書ナルベシ)

247
文ノ〇〇

隅笏曾於郡下財部村之内知行目錄

一西大河原之門

高三拾八石一斗三升四合六勺

「外ニ行略ス」

合六拾石

右之地、為加増令配分者也、

慶長八年

霜月廿八日

山田越前入道

理安(花押)

伊集院下野入道

抱節(花押)

米良備前入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一八九〇号文書ト同一文書ナルベシ)

248 今度御息弥六殿被成上洛、龍伯様御目ニ懸らせられ、

一段御仕合能候て拙子まで茂祝着候、定而貴老茂被聞食、御満足たるへく候、察存候、此方茂弥御静謐にて候、殊龍伯様其外下と迄も皆と御健勇□可安御心候、尚何れニも後便ニ可申入候、恐と謹言、

塵齋

三月十九日

「幸侃花押」

米良勝□

御□

(中表紙)
「末吉土宮里氏羽島氏系圖文書寫」

249 [〇]

山田聖栄自記目安、立久公傳ニ、此時仁薩州ニハ市来・羽島・高江・宮里・高城、坂より財部御せいはい候、何も御祈所となるトアリ、

(本文書ハ中表紙ニ記サル)

250 [〇]

末吉衆中根元記、宮里善兵衛尉舎弟同助太郎、右之親隨岐守事、本来馬越ニて御地頭伊東清右衛門ニ付御奉公申候処、幼少之時親ニ離、知行屋敷格護申候事難成候而、親類付ニ罷居候、其後本城噯衆酒井助左衛門殿校量ヲ以帖佐江被申上、其砌知行屋敷を被下候、夫より本城より末吉へ慶長六年ニ罷移、御地頭村田雅楽助殿ニ付御奉公申候、

右同書、宮里源太右親宮内左衛門尉事、本来入来院家之人ニ而候、村田雅楽助殿百次之地頭被成候刻より衆中ニ罷成高山へ罷移、彼方より慶長四年ニ末吉へ村田殿へ付罷移御奉公申候、

右同書、宮里清左衛門尉右親善右衛門尉事、本来祇答院家之人ニ而候、遠矢信濃守殿長野之地頭被成候刻より衆中罷成曾木へ罷移、夫より末吉へ慶長六年ニ罷移、村田雅楽助殿へ相付御奉公申候、

(本文書ハ中表紙ニ記サル)

251 「此一通ウツシ也、本書ナシ」

宮里惣右衛門系圖

孝元天皇 — 彦太忍信命 — 屋主忍命 — 武雄心命 — 武内宿祢

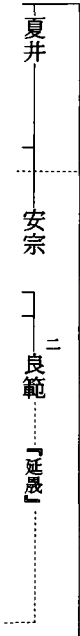
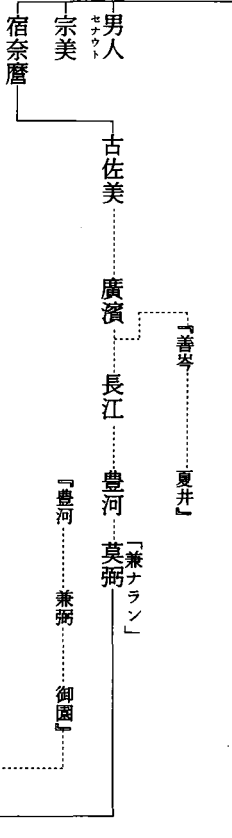
〔養〕津彦

葛城氏大祖

平群木兔宿祢 — 平群真鳥宿祢大人 — 園益 — 清人 — 諸人

大納言 曆

古曆
橡姫
光仁天皇母



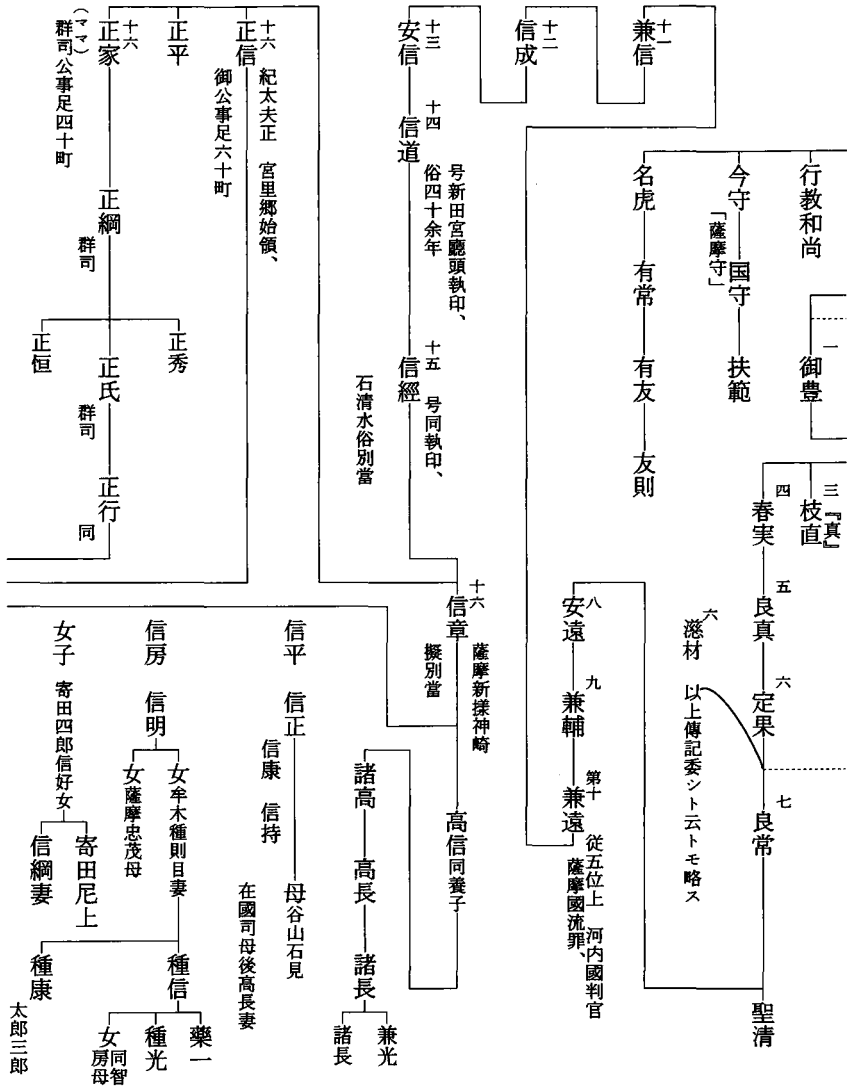
古開山無傳そいにまかせて、いちこ^(分)ふゆつりあたうる祖
超御房所、さつまのくにくはんしれうてんのうち、こく
ふしりやうの内、ミヤさとのちやうせい五反お、さをい

なくちきやうあるへき状如件、

天授三年二月九日

子督 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三七〇号文書ト同一文書ナルベシ)



「小太郎房高妻

信時二郎種安

前讚岐守 左衛門尉

正有 八郎 法名 正善

正吉 法名祥喜

信正 法名晃見

正繼 法名晃見

前若狹守 孫九郎 彦九郎

賀正 三郎九郎

親正 兄弟五人 内女一人

文正九郎 法名祥禪

又太郎 依不孝 出家 久信

次郎丸 女

赤坂郡備前國ニ在、

正美 十七

正貞 十八

正直 正友

正春 十九

院主蓮秀 二十

蓮正 二十一

道門房正海 六郎太郎入道

了正房 正明 宗六 有正

郎 宗六 宗四郎 僧 (圓乘カ)

光正 六郎次郎 正續

正明 女子四人

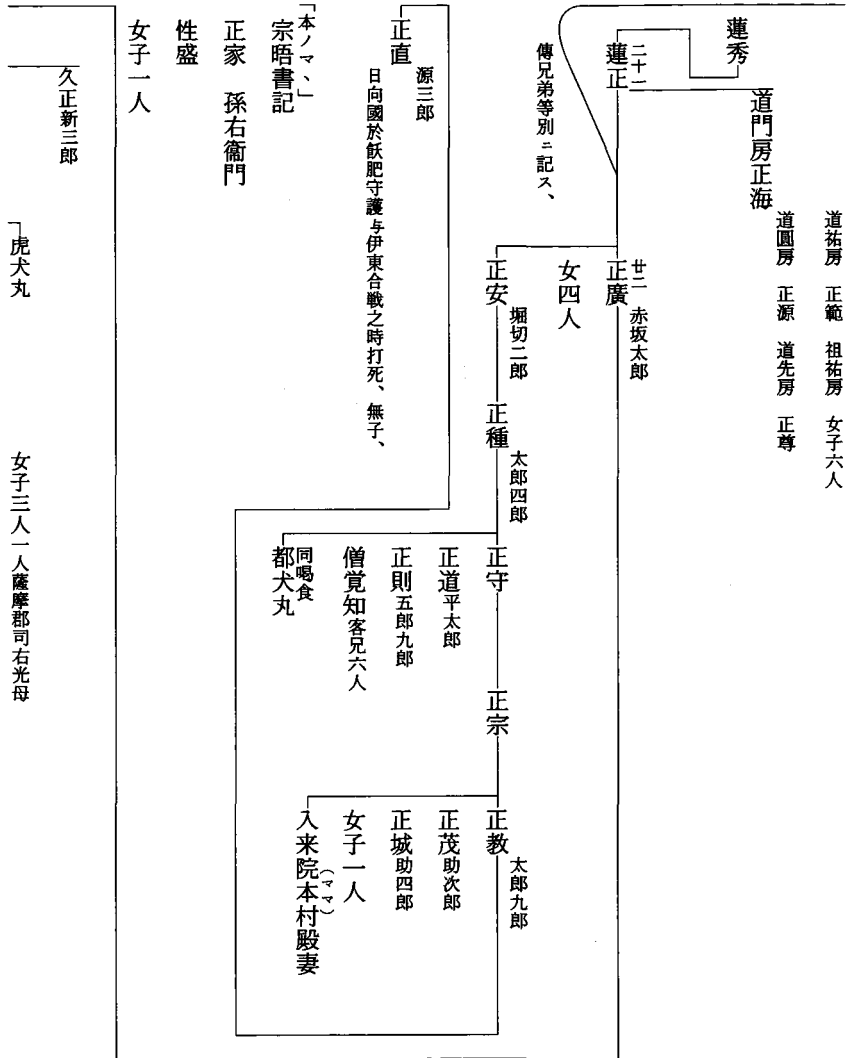
女三人 正澄 禪王房 慶秀 善仁

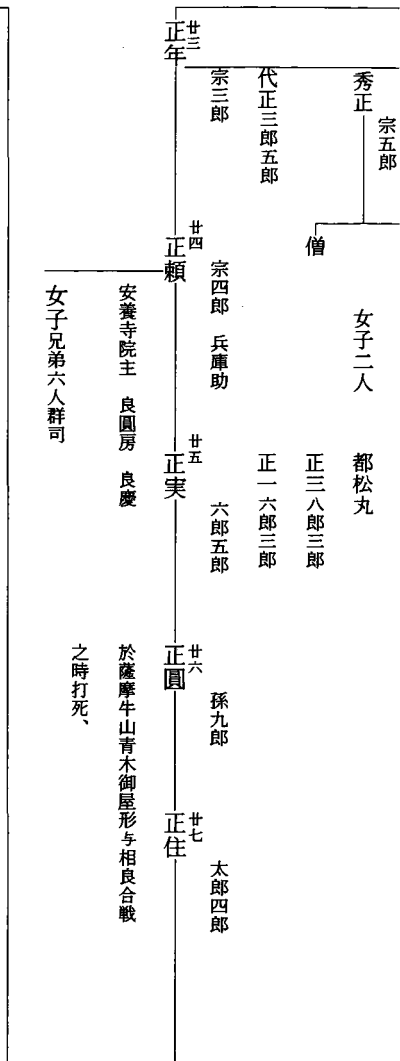
宗三郎

入道蓮祐

正藤 慶意 正藤之父上ニ可有、 五郎太郎論人

「本ノマ、」





新納殿衆ト合戦、

永正十七庚辰七月廿四日、於大隅比目木石跳

於折目合戦、面目ヲ給ソロ、

永正十四丁丑二月十二日、隅州吉田大馬場

打取北原与衆寄合之時

永正十年癸酉、隅刃於栗野追谷始合戦、

孫太郎

第廿八

御屋形忠隆之御代ニ本名字

第廿九

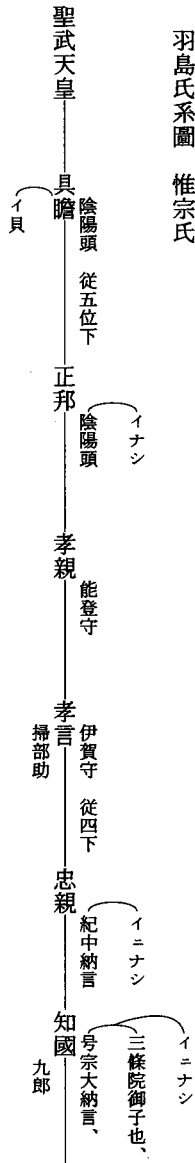
正勝

宮里ト御上意ソロ、

於薩摩百次、天文二年癸巳七月三日合戦、折目ノ太刀ハシメ

於大隅吉田、正月廿一日始合戦、生年廿一歳、

羽島氏系圖 惟宗氏



「右、立系圖也、古ク見ユ」

廿五歳之時、假名彦六左衛門ト称ス、

(本系圖ノ点線ハ朱書ナリ)

薩摩國宮里郷益(富)名主新大夫正持申、當名内田五反形字月
 齒貳箇所、為地頭代、被致(文官)濫妨由事、此条、任去寛元
 三年七月十六日下(文官)、可令存知之状、下知如(件)□、
 寶治二年七月十九日 彈正忠宗□



254 薩摩國凶徒退治事、相催(二)□族、致用意、今月廿日以前可
 被發向也、仍執達如件、
 曆應四年七月七日 宮里了性房

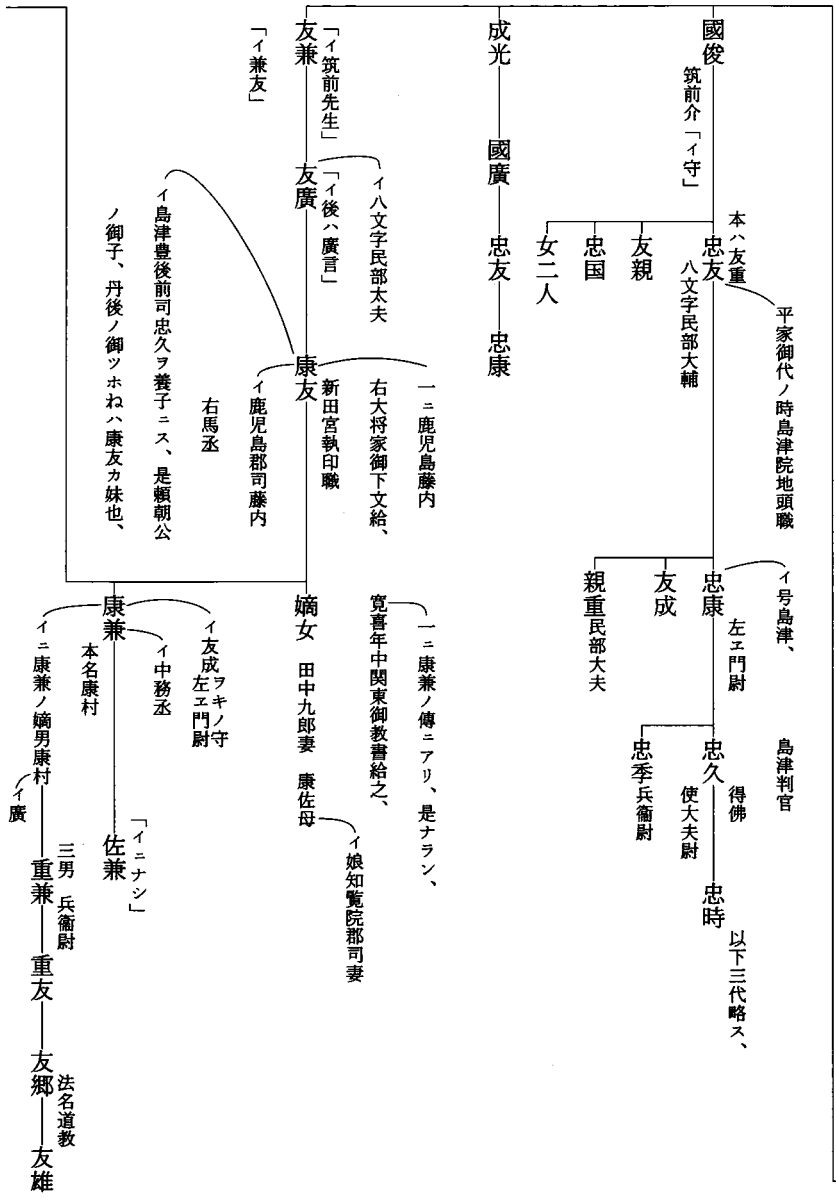
沙弥(島津貞久) (花押)

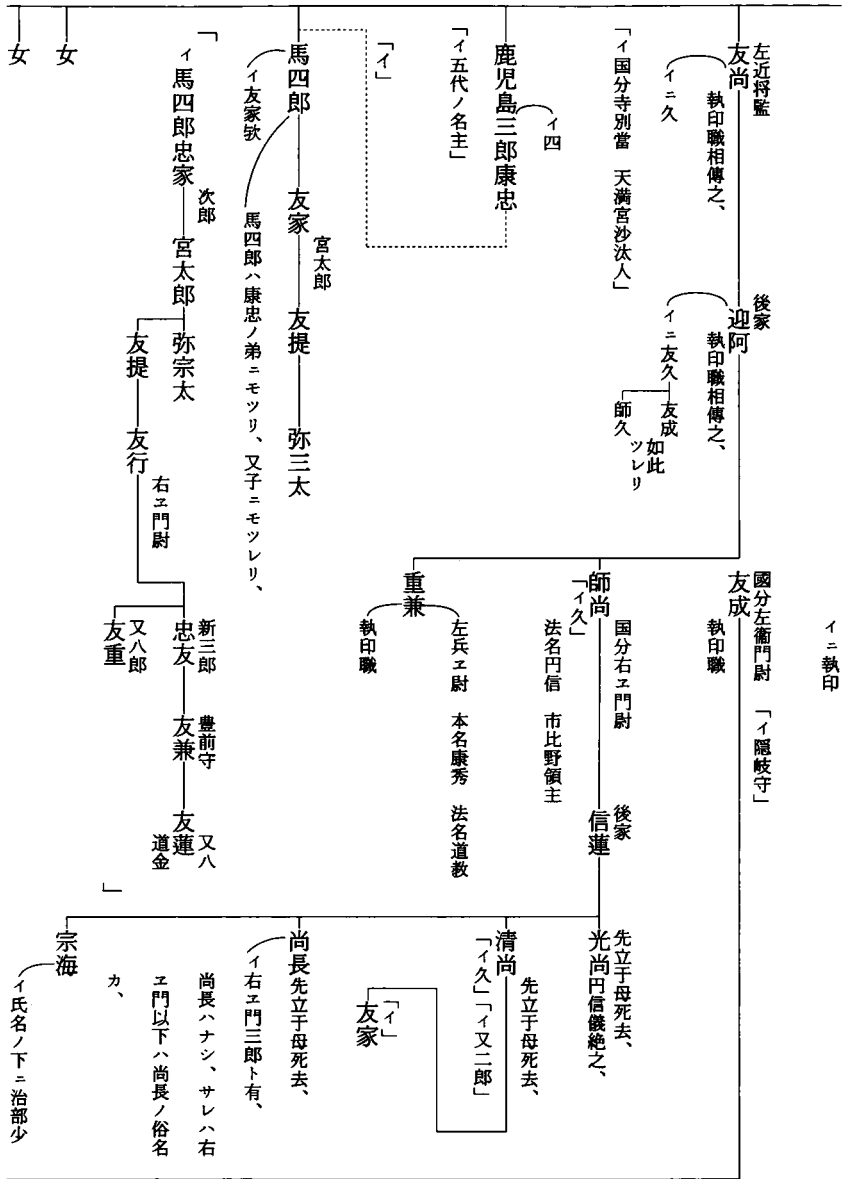
(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二一八号文書ト同一文書ナルベシ)

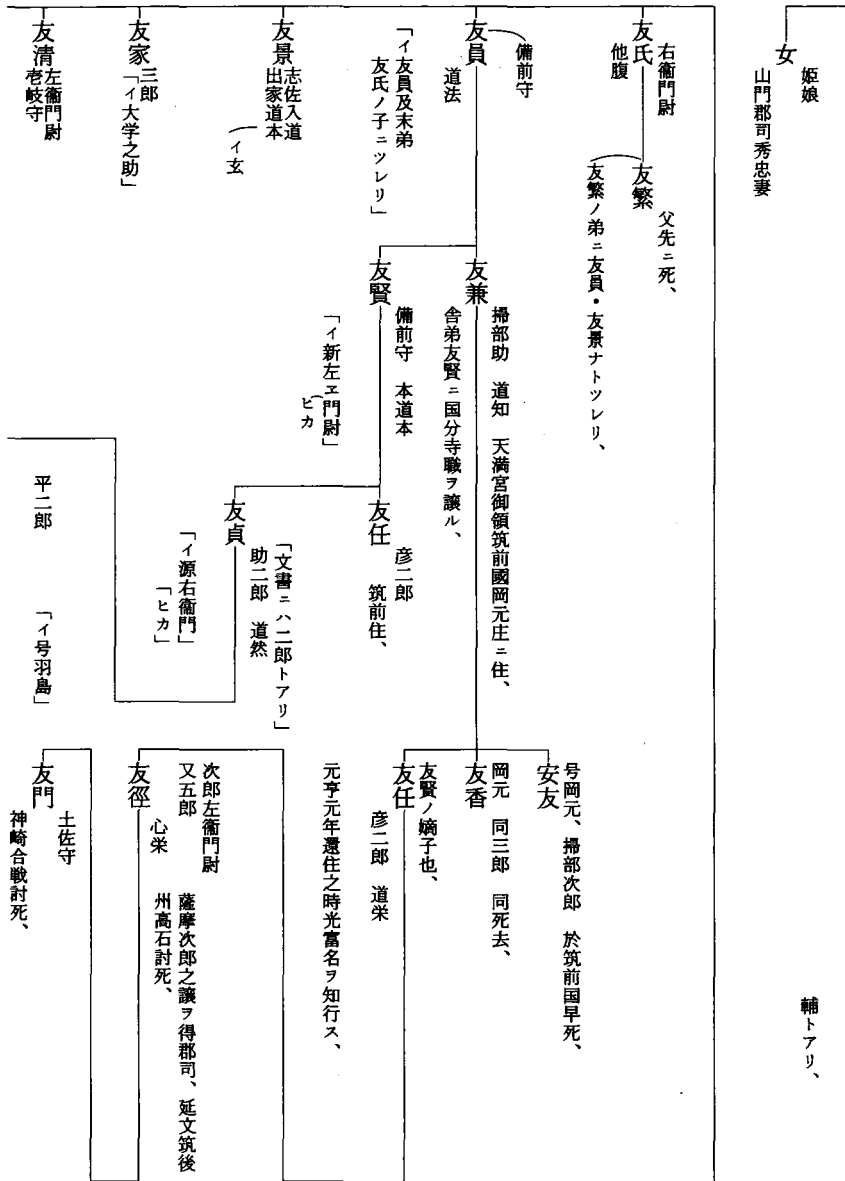
地頭御代官本田五郎兵衛□

(本文書ハ「旧記雜錄前編」四五六号文書ト同一文書ナルベシ)

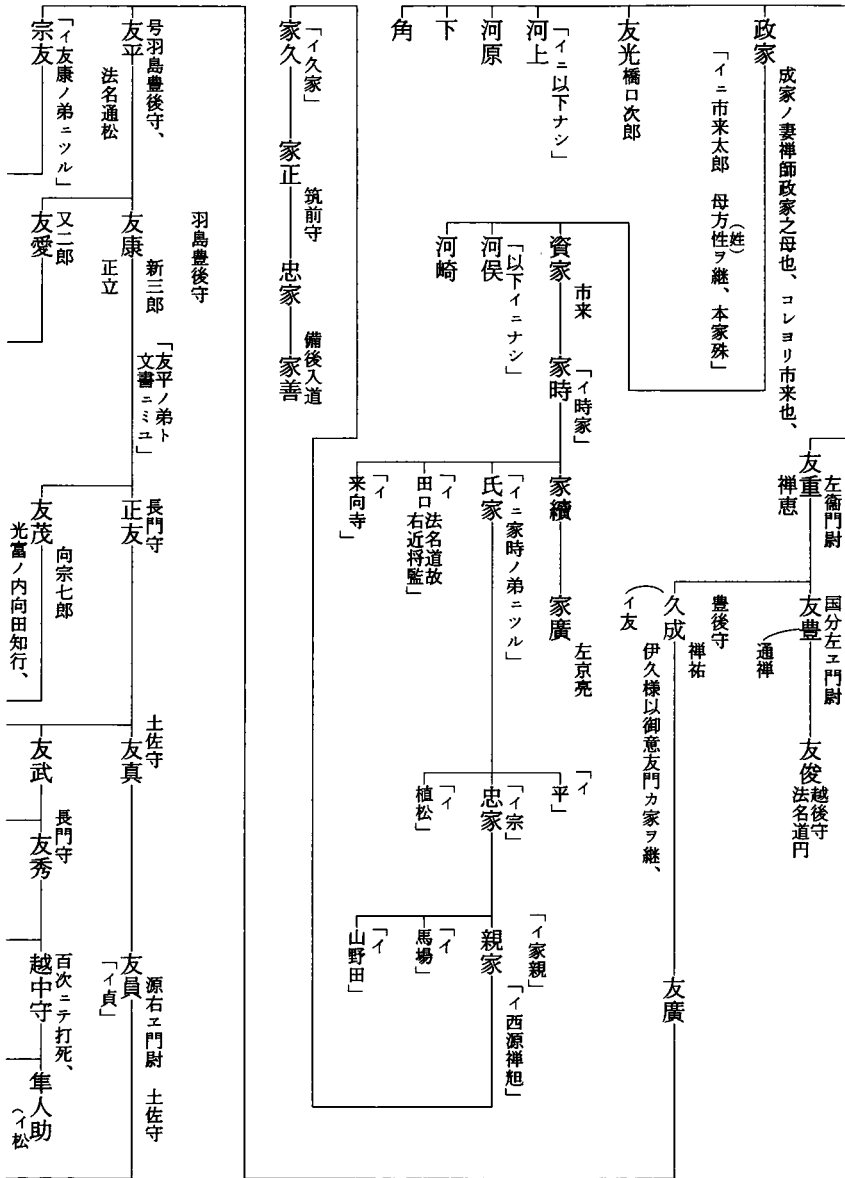
「外ニ教通為有之由候得共、誰人か借候而不相返由、有所不知」

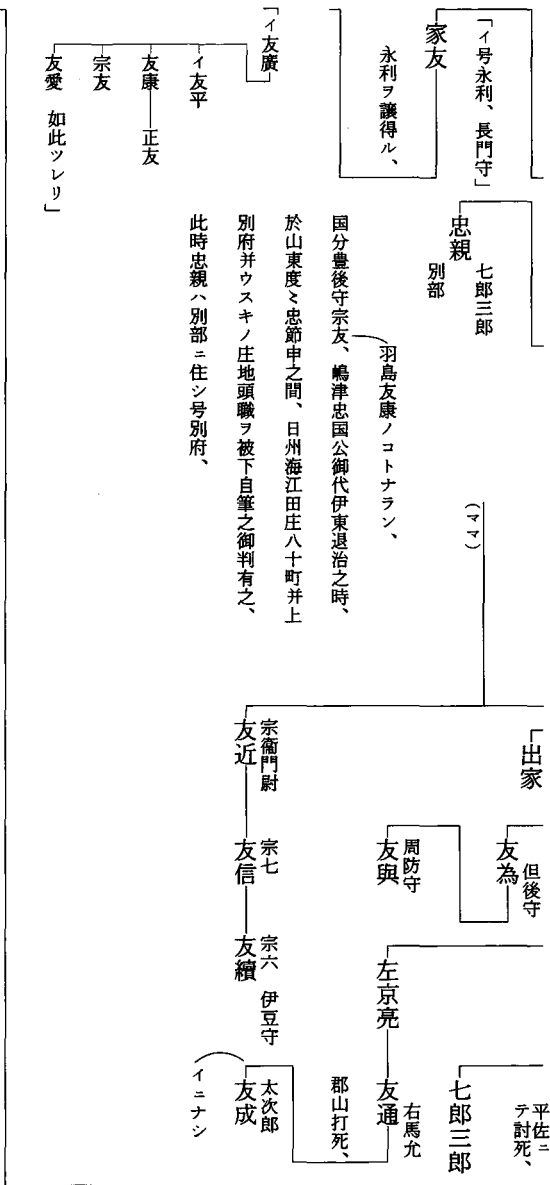
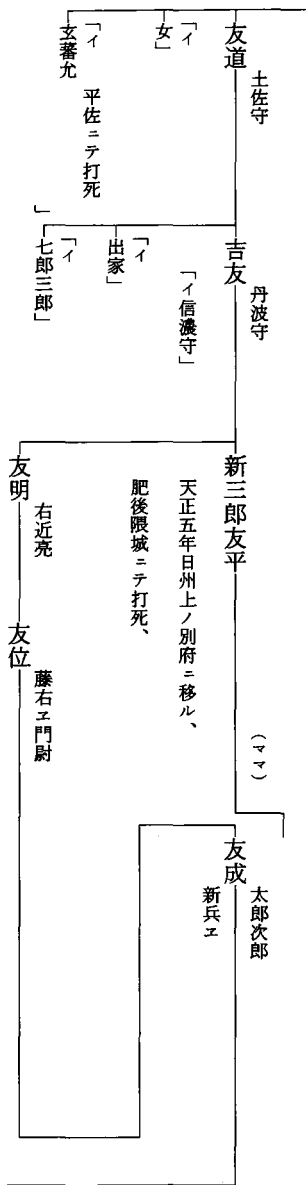




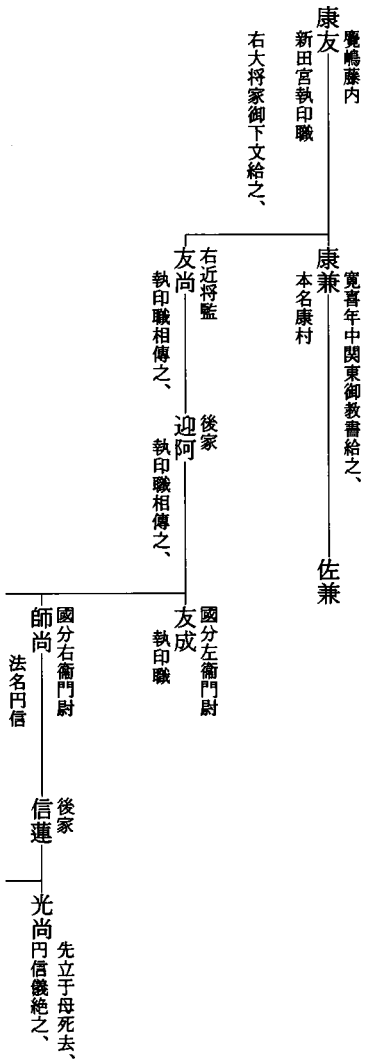
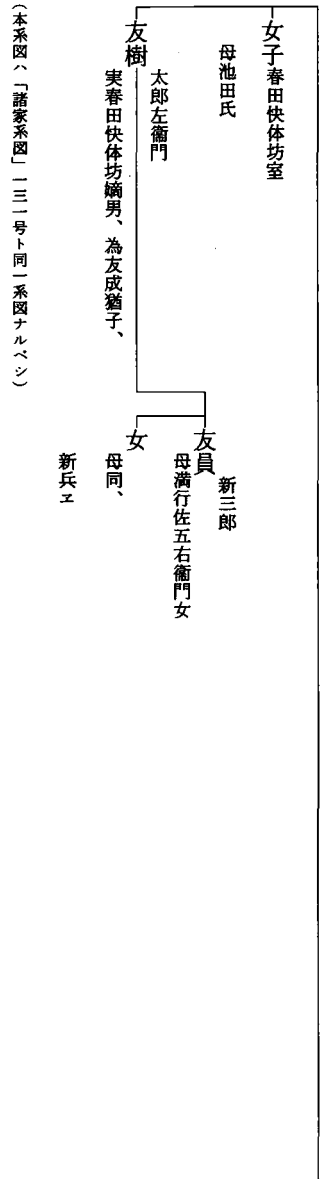


輔トアリ、

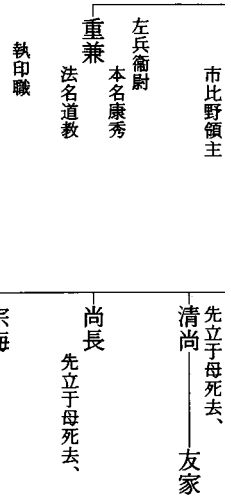




256 立紙一枚ノ古系圖寫



(本系圖ハ「諸家系圖」一二五号ト同一系圖ナルベシ)



末吉羽島氏文書 「羽島氏當分家跡ニテ親戚春田良圓院格護族ヲ文政四年辛巳十二月十三日中俣次兵衛所ニ而寫ス」

257

薩摩國御家人國分豊後守久成申軍忠事

右、於國致忠節之段、守護人嶋津上総介伊久度之令注進之間、達于御上聞畢、隨而去年應安七年自十二月、久成令當參谷河御陣之時分數日令在陣早、同八年四月八日、肥州日岡御陣被召之刻御共仕、同七月十二日菊池水嶋御陣被召之時、抽忠勤之条、無其隱、然早於于國、云戰功當座、云忠節、且預京都御注進、且下賜御判、為備龜

鏡、恐之言上如件、

永和元年七月 日

承了 (今川了俊) (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三〇〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系圖」一四六号文書ト同一文書ナルベシ)

258

嶋津御庄薩摩方薩摩郡之内羽嶋之村當知行之事

右、所宛行也、早任先例、不可有領掌相違之状如件、應永十九年三月廿四日 (島津) 久豊 (花押)

羽嶋豊後守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」八七五号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系図」一五〇号文書ト同一文書ナルベシ)

259

「二」ス

肥後國住人西山九郎道房字娘紀氏夫相良兵衛尉長継与

薩摩太郎忠友相論条之事

一 羽嶋浦事

右、如承久二年五月日問注所勘状者、長継則令進覽手

繼以下證文等、所申雖似謂(有脱カ)、忠友且得壽永二年紀氏祖

母大藏氏尼之讓、知行經卅余年早者、依年来知行例、

可令忠友領知彼浦矣、

一 牟木浦事

右、同勘状云、長継雖有申旨、所詮、如忠友所進承久

二年七月日寺家下文正宮公文所施行等者、忠友可為牟木浦名

頭職之旨被載之、仍忠友所申聊有謂云々者、可令忠友

為彼浦名主職矣、

一 狼藉事

右、同勘状云、先日為國司之沙汰、被成敗之由、被載

之云々者、此上者不及子細矣、

以前三ヶ条大略如此、於勘状正文者、先日於筑後介秀

朝之許令紛失了、仍以案文所有御成敗也者、依仰下知

如件、

貞應二年四月 日

(北条義時)
前陸奥守判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三二〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系図」一三二号文書ト同一文書ナルベシ)

260の1

「二」

薩摩國薩摩郡内本若松名主職除湛西以下并羽嶋浦一曲除湛親類等分

花牟礼村中嶋園老所・沓崎園老所・名内田貳町參拾代・

屋敷老所事

右、件所々、任亡父忠茂寛元二年九月廿三日并母堂惟宗

氏讓状去年六月一日當知行云々、其上者、不可及子細者、依鎌

倉殿仰執達如件、

寛元四年十月廿九日

(北条時頼)
左近将監御判

薩摩夜叉殿

260の2

「ウラニ」此状為忠兼申口資家 (花押) 「紙裏次目ニアリ」

自筆之由承伏訖、

元亨三年十月三日

沙弥春寂（花押）

左衛門尉久義（花押）

於正文者、依為連券、封案

文裏、所副渡也、

〔本文書ハ「旧記雜録前編」四三六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「諸家系図」一三三三号文書ト同一文書ナルベシ〕

261 羽嶋の浦地とうしき、せんゑちうあるニよて給ハる、二

郎四郎かところにゆつりわたす、ちきやうすへし、よて

のちのため状くたんのことし、

けんとか三年八月廿八日

（因分友重）
せんゑ（花押）

〔本文書ハ「諸家系図」一五六号文書ト同一文書ナルベシ〕

262

若松彦太郎忠兼代忠金与國分二郎友貞相論、薩摩國成

枝名羽嶋浦田畠山野等事

右、訴陳之趣、子細雖多、所詮、忠兼則當浦者、忠兼相

傳所領也、依有子細、割分田地參町、令契約友貞之處、

令押領證文外田畠之条、無謂之由訴之、友貞亦於件田畠

山野等者、忠兼沽却之間買取之、知行之旨陳之者、當浦

内田地參町令契約友貞之處、寄事於彼證文、令押領契約

外田畠山野等之条、無謂之由、忠兼雖申之、如忠兼元應

元年十一月一日状者、薩摩國薩摩郡羽嶋浦田畠山野等

除若松、直錢三百貫文仁沽渡友貞訖、於關東御下知以下

名水田（文脱カ）本證等者、依為連券、封案文裏、副渡云、證文炳焉之處、

捧自由謀案、論申之条、難被許容旨、友貞所非無子細上、

至彼沽券状者、為忠兼自筆之由、友貞申之處、為謀書之

旨、忠兼依論之、於引付之砌、可書按之由、雖被仰、不

遂其節之条、頗承伏狀、加之、於貞應二年四月日關東御

下知、寛元四年十月廿九日六波羅下知状、同元年九月廿

三日、弘安五年十二月二日、同六年八月日忠茂・忠重・

忠永等讓状者、忠兼加裏書、所相副沽券也、彼裏書者、

為申口資家手跡之由、友貞申之處、資家承伏訖、所副渡

具書等無相違之上者、沽券状又不及子細狀、且當浦為私

領之条、前々其沙汰訖、然則、至件田畠山野等者、停止

忠兼濫訴、任沽券状、可令友貞領掌矣、次以実書、号謀書各事、(任カ)住式目、可有其沙汰焉者、依仰下知如件、

元亨四年八月十日

(北条実時)
修理亮平朝臣(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一四〇二号文書ト同一文書ナルベシ)

「右同文」

永祿八年乙丑二月拾六日書之「トアル寫モアリ」

(本文書ハ「諸家系図」一三九号文書ト同一文書ナルベシ)

263

薩摩郡内羽嶋本領當知行之事、不可有領掌相違之状如件、

應永廿八年八月十三日

(島津久豊)
存忠(花押)

羽嶋新三郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇〇五号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系図」一五二号文書ト同一文書ナルベシ)

264

薩摩國內東郷退治時、國分為万徳之代可相計之状如件、

應永廿八年八月九日

(島津久豊)
存忠(花押)

羽嶋新三郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇〇四号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系図」一五二号文書ト同一文書ナルベシ)

265

羽嶋其外所々知行地等、不可有相違所也、仍任先例領掌

之状如件、

(島津忠國)
陸奥守(花押)

寶徳二年八月十日

羽嶋豊後守殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一三三・一三四二号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系図」一五四号文書ト同一文書ナルベシ)

266

字徳夜叉丸讓与『三番四ハソ五ハソノ三枚、モト継テアリシトミエ、ウラノ次目ニ花押アリ』

平忠茂先祖相傳所領本若松名田島并成枝内羽嶋浦田島

山野等事

合

本若松名主職、羽嶋浦加成枝定田島山野海一曲、

花牟礼村四至

東限國領島東垣根、南限田際、西限鬼楠木、北限清水大道、

杏崎園一所四至

東限頭元之迫ノトフリ、南限田際、西限荒蕪田溝、北限田際、

中嶋伊勢坊園一所四至垣根限、

右、件田島等者、忠茂之先祖相傳所領也、然依為子息、相副本若松坪付手継等并羽嶋浦成枝代々手継、関東御教書案文、花牟礼村調度文書等、限永年、字德夜叉丸所讓与也、但於本驗、御教書正文者、依為連文、不能放讓、偏以案文、可仰正也、^(上カ)羽嶋成枝分本郡役云、臨時役云、本成枝^{益富・久}富除定、内六分一可勤仕也、於山野狩倉者、羽嶋云、郡本云、本名并自余名々相共任讓狀之旨、无違乱、可令相狩也、兼又先年之比上洛之尅、二男忠繼雖讓本若松、於今者、又依讓串木野若松名一曲忠繼、本若松悔返、所讓渡德夜叉丸也、然則先年之讓狀、不可立後日證驗、仍至于子々孫々、无他妨、可令領知之狀如件、

寛元元年九月十三日

嫡子平忠國在判

平忠茂在判

為證人沙弥頼佛在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」四一八の一号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系四」一三四号文書ト同一文書ナルベシ)

267
〔四〕
讓与 字千与壽丸所

平忠重先祖相傳所領薩摩國薩摩郡忠重知行分所之事、成枝名内羽嶋浦田島山野并本若松名田島山野、是枝名田島山野等事、

右、件所々者、平忠重先祖相傳之間、依為嫡子、相副次第證文、所讓与実也、関東御公事者、無懈怠可令勤仕也、至于子々孫々、无他妨、彼所々者可令領知狀如件、

弘安五年十二月二日

〔若松四郎〕
平忠重在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」八四三号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系四」一三五号文書ト同一文書ナルベシ)

268

羽嶋浦の内よこすのしはやひとつまきの馬一年に一疋、そうりやう友豊の一期さりたてまつる、友豊一期の後ハ、とよまさり可令知行候、いくらの狀文候とも、禅惠の自筆自判ならちもいられ候ましく候、仍為後日狀如件、

應安七年十二月五日

惟宗久成(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二七三号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系四」一四三号文書ト同一文書ナルベシ)

269の1

うりわたしたてまつるこくふ

あり、さつまのくにさつまこをりはしまのうらのてん
はくさんやたしわかまつみやうの内すいてんらハ、これを(のそくの事カ)

みぎ、たううらハ、たゝかねかせんそさうてんのしりや
うなり、しかるを、ようえうあるによて、しろのせ(に)三
百くわんもんに、こくふの二郎殿に、えいたいをかきり
て、うりわたし候をハぬ、しゝそんくまで、たのさま
たけなくちきやうせられ候へし、くわんとう御けちいけ
ほんせうもんをいてハ、れんけんたるによて、はなち
あたへす、あんもんをう(符カ)つして、うらをふして、そへ
わたしところなり、くけ・ふけ御くうしハ、ふんけん
したかて、ちぎにきんしせられ候へく候、かやうにうり
わたし候ところに、たゝかぬかしそくらのなかにいらん
を申ともから候ハ、なかくふけうのことして、しよの
そりやうをも申給らせ給へく候、よてこにちのせうもん
のために、うりけんのしやうくたんのことし、
元應元年十一月一日 忠兼(花押)

269の2

「ウラニ」

此状為謀書之由、忠兼

申候之間、所封裏也、
元亨三年十月三日

沙弥春寂(花押)
左衛門尉久義(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」一一二六四号文書ト同一文書ナルベシ)
(本文書ハ「諸家系図」一三八号文書ト同一文書ナルベシ)

270

注進 永仁貳年分羽嶋地頭檢目錄事

合

見作田柴町捌段卍

損田参町

得田四町八段卍内除田中地頭用

定得田四町八段卍中

分米貳石四斗貳升五合内壹斗西願可為弁也、貳斗山谷山女子可為弁、

残米貳石壹斗五合定又七反新加才十 分米三合定、

此外論田見作六段十才二反卍 才三反卍被加定、 分米壹斗九升定、

直木殿

右、大略目錄如右、

永仁三年二月十日

光有（花押）

景遠（花押）

（本文書ハ「旧記雜録前編」九九七号文書ト同一文書ナルベシ）

（本文書ハ「諸家系図」一五九号文書ト同一文書ナルベシ）

271 注進「本文紙二枚次也、末略ス」

永仁二年十二月廿三日羽嶋郡名地頭御方檢注取帳事、

合

ひちはうくわんたい六反冊（ママ）才巳 才一反冊

（本文書ハ「諸家系図」一六〇号文書ト同一文書ナルベシ）

272の1

譲与 ちやくしあさな千世石丸所
『五』

あさなちよいしまろハ、ちやくしたるに由て、ゆつりあ
たう平たくなかせんそさうてんの所りやう、さつまこほ
りはしまのうらのてんはく・さんや・うミはま、こほり
もと同さんや・かくらまのはま、をなしきかいほつてん、
はなむれ・ほんわかまつのてんはく、これむねのうちこ

272の2

「ウラニ」此状為忠兼申口資家之

自筆之条、承伏了、

元亨三年十月六日 沙弥春寂（花押）

左衛門尉久義（花押）

於正文者、依為（連カ）券、封

案文裏、所副渡也、

「此末次めよりきれてなし」「ウラ書アリ、前ニ記ス」

（次号裏書ハ二六六号文書ノ次ニテリ、原注指示ニヨリ移動シテ取ム）

けふん、きねくはたけ・ぬくたにのてらた・なかしまの
そのこかそ、なりえた・なりをかのさうはくてん、なら
ひにこれえたのてんはく・さんや・かくららの事、
右、件の所りやうらハ、たくなちうたうしけのてより
ゆつりうるところなり、くハしくハほんせうもんならひ
にちうのゆつりしやうにミゑたり、しかれハそのむねを
まほて、ちやくしちよいしまろに、いやうねんをかきて
ちきやうせしむへし、たうしちうのゆつりのうちのはい
もんハ、ちうのしやう

忠兼（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編一」八四七号文書ト同一文書ナルベシ）

（本文書ハ「諸家系図」一三六号文書ト同一文書ナルベシ）

273

天満宮薩摩國分寺

奉引進同國薩摩郡成枝名内羽嶋浦田島（山カ）野河海等（但若松名）

内水田
等除之事

右、當浦者、忠兼重代相傳之私領也、而奉引進□之

故者、以去正和二年二月十日・同十三日三昧僧・神人・

命婦等為鋪設催促、令來臨于忠兼許之刻、不慮之外狼籍

出来由、雜掌就被訴申、上総介殿御代被尋□子細、有注

進関東之處、被返下彼注進訴陳狀於鎮西畢、而今遠江守

殿御代被究御沙汰之溯底間、恐冥慮、以私領壹所、奉引

進于寺家之上者、至于忠兼子之孫々、不可成違乱煩、若

又不憚冥慮於申吳儀者、為不孝之仁而可被申行重科、仍

為向後龜鏡引文如件、

元應元年十一月一日

〔若松彦太郎〕

平忠兼（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編一」一二六三号文書ト同一文書ナルベシ）

（本文書ハ「諸家系図」一三七号文書ト同一文書ナルベシ）

274

宛行

薩摩國薩摩郡成枝名内羽嶋浦水田壹町内、字濱田陸段

坪、字臂判官代田肆段并塩屋壹字（字次郎男跡）

右、田地塩屋等、依有于義、雜掌忠給分所宛行也、但地

頭方先例有限所當公事等者、随分限可令勤仕、此外於寺

家方所當諸公事山野草木用水等者、所令免除也、然者守

彼状、可令知行之状如件、

元應貳年卯月十一日

〔國分〕

友貞（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編一」一二七三号文書ト同一文書ナルベシ）

（本文書ハ「諸家系図」一四〇号文書ト同一文書ナルベシ）

275

讓与 松土与丸所

可早領知薩摩國之分寺原田彦丁・中間三段、形部入道（マヤ）

千臺園一所事、内光富名半分事、

右、件所職田畠者、友重重代相傳無相違地也、松土与丸

可知行也、仍為後代讓状如件、

康永四年七月廿五日

惟宗友重(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三二〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系図」一五八号文書ト同一文書ナルベシ)

276

讓渡 松土与丸所

可早領知薩摩國天満宮國分寺領内原田^(うち)彦丁二反、なかはろい^(うち)彦丁、よつのつは八段、ちやうせい五段、八段つは三反、野本三反、一所やくしたうの大藪、一所いむたの入道藪、

右、件所領者、禅惠重代所也、限永代松土与丸所讓与也、無他妨可令子孫相傳也、仍為後代讓状如件、

建徳二年七月 日 沙弥禅惠(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二五号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系図」一五五号文書ト同一文書ナルベシ)

277

はしまのうらのうち、よこすのしをへの事、こくふとのよりおつかせられ候ほかに、こうしう申て候へへ、しさいあるましきよし、うけ給候ほとに悦申て候也、

よてのちのためにしやうくたんのことし、

〔永和二年也〕^{ひのへ}てんしゆ^{たつ}二年三月二日 めうゑん(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」三三三三号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系図」一四一号文書ト同一文書ナルベシ)

278

ゆつりあたふとよまさりかところニ、さつまのくにかこしまのこほりのうち、たけのむらはうくのかとの事、

右の所領ハ、せんゑのゆつり状ニまかせて、たのさまたけなくちきやうあるへく候、たゞし此内そしともゆつるところあり、くうしの事ハふんくニしたかて、きんししさせらるへく候、よてのちのためにゆつり状くたんのことし、

應安七年十二月五日 惟宗久成(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七四号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系図」一四二号文書ト同一文書ナルベシ)

279

ようえうあるによて、にたのミやうち、あさなしやうさ

いその一所か事、かの所りやうへ、ひらのちうたいさう
てんの所りやう、たうちぎやういまにさおいなし、しか
る間、ようえうあるにやて、はしまのふことのゝ方へ、
まんさうくうし・りんしのくわやくおとゝめて、三くわ
ん五百文かほんもつかへしニ入申候ことしつなり、た
しほんもつのはうにまかせ候て、今年^(ママ)たつへ年より三か
年三作、たといほんせに候ともうけ申ましく候、三か年
すき候へ、いつく^くにても候へ、もとのかはりおもて、
うけ申へく候、六月かはりお給候間、うけ申候とき、ひ
とつくりハつくらせ申へく候、よてのちのために状くた
んのことし、

おうえい七年六月九日

禅室(花押)

かのへたつ年

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六五六号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系図」一四七号文書ト同一文書ナルベシ)

280
ゆつりあたふ國分ふんこのかミところ、
さつまの國さつまこほりなりゑたミやうのうち、はしま

のうら三町ふんの事、本田ひらきさんやかかいしいしき
かいハ、せんれいニまかせて、やうたいをかきてゆつり
わたすところなり、たのさまたけなくちぎやうあるへく
候、たゞしこのうちせしともニゆつるところあり、い
さゝかいらんわつらひのきあるへからず、その外ハそう
りやうちぎやうあるへく候、くはうやく・く事等の事、
ふんく^くニしたかてきんせさせらるへく候、このむねを
そむき候て、ふんこのかミかめいにしたかハす候ものハ、
禅祐かしそんたるましく候、仍後のためにゆつり状如
件、

應永八年三月七日

禅祐(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六六九号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系図」一四八号文書ト同一文書ナルベシ)

281
ゆつりあたふ舍弟新三郎ところニ、
國分寺領内薩摩郡之内羽嶋之事、つほつけなんとの事ハ、
代々文書ミえ候間、こさいにおよはす候、早ちぎやうせ
らるへし、仍為後日之状如件、

應永廿八年五月三日 沙弥通松(花押)

〔本文書ハ「旧記雑録前編二」九九八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「諸家系図」一四九号文書ト同一文書ナルベシ〕

282

譲与松豊丸所

薩摩國薩摩郡之内國分寺領坪付者、代々文書ニ見得候、

禪惠・禪祐・通松知行分不殘一所讓渡候畢、河向國分寺

領之田畠一所不殘讓渡也、是も坪付者代々文書見得候、

無他妨可令領智候、仍為後代讓状如件、

正長二年十一月十五日 惟宗宗友(花押)

〔本文書ハ「旧記雑録前編二」一〇九五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「諸家系図」一四四号文書ト同一文書ナルベシ〕

283

譲与松豊丸所

薩摩國薩摩郡之内向田一曲讓渡也、

右、件所職田畠者、宗友重代相傳無相違智也、松豊丸可

領知也、仍為後代讓状如件、

正長二年十一月十五日 惟宗宗友(花押)

〔本文書ハ「旧記雑録前編二」一〇九六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「諸家系図」一五三号文書ト同一文書ナルベシ〕

284

〔此一通ハウツシ也、本書ナシ〕

ゆつりわたす二郎四郎ところニ、

さつまのくにかこしまのこほりのうち、たけのむらハラ

くのかとの事、

みきのてんちさんやの事ハ、つほつけとちやうにミヘた

り、たのさまたけなく、ゑいたいをかきりてちきやうす

るへし、よてのちのために状くたんのことし、

〔應安五年ニアタレリ〕 けんとく三年八月廿八日 せんゑ(花押)

〔本文書ハ「旧記雑録前編二」二三八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「諸家系図」一五七号文書ト同一文書ナルベシ〕

285

隅州肝付之内

新富之村

一作 余分之内割付候早、

高四斗二升

右之地五斗出来、為返地被差遣候者也、

文祿五年

十一月二日

伊右衛門入道

幸侃(花押)

羽嶋藤右衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一二九号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系圖」一六一号文書ト同一文書ナルベシ)

286

加増

屋敷三畦 三斗

中田 七畦拾五歩 九斗

法楽寺乃

助左衛門尉

「三行略」

合田島三斛者

慶ノ六

拾二月三日

羽嶋藤右衛門尉殿

(經豆カ)
村田雅樂助(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一五七九号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「諸家系圖」一六二号文書ト同一文書ナルベシ)

287 覚

私先祖羽嶋豊後守友康二男宗七郎友茂被号向御方御先祖に候、我等所持仕候系圖ニ相見得申候儀、別条無御座候間、如此御座候、以上、

天和三年癸亥

正月十一日

末吉

羽嶋太郎左衛門印

向井市之丞殿

(本文書ハ「諸家系圖」一六三号文書ト同一文書ナルベシ)

288 末吉衆中根元記ニ

羽嶋太郎次郎

右祖父事、川内山田より高山江罷移、夫より慶長五年ニ末吉江罷移、地頭村田雅楽入道殿へ相付御奉公申候、

(本文書ハ「諸家系圖」一六四号文書ト同一文書ナルベシ)

「文明記ニ、羽島周防助ミユ、羽島六世友実ノ弟友武ノ二男但馬守友為ノ男友與周防守ト称ト系ニ見タリ、此人歟」

289

「高岡」
秀安嫡子清右衛門事、鹿府ニ被召出二男、江拜領之地等
相讓候、于今子孫居住」

覺

惟新様関ヶ原御退陣之折、御自分先祖福島佐渡介秀安事、
八代御仮や守相勤居ニ付、御普請仕、奉待上候処、慶長
五年庚子十月朔日、惟新様佐土原御出立、都於郡六野
原御通御仮や時、御一宿被遊候節、御仮や地之故、右前
田面々迄領地大概五六丁廻計細木ヲ御植させ、御直拜領
被仰付候者、此邊今ニ字ヲ御仮や地与唱、御一宿之跡致
畠垣つゝし植置候、左候而翌二日、霧島之大山御越、曾
於郡大久保村ニ御一宿、翌三日、隅州富之隈へ御立寄、
法印龍伯様ニ御對顔、直ニ帖佐へ被遊御着城候由申傳候
趣、安永三年午四月六日、御自分祖父清右衛門盛均被差
出候由緒書之内へ相見得候へ、書付拙者致朱書渡置候
へ者、右朱書證判無之候故、書判懇望ニ付、此書付加判
形、為後證書置之者也、

御記録奉行
天明八年戊申六月十八日 川上平右衛門親敷(花押)

290

「伊東殿之時、祐光寺と申候由也」

「深年」
善哉坊鐘之銘「文字鑄出也」

日向国諸縣御庄「園田丁ニ諸縣

勝福寺

庄トアル深年
八代被辺之惣
名也」

寛喜三年五月日

願主土人僧

晉豪

高岡郷土富満大右衛門當分高城
有水中宿家文書一通外ニ數十
遺藏ノ由

291

「ス」

薩摩國祁堂院富光九郎道貞、馳向日向國諸縣郡八代、新
田右衛門佐義貞與黨之仁伊東藤内左衛門尉以下輩、為誅
伐、去月廿九日、押寄彼城、捨身致合戦、命ノ一字脱カ土持左衛門太
郎茂被疵候、且土持七郎・同新兵衛尉・惣政所親類・參
河國參河公・同橋内兵衛尉以下於戰場雖見知候、為後證
可入申候也、恐惶謹言、

建武三年二月四日

大前道貞

進上

土持左衛門太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七七五号文書ト同一文書ナルベシ)

292

『御領諸縣郡大田原村新助藏本以下同之』

伊東藤内左衛門尉・肝付八郎以下凶徒濫妨事、既及重亘候之処、最前為御方、被追放御領内候条、目出存候、此段於公方、具可披露仕候、恐々謹言、

建武三年正月十六日

良間在判

(宣榮)
土持新兵衛尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七六八号文書ト同一文書ナルベシ)

293

「ス」

伊東藤内左衛門尉・肝付八郎以下輩、打入御領分候之間、已及重事候之処、最前為御方被追放候之条、目出存候、此段於公方、具可披露仕候、恐々謹言、

建武三年正月十八日

円觀在判

土持新兵衛尉殿

294

「ス」

土持新兵衛尉宣榮、於日向國所々致軍忠次第事

一 去年^{建武}十二月十三日、世上鬪乱之由、依有其聞、一族相共欲令上洛之処、伊東藤内左衛門祐廣^{新田右衛門佐}祇候人

同弥七・同弥八・益戸以下凶徒等、令乱入國富庄以下

所々、依致濫妨狼藉國中平均相隨彼黨類之由、披露之間、同廿七日、一族相共揚御旗、打出宿所候早、

一 同廿九日、押寄伊東弥七・同弥八宿所堤、追落之燒拂

早、

一 去年^{建武}十二月廿四日、祐廣以下凶徒等、楯籠嶋津庄

穆佐院政所之間、同晦日、一族相共馳向彼城、致散々

合戰追落之時、祐廣親類若黨以下數十人討取之早、

一 正月^{建武}三日^三八日、肝付八郎兼重・子息金童丸并萩原太郎

兵衛尉兼政、率数百騎軍勢打越國富、南加納政所以下

燒拂之、同十日・十一日、寄来穆佐城、致合戰之間、

防返早、

一 同十四日、兼重与同仁楯籠浮田庄預所、押寄高浮田城

防返早、

一 同十四日、兼重与同仁楯籠浮田庄預所、押寄高浮田城

塙、於宣榮其日大將、致散之合戰、令生虜候早、

一同十四日、兼重同〔与脱カ〕仁浮田庄跡江方預所瓜生野八郎左衛

門尉、於彼所政所於城塙楯籠之間、馳向致散之合戰、

追落之、則燒拂城塙候早、

一同十四日、兼重黨類一坪六郎入道慈円、楯籠宮崎池内

城之間、一族又次郎頼綱相共馳向彼城、慈円同甥以下

生虜之、令誅早、

一同廿三日、押寄祐廣宿所八代、燒拂之處、楯籠猪野見

城之間、則時馳向彼城雖致合戰、御方勢依討死手負出

來、成無勢引退早、

一同廿九日、重押寄祐廣猪野見、於大手責戰之時、二月

一日、宣榮額、同三日、子息八郎時榮右膝被疵早、此

等子細御見知智候早、

右、宣榮所之軍忠如件、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年二月七日

左兵衛尉宣榮

進上 嶋津庄惣政所殿

承了 左兵衛尉秀信在判

〔本文書へ「旧記雜錄前編」二一七七六号文書ト同一文書ナルベシ〕

295 「ス」

新田右衛門佐殿與同仁、伊東藤内左衛門尉祐廣以下凶徒

等、去年十二月廿四日、押寄足利殿御領穆佐院、逮于合

戰之由承及候間、一族馳向、同十二月晦日、一日一夜致

合戰追落早、并兼重同意圖師六郎入道慈円、楯籠池内城

之間、正月十二日、馳向彼城、捨身命盡合戰之忠、召捕

其身誅伐候早、其後押寄祐廣之城八代、同廿三日・同廿

九日、兩度及合戰候之處、自身并子息一人・若黨一人被

疵候、適於戰場御見知智候之間、為後證令申候、恐惶謹言、

建武三年二月七日

左兵衛尉宣榮

進上 守護御奉行所

承了 沙弥重賢在判

〔本文書へ「旧記雜錄前編」二一七七七号文書ト同一文書ナルベシ〕

296 「ス」

一同廿九日、重押寄祐廣城猪野見於大手責戰之時、二月一

日宣榮額、同三日、子息八郎時榮右膝被疵早、迄于同

四日、致散之合戰、若黨以下被疵之条、小串弥四郎重

行・若林大炊兵衛尉秀信令見知智之早、

右、宣榮所之軍忠如斯、以此旨可御披露候、恐惶謹言、
〔有ノ字脱カ〕

建武三年二月十日 左兵衛尉宣榮

進上 御奉行所

承了 守護代沙弥榮幽在判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一七七八号文書ト同一文書ナルベシ〕

297

〔校正〕「ス」

新田右衛門佐義貞与黨以下誅伐事、所被下 院宣也、爰

菊池武敏并維直雖揚旗、或打取之、或没落早、抑伊東藤

内左衛門尉祐廣并兼重構城塙云々、令談合伊東六郎左衛

門并嶋津庄惣政所代可對治之状如件、
〔足利尊氏〕

建武三季三月十日 在判

土持新兵衛尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一七七八号文書ト同一文書ナルベシ〕

298

〔建武四年四月十四日島山下向居于穗佐城〕

肝付八郎兼重以下凶徒誅伐事、差遣島山修理亮七郎訖、
〔直顯〕

随彼催促、可抽軍忠之状如件、

建武三年三月廿八日 在判
〔足利尊氏〕

土持新兵衛尉殿

299

「ス」

新田右兵衛門佐與同之仁益戸弥四郎行政・同四郎兵衛尉

秀名并石河内弁濟使以下、今月十日、新納院岩戸原彦尾

合戦段、被致忠節之由、被聞食状如件、
〔島山直顯〕

建武三年五月十二日 在判

土持新兵衛尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一八四八号文書ト同一文書ナルベシ〕

300

「ス」

新田右兵衛佐與同之仁益戸弥四郎行政以下、楯籠石之城

ハ、早佐伯備前權守并一族等相共馳向彼城、可被誅伐之

状如件、

建武三年五月十五日 在判
〔島山直顯〕

土持新兵衛尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一八四九号文書ト同一文書ナルベシ〕

301

「ス」

鎮西凶徒誅伐事、致軍忠之由、島山修理亮七郎所注也、
〔申脱カ〕

尤以神妙、弥勵忠節者、可抽賞之状如件、

建武四年八月六日

(足利直義)
在判

土持新兵衛尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九五二号文書ト同一文書ナルベシ)

302 「ス」

日向國土持新兵衛尉宣榮申軍忠衷、目安狀副具書如此候、

忠節之次第、所申無相違候、此段若偽申候者、神祇冥

道御罰可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年九月十一日

(鳥山直顯)
源義顯判

進上 御奉行所

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九六五号文書ト同一文書ナルベシ)

303 「ス」

為凶徒退治、明十四日、所發向也、早馳向國富庄河北、

率當庄軍勢可被忠勤、仍執達如件、

建武五年三月十三日

(鳥山直顯)
在判

土持新兵衛尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇〇七号文書ト同一文書ナルベシ)

304 「ス」

日向國凶徒誅伐事、度々軍忠尤神妙也、向後弥可抽忠勤

之状如件、

建武五年五月六日

(足利直義)
在判

土持新兵衛尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇二二号文書ト同一文書ナルベシ)

305 「ス」

軍忠事、日向國大將軍鳥山上野修理亮七郎令注進早、殊

神妙也、向後弥可抽忠節之状如件、

建武五年七月十一日

(足利直義)
在判

土持新兵衛尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇一九号文書ト同一文書ナルベシ)

306 「ス」

日向國凶徒肝付八郎兼重誅伐最中、於令住宅之輩者、可

為御敵之旨、被定之处、國富庄名主庄官等、背制法不馳

參之上者、早馳向彼南北郷、相催之、可被具參、若至不

叙用族者、令放火住宅、可被召進其身也、仍執達如件、

建武五年九月廿日

(鳥山直顯)
判

土持新兵衛尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二八号文書ト同一文書ナルベシ〕

307

〔ス〕

肝付八郎兼重對治之処、國富庄名主庄官等、依不馳參、可被進催之由、先度雖被仰、無音条、太無謂、所詮、来八日、所被召陳於雀尾也、急速可被具參之状如件、

建武五年十月三日

〔島山直顯〕

判

土持新兵衛尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇三二号文書ト同一文書ナルベシ〕

308

〔ス〕

日向國土持新兵衛尉宣榮申軍忠事、申状副具如此候、自最前爲御方無弋軍忠吳于他仁之候、雖然多年疲身難儀之至候、早被宛行恩賞、爲合戰要略被成勇之、弥可致忠功候、忠勤之段爲申候者、八幡大菩薩御對於可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

曆應二年二月五日

〔島山直顯〕
源義顯判

進上 御奉行所

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇三九号文書ト同一文書ナルベシ〕

309

〔ス〕

日向國凶徒誅伐事、軍忠之由、島山修理亮七郎義顯所注進也、尤神妙者、状如件、

曆應二年十二月十三日

〔足利直義〕

土持新兵衛尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇七〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

310

〔ス〕

去廿四日、清瀧德凶徒、寄来曾井之時、馳加彼德致合戰、親類若黨被疵之由、注進状披見候、尤神妙、弥致忠節者、可被抽賞之状如件、

延文六年六月廿九日

〔色龜親〕
刑部少輔判

土持八郎殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇八二号文書ト同一文書ナルベシ〕

311

〔ス〕

去三日合戰、被致忠節之由事、同五日、貞綱注進披見候、每度軍忠神妙、弥可被致忠節之状如件、

延文六年十月九日

〔色龜親〕
刑部少輔判

土持八郎殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八六号文書ト同一文書ナルベシ)

312

「ス」

武光以下凶徒寄来當城之間、致合戦最中也、早馳越佐伯蒲江邊、可被忠節之状如件、

應安四年十一月十四日

土持八郎左衛門入道殿

(今川義範)
治部少輔判

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二一九号文書ト同一文書ナルベシ)

313

「ス」(直顯)

畠山治部大輔入道為御方打出肥後國云々、早令同心合力、可被致忠節之状如件、

應安五年五月廿日

土持左衛門太郎殿

(今川了俊)
沙弥判

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二二六号文書ト同一文書ナルベシ)

314

「ス」

打入宇目長峯、被致忠節之条、尤以神妙也、弥可被抽忠功之状如件、

應安六年卯月四日

土持左近将監殿

(今川義範)
治部少輔判

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二五三号文書ト同一文書ナルベシ)

315

「ス」〇」

氏久對治事、御教書被成下之処、面々不奉、無勿駄云々、池尻自最初在陳候ニ、御一所ニ御堪忍候云々、殊ニ目出候、弓矢のため、又天下のためにて候、ありかたく候、恩賞の事、可申行候、

十月廿七日

大塚左近将監殿

(今川)
了俊判

(本文書ハ「旧記雑録前編二」三三九号文書ト同一文書ナルベシ)

316

「ス」〇」

土持左近将監榮勝申軍忠之事

一 去々年都城御陳致宿直之処、去年三月朔日、鳴津越後入道後卷仕御合戦之時、大將御供仕致散々合戦、其日者三組引退、爰大將未御陳御蹈之由、依有其聞、同日、諸軍勢同心致後卷、無子細御陳御開候、一 去年九月之比、姫木城没落之時分、鳴津蜂起之間、彼城為合力 大將真幸院御出之時、御供仕致忠節候、一 自去春之頃、飫肥・櫛間致在陳、大將庄内仁御出御

供仕、至于今致忠節候、

右、軍忠之段、 大将御見知之上者、無其隠者也、

然者早「御」判下給、為備後代龜鏡、恐惶言上如件、

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三七六号文書ト同一文書ナルベシ)

317 「ス」〇

土持左近將監、此春、飢肥・志布志・都城以下所々、十二月二日にいたるまで、諸方同心申之間、難有御忠にて

候間、其子細探題方注進可申候、尚々被致忠節候者、公

私可然候、恐惶謹言、

「永和三年カ」
十二月二日

兵部卿 「今川兵部大輔
滿範カ」

土持左近將監殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三八〇号文書ト同一文書ナルベシ)

318 「ス」

日向國都之陳之合戦之時、致忠節之条、尤以神妙、可注

進之、此旨状之如件、

「ス」(敬天古)
康暦元年十月七日

(今川滿範)
兵部大輔判

土持大塚左近將監殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」四〇六号文書ト同一文書ナルベシ)

319 高岡士山下四郎左衛門藏古文書三通

右此けひつ「系圖」ハ、金明天皇二代守屋大臣二十一代に、藤原

氏古東駿河守經家か子ニ王法師とて五歳ニ罷成候時、母

ニをしたて、此けひつを傳へをきて候、此子の母ハ京よ

り具足ぐそくせられて候傾城にて候間、代の末ニ人しるへから

す候とて、繼圖を傳へをかれて候、此母も只の人にてハ

なく候、源氏の末高氏將軍之御ゑんるいにて候けるか、

ふしきの御事にて、けいせにハ御成ニて候ける、經家周

防之國屋内田と申處より、長門之國四王てんと申城（霜降カ）に立

籠られ候けるか、行程なくて陰候ぬ、其後古東之三郎と

のと申候ハ、西國に罷下候て、豊前之國菊之庄と申處ニ

居て候か、これもかつせんニ打負、京へ罷上候て、今ハ

若狭國ニ馬食處を給候て、命を次候て、さて此王法師

ハ、母共ニ西國日向國ニ田嶋と申處を給候て罷下候ける

と承候へ共、いまた名字なんともきかす候處ニ、ふしき

のきに此繼圖を見付候て、子細なく我等か一門にて候間

とて、此けひつを見申ことくニあらかし候きとて、西國

ニ下候ぬ、若又名字なんとも人しらす候ハ、此けひつ
をさし出候へ、猶をも不審有人候ハ、若狭國ニ古東之
三郎左衛門と申して有由申され候へ、しせんのだよりの
御時ハ、文書繼圖共可進被申候、又我等か出代ニ候
ハ、和泉・河内・摂津國三ヶ國之文書共、拜見ニ入候
て、本領之子細可申開候、其時に、西國ニ通可申候、如
何様聞へ罷上候ハ、たのまれ可申候、又繼圖ニ添へ人
候てをかれ候へ、御失不可有候、繼圖之條々候之哉、依
執達如件、「此五字後ニ書加ヘシナラン」

右繼圖、三ヶ國ニ下候事ハ、古東之經家か子ニ王法師と
て候しは、むほんの物之すへにて候とて、西國日向國田
嶋と申處ニ、かんしき米ニ給候て罷下候ける時、父之經
家ハ打死し候ぬ、母にて候物申し候けるハ、かやうの流
人には繼圖を添へ候て、證文なんとも人しるへきやうに
と被申候、そへす候てハ、名字なりとも人しるましく候
とて、此けいつを相添へて候けると承候、さて此王法師
ハ、田嶋を給候て下候へハ、おもひの外ニせひしやうの

時分にて、不被用候間、ちからをよはず、風にまかせゆ
られ候ほとに、はみの湊ニ付候ぬ、それより出家ニ罷成
候て、纏て帝釈寺をあぬと仕候ぬ、又救仁院あんらくの
山をしやうよりいつられ申候て持候ぬ、それにてふしき
のしくしやうにて、妻對の身にて候、かゝりし程ニ子を
二人までもち候ぬ、嫡子救仁郷内近松を御おんニあつか
りぬ、二男ハ出家仕候て、同郷飯隈山門屋坊をもち候ぬ、
三十所之處ハ出家之在所にて候ほとに、拜忘仕候ぬ、嫡
子の子孫者家宗此けひ圖を王法師よりの相傳候事六第
也、我等か家之重寶今ニ候、仍執達如件、

ことし四日、左さ御門重成より國之河屋「スリッケン」にて
牧之内四町二反をもち候てより牧内之名字を「スリッケン」
られ候、其後坊との「スリッケン」重家之子ニ三郎次郎時重、
子ニ「スリッケン」永重今「上同」候以「上同」為左木候、
仍執達如件、

伊東氏略系

上世略

工藤一藤左工門

犬房丸 大和守

早川二郎入道

大和守

祐經

祐時

祐朝

祐宗

右大將家近習 号

我兄弟被討、

母千葉常胤女

安藝太守

法名謙證

祐兼 伊豆三郎

祐長 六郎

祐盛 稲田六郎

景祐 三郎左工門

祐茂 宇佐美三郎

祐廣 八郎入道

石州太守

貞祐 安藝守

祐政 使三郎

女三人

祐明 田島七郎左工門

佛号実覚

祐泰 使左工門

鎌倉仕官

三名太郎

佛号実覚

日州下向、

結城七郎妻

備前ヲ領、

母後藤八郎女

祐景 門川九郎

佐々木五郎義清妻

祐明 長倉八郎左工門

佛号実覚

祐頼 木脇刑部左工門

川野九郎妻

祐氏 伊東八郎 信濃守

祐弘 八郎左工門

日知屋小松祖

中山清武

永和五年寂、道加

出統太平記、

祐康

祐光

祐光 光臺寺殿

祐重

日知屋小松祖

香夜叉 六郎左工門

山財号、

佛号実覚

光臺寺殿 母後藤彦太郎女

大和守

法名興福寺殿 永和四如月

祐重

中山清武

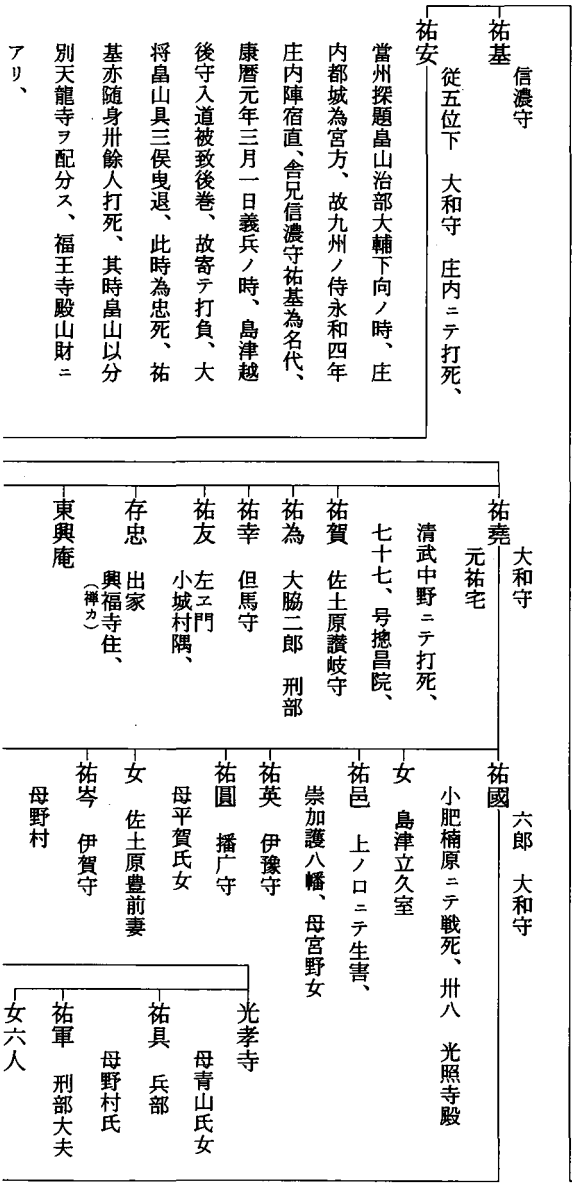
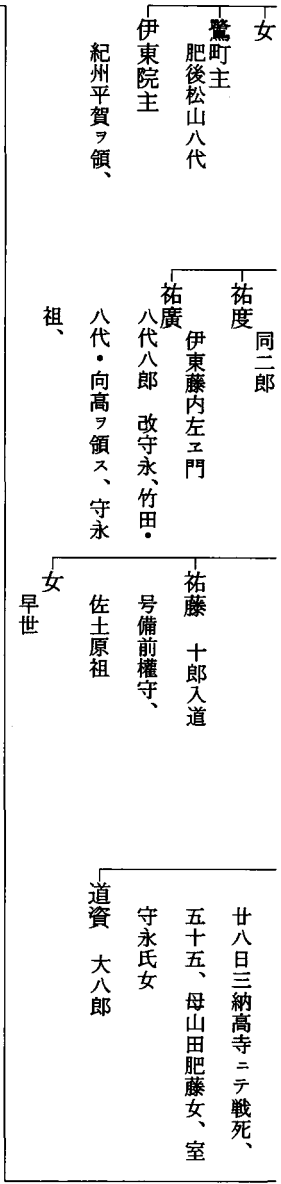
香夜叉 六郎左工門

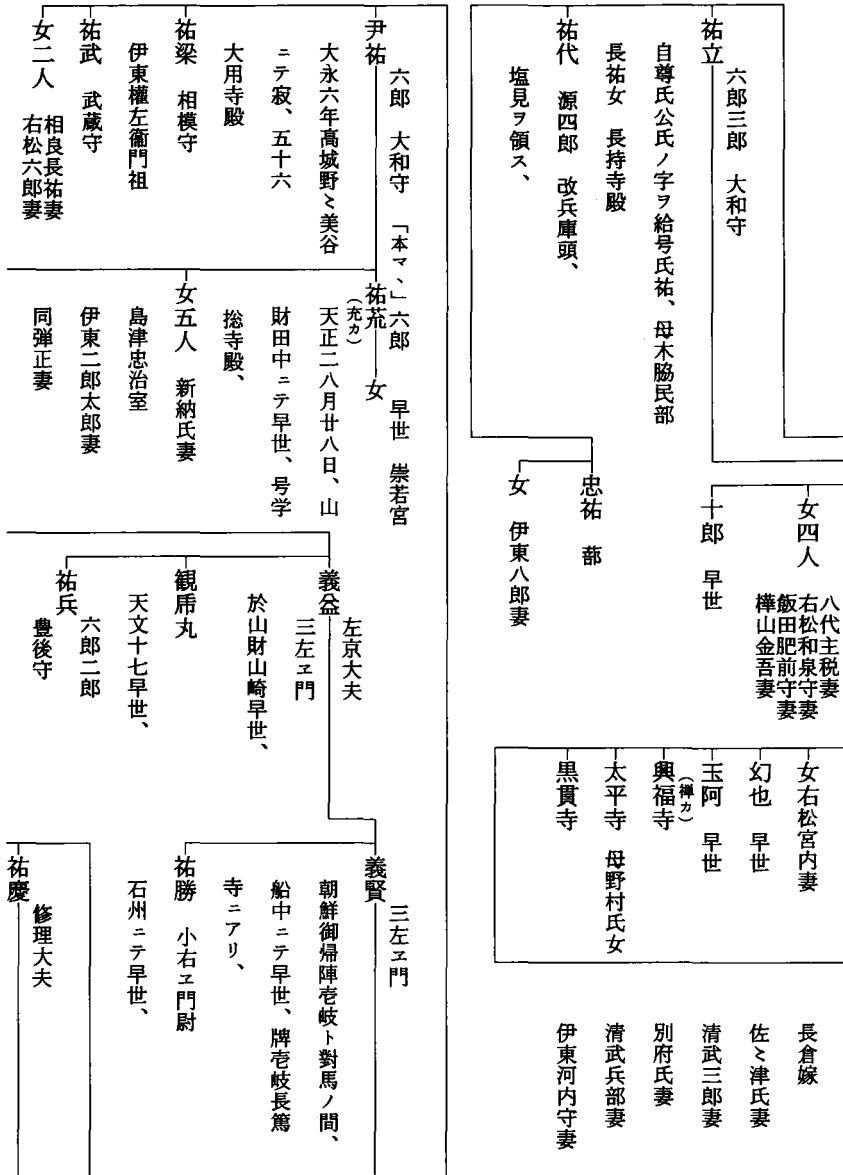
山財号、

佛号実覚

光臺寺殿 母後藤彦太郎女

法名興福寺殿 永和四如月





祐久 藤松 大和守
 榎井桜井勸請、明
 曆三十月廿日逝、
 年四十九 慈雲寺
 殿
 祐豐 主膳
 三千石分地

北条左京進妻
 大膳大夫 三位
 入道義祐卜改、
 都於郡浮舟山落、
 右京
 祐言 於宮崎早世、
 女 松岡氏妻
 天正十六、小肥清武千七
 百廿六町押領、慶長五於
 大坂坂、四十、伊東中興
 卜号、小肥殿 法名報恩
 寺殿
 肥後御在番、寛永十二四月於
 江戶逝去、東源寺殿
 (傳之)
 女二人 成瀬豊前守妻
 滝川左兵之妻
 祐廣 祐永 豊後守
 可山軒養子

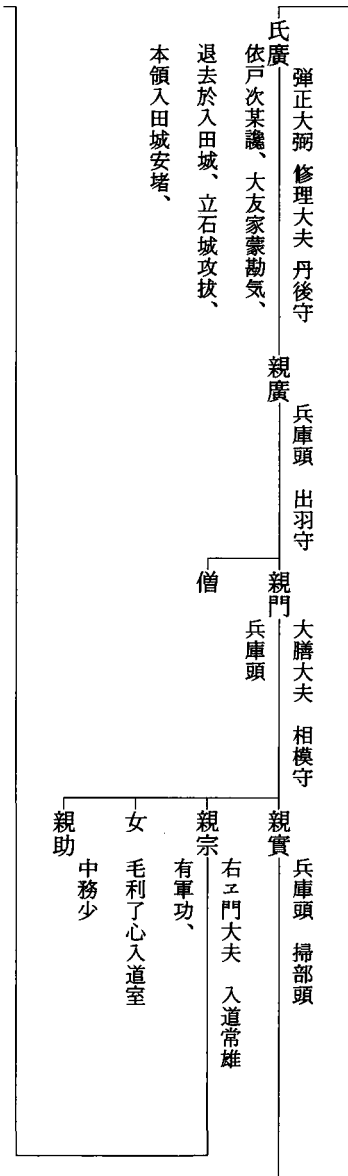
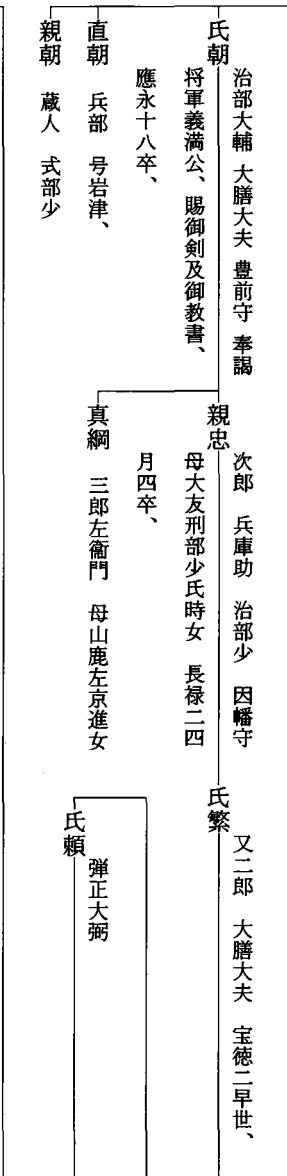
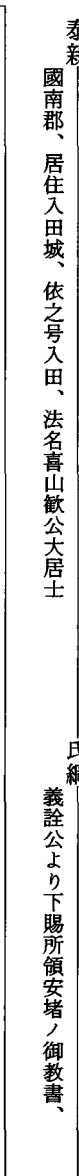
祐由 左京亮 寛文元
 六月早世、法泉
 院殿
 祐春 主殿
 三千石分地
 祐実 六郎 大和守
 祐由養子
 女 分部若サ守信政室
 祐實 大和守 実祐久三男
 享保八九月十八日卒、
 胸林院殿
 祐崇 駿河守
 実祐春長男
 女 祐永室
 可山軒
 祐永 豊後守 修理亮
 実祐廣長男、可山軒養子
 祐之 大和守
 祐隆 修理大夫
 実弟
 祐福 出雲
 祐肅 左京允
 祐氏 (民力) 鶺三郎

入田氏略系

大友家四世因幡守親時二男

泰親 入田次郎 因幡守 兵庫頭 後改秀直、又初松屋次郎 領知於豊後 治部太輔 因幡守 豊後守 將軍

國南郡、居住入田城、依之号入田、法名喜山歆公大居士 義詮公より下賜所領安堵ノ御教書、



隨伯父宗和御國ニ來、

東市正 於諸所軍功、

親増 左馬助 入道増二

於朝鮮戰死、

氏輝 筑後守 入道如心

氏康 佐吉 孫右衛門
入道ノ意

氏春 右近將監 庄内山田
城攻時當鉄炮死、

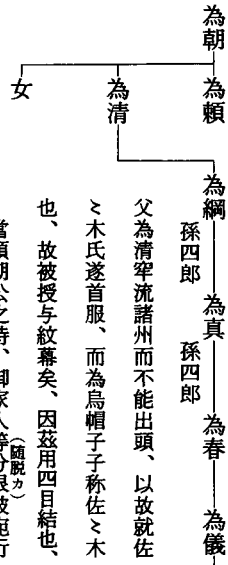
親元 六郎 勝左ノ衛門
女 嫡家掃部頭氏隆室

義實 十郎 左馬助 丹後守 入道宗和

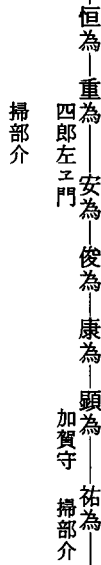
天文二生于入田城、拜謁于將軍義昭公賜御字、謁信長
公任丹後守、自御當家度ノ御使、且中書家久書、新納忠
元誓紙、依無拋奉隨心別當於日州高原賜采地千石、

氏隆 十郎 掃部頭 天正二生入田神原城、母肥後阿蘇大宮司女、得父義實讓家督、拜謁 義弘公奉獻御太刀・三種二荷、
朝鮮役甚勞軍務、関ヶ原供奉蒙疵、御跡ヨリ徐ク下国、

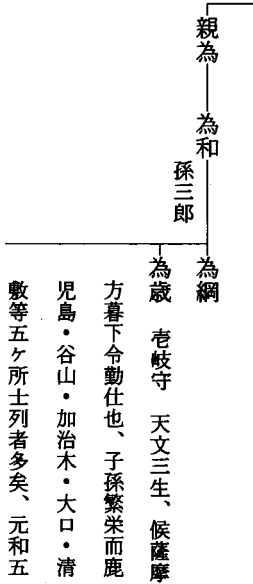
大脇氏



父為清牢流諸州而不能出頭、以故就佐々木氏遂首服、而為烏帽子子称佐々木也、故被授与紋幕矣、因茲用四目結也、當頼朝公之時、御家人等(隨脱カ)分限被宛行國郡庄園、於茲日向大脇名賜名主職下向ト云々、



恒為 重為 安為 俊為 康為 頭為 祐為
掃部介 四郎左エ門



親為 為和 孫三郎 為綱 為歳 宥岐守 天文三生、候薩摩方暮下令勤仕也、子孫繁榮而鹿兒島・谷山・加治木・大口・清敷等五ヶ所土列者多矣、元和五

卒、法名喜菴忠悅
為守
平馬允 此一流在高岡之土列也、

也、

深年白山田ノ立塔ニ天正十八年

大脇平馬允トアリ、同所白山棟(ママ)

ニ同名アリ、寛永五年也、

323 親為之譜ニ 源四郎 民部左エ門尉 齋号自菴

太守伊東殿幕下ニツイテヨリ以来、浦ハ人里ハ人トテ、懇ロニ召仕ハレケル人数十六人中ナリ、然ルニ毎年正月十一日、旧例ノ御所的アリ、イツモ荒武氏ト我大脇氏一年替リニ弓太郎・弓次郎ニ立ケル処ニ、荒武氏弓二郎ニ立ヘキ年、旧例ヲ背テ弓太郎ヲ望ムコト頻ナリ、然レハ太守頃日荒武氏ニ親シキヨシミアリシカハ、終ニ彼望ミヲ叶ラル、是故ニ親為深ク憤リテ、縦當家ヲ背キ他出ヲ致ストモ今年弓二郎ニ立マシキトテ、荒武氏ヲ押退ケ、我一門ノ中ニ弓ニ名アル者ヲシテ弓太郎ヲ射サシメ、的

補任 大脇名主職之事

孫四郎恒為所

終レハ即家ニ帰り、代々ノ文書系圖等ヲ燒捨、為和・為綱ヲ二人ライサナイ、在所ヲ立出、中国ニ行、周防山口ト云処ニ止ル、今載ル所ノ文書ハ、纔ニ燒残リタルヲ、其妻取アツメテ置レシ分ナリ、斯テ、親為山口ニ居住シテ年久シク、旧里ニ止ル妻ノ行エヲ聞サレハ、ヲボツカナクシテ為綱ヲ遣ハサル、為綱日向ニ来リテ尋ケレハ、我家ノ庶子大脇壹岐守ト云人、深クイタハリテ、深歳ノ内白山田ト云所ニ庵室ヲ結ヒテ住セケル、即對面シテ周防ノ如ク帰ラントシケル処ニ、伊東殿聞召付ラレ、元ノ如ク召仕ハルヘキ間、スクニ相止リ、山口ニモ使ヲ遣シ、親為・為和帰ルヘキ由申越セトアリシカハ、畏テ人ヲ遣シ、此趣親為ニ告シムル、カ、ル処ニ為和ハ物讀ノタメ関東ニ下ラル、比日病死セヌト聞エシカハ、今ハ我一人國ニ帰リテモ甲斐ナシ、老衰何ヲカ期セントテ終帰ラス、此所ニテ終ラレントナリ、法名相阿弥、

右、任先例、可令領知之状如件、

康永二年三月十日

左衛門尉貞恒（花押）

下

大脇孫四郎經為

都於郡大脇名田老町參段
島一所五百文讀

右名者、先日藤見阿江雖宛行、於名主職者、於御恩之地、如元可令知行、至御公事役者、可為先例也、仍執達如件、

觀應元年十月廿七日

〔〇キレ〕

上卿松殿大納言

宣旨

延文四年二月廿五日

〔〇〕

藤原恒為

宜任佐衛門尉

藏人勘解由次官平行和奉

327

判「コ、ニ」
判「アリ、末ニシルスハアヤマリ」

宛行 大脇掃部亮重為

日向國都於郡大脇名之分

并百姓二人智阿弥 西法跡事

右、政殿御計之上、任親父恒為之讓、知行不可有相違之

状如件、

永徳三年卯月廿二日(六カ)
「此判在 (花押)」「義満公」

328

契約

右意趣者、為後日一筆申談候上者、我等子孫跡々又致了、

面々子々孫々不可存等閑候間、此内縱雖如何様之虚事出

来も(疾カ)不可承引候、又面々向申、何事も承子細之時ハ無腹

藏直ニ可申候、若此條々偽申候ハ、

八幡大菩薩・熊野三所大權現・天満大自在天神・霧嶋

六所權現・妻方五社八幡御厨可罷蒙候、

永享五年八月廿九日 祐堯 (花押)

大脇掃部介殿

329

「尊氏」
(花押)

宛行可令早領知日向國都於郡大脇名内田老町(中村ノ事)

右以人大脇孫四郎恒為可宛補也、守先例、可令領掌状如

件、

貞和四年九月廿九日

330

清武城合戦之時、被疵抽軍功之条、尤神妙、可令注進之

状如件、

貞治二年十月八日(三カ)
刑部少輔 (花押)

大脇四郎左衛門殿

331

於日向國清武城、致功(忠節カ)之由、一色刑部少輔詮親所注申

也、尤神妙、弥可抽戦功之状如件、

貞治四年八月十三日 (花押)

332

加冠

大脇孫四郎祐祐為

應永廿五年六月十日(舟カ)
(一カ)

藤原祐堯

契約

一為自今以後一筆申談候、如斯神判之上者、子孫々各々子孫々不可致等閑候、自然雖讒者虚言候、不可承引候、面々聞不審之儀承候する時者、無腹藏直可申候事、一為諸篇談合役人申定候之条、不期心中相残可有矣見事、悦喜可致候、加様申沙汰申候上者、為國家、可然矣見不用申間敷候、無後明子細をハ快然無腹藏和談可申事、若此条々偽申候者「神名略」御罰可罷蒙候、仍起請文如件、

永正九年壬申八月十二日

(伊東)

尹祐(花押)

大脇加賀守殿

「右神名ノ内ニ字間目河上東宮ト云見ユ」

334

御方親父本田兵右衛門殿廿九歳之節、居屋敷へ中尾仁左衛門殿年六拾壹歳并子千兵衛殿廿五歳兩人被切入候ハ、寛永十九年壬子五月八日之夜之事ニ而候、千兵衛殿、眞崎少兵衛殿・白石傳左衛門殿と入組有之、事濟中直為同心、右千兵衛舅勝目彦兵衛殿、近所之野瀬才助殿・安田

七郎左衛門殿、千兵衛殿親類ニハ吉加江主馬殿、右仁左衛門所へ被差寄候ニ、如何被存出候哉、親子共ニ南殿ニ入、其儘切出被申候、四人共狂氣ニて候と心得被取候得共、不得取、彦兵衛殿ハ家之内ニ而切殺、才助殿・七郎左衛門殿ハ庭ニ出被死候、主馬殿ハ庭ニ被出、千兵衛殿ハ母を指殺、家ニ火を掛候ニ付、火事と心得、近所ニ玉利遊玄と申山伏被走續候を、数ヶ所手ヲ負せ候、所中之人火事ニ被為續候処、仁左衛門親子人を切、何方へか出候ニ付、方々追手之相談有之候処、本田八郎右衛門殿掃部兵衛と申候時、火元へ走續、兵右衛門殿へ被仰候ハ、御方下人大右衛門を私門前ニ切殺有之候由、兵右衛門殿へ被為咄候ニ付、其儘兵右衛門殿者走帰りニて候、掃部兵衛殿も列立、走帰被成候、兵右衛門殿と掃部兵衛殿ハ門合ニ而候故、兵右衛門殿へ掃部兵衛被仰候ハ、少シ御待被成、火を燃シ、大右衛門を見せ可申とて、我家ニ可入と被成候へハ、門より外ニ鮫島主右衛門殿と申人、長刀を持被居候か、兵右衛門殿ニ而候哉、御方宿ニハ夜打入申候、若馬場へ出申儀欵候半与存罷居候由被申候、則

刀を抜御入可被成、夜打之人ハ餘多と聞申と被申候、門より内ニ而刀抜き罷居ルヲ、何者と被仰候へハ、何者共不申候ニ付、切殺被成、左候而釜屋之内を外より被為見候へハ、釜之上の軒ニ松ニ火ヲ燃シ指置申候、仁左衛門ハ戸口小戸明家籠して居候、右之火之光ニ而、心安内ニ入切合仁左衛門か腕を被為切落候、掃部兵衛殿走續、仁左衛門高股を被為切候、其儘兵右衛門殿留を切り、軒之火を掃部兵衛殿消シ被成候、則火炉之火を吹立、松明ニ火ヲ燃シ、家之角々を兩人ニ而見廻り被成候処、人餘多續申候、南戸之内ニ川上參河殿可被成と被成候処、南殿へハ入不申候と被仰、兵右衛門殿入被成候、家之内を改被成候へハ、御方懷ハ十三ヶ所之手負被為居候、年ハ廿五歳、懷咄ニ火事と申候ニ付、後之庭ニ出、火事之方を見候処、後より仁左衛門切申候、立もとり取候へハ、身刀ニ而引すぎ指三ツ引落申候ニ付、無是非切たおされ候と後ニ咄ニて候、御方兄良玄ハ童名兵部と申候、其時節ハ二才ニ而候、いまこと申下女、兵部殿懷申候へハ、千兵衛切申候ニ付、うつぶしニ成、腹の下ニ兵部殿を押

入助ケ申候、其身ハ則果申候、腹之下より兵部殿ヲ取上見候へハ、無難候、右之下女、年ハ式拾五才、又すゞ虫と申下女、二ヶ所手ヲ負申候、切殺候大右衛門も廿五才、御方姉との、残り之下女共と被隠候ニ付、見付不申候、姉との年其時七才、残下人老人ハ火元へ續、又一兩人ハ居不申候、兵部殿于今頭ニ毛少も無御座候、切血を吞被成候故、翌日より痰出来、十八九歳迄、世間へも出不被成候、仁左衛門父子ハ、常々兵右衛門殿と懇志ニ而、明暮立入為仕人ニ而候、兵右衛門殿右之仕合故、高五拾石・長刀一振其外道具相拂被成候、其時より御方家ハ逼迫ニ相見得申候、

右之通、我々見届為申事ニても無之候へ共、其時手負養生ニ相詰、委細承候ニ付、覺之儘書付申候、誰そ御見せ被成、相違共候へハ、御直シ可被成候、御問被成候ニ付、書付如此ニ候、以上、

(元禄八年カ)
亥六月七日

本田權右衛門印
春田喜左衛門印

本田兵右衛門殿

亡父兵右衛門居屋敷へ、中尾仁左衛門・同氏千兵衛、夜

伊地知助右衛門殿

(重英ノ)

中ニ不圖忍入、切廻り申候而、私母十ヶ所餘手負申候、

其外召仕候下人下女、即時ニ切殺為申者共有之候、手疵

被仕付候下女も為有之事ニ候、其場之様子、委細被聞召

度旨被仰候、私儀未生以前之事ニ而御座候ニ付、右兩人

之衆、其砌最前より被為見通、始終之儀、被為知候条、

其場之仕合書付預度之段申入、書付進上申候、御覽可被

成候、以上、

(元禄八年ノ)
亥六月七日

本田兵右衛門印

(中表紙)

(ハリ紙)

柵寢氏系圖
小根占池端氏文書
(符号カ)

上世略

佐多西方仲次郎系抄

号小松殿、

内大臣重盛

三位中将 維盛

六代殿 維清

治承三年八月一日薨、

四十三歳

小松少将 有盛

清重

賜大隅国柵寢郷地頭職、

(ママ)

清綱

清村

清忠

清親

清治

清保

清信

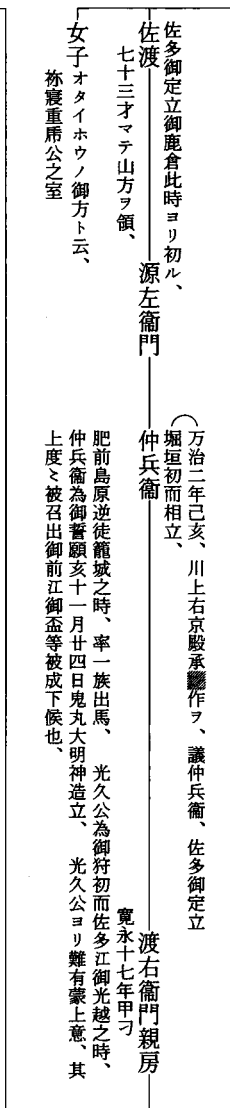
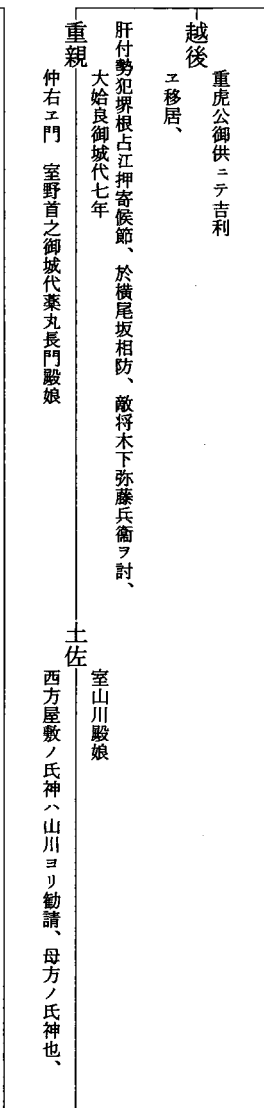
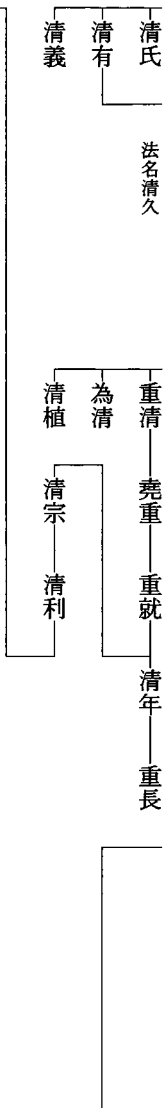
清成

久清

清平

元清

「本ノ」マ、
清朝 高朝



某
建部高清 元亨三十月廿日、一姓之甥弥二郎ニ山本村田地二
段ヲ讓与

○清種 祢養弥二郎入道之種
妻宮原五郎頼重
女、字ハ又後為
尼号禪阿、

○覺惠 康永二十一月、領知ヲ池端
殿ニウル状ニ亡母禪阿トア
リ、サレハ清種姉妹ノ間ナ
リ、
母同、

(ママ)
○別當丸 別當ヨリ崇音迄ノ間二三世闕、

清輝 曆応四二月十五日、領知ヲしんふ池はた殿ニゆつる状ア
リ、しんふ池端殿ハ清種ヲサスカ、サレハ清種ノ二男ナ
ルヘシ、

沙弥
○崇音 — ○清康

二郎左エ門尉 文明八池辺蘭馬門田并佐多ノ松
坂園・濱田等ノ田園ヲ父崇音ヨリユツリ与フ、

正宗
文明七重清ヨリ池辺ノ清阿ニ馬ヲ玉フコトヲ書ケル書アリ、
清阿ハ崇音ガコトカ、阿ノ字誤リニテ清何トカ云実名ナラ
ン、サナクバ崇音ノ父此時迄存命ニテ号ニ清阿一カ、

○沙弥善従 清康ノ後号カ、
又ハ子カ、
○清年 又十郎 明応六父之讓ヲ得、

池縁佐渡守重勝 永正七、重勝田一段ヲ主税助ニウル状アリ、
此比両家ニ分レシトミユ、サテ此主税助正統
ナランカ、今ニ状ヲ傳フヲ以テ考ヘ見ヨ、

○同姓主税助 又十郎清年ノ後称カ、又ハ子カ、

○沙弥清本 清住 右エ門尉 先父於高岳戦死、
主税助ノ後
号カ、又ハ
子カ、

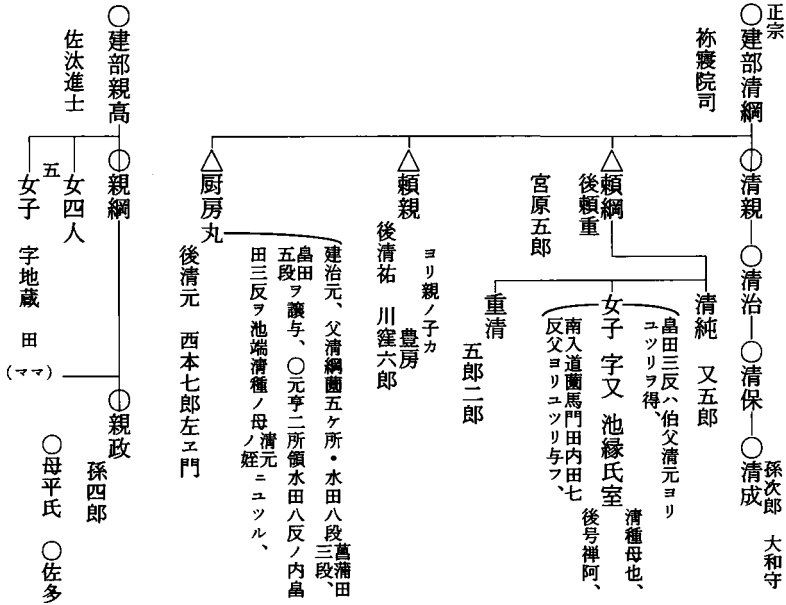
重尚 弥二郎 於小根占
或清 港唐人・南蛮人ト
合戦ノ時、中手火
矢戦死、
○又七 伯父及父戦死、故
天文十三祖父清本
ノ讓ヲ得、
(点線ハ朱書ナリ)

○池縁出羽守 又七ノ後称カ、又ハ子カ、

天正十三称占重帛室相良氏ヨリ迎ノ時、使者御迎等ヲ勤ム、此時家
老ナリシカ、

右池端氏系圖、左之文書モテ見安スカラン為綴リ置也、

338 正宗



(園田) 實好

孫次郎 大和守

親政ノ実子カ

親經

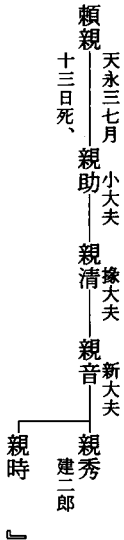
佐多弥七

清種

祢占弥二郎

親政ノ養子トナル、文保二親政ノ領知ヲ代錢三十五貫文ニ
 買得テ南俣全領ス、

古佐多系



七反蘭一ヶ所
 父ノユツリヲ
 得、

親綱ノ子カ
 女 某氏室

及多祢島ノ内領ス、
 佐多ノ内田地ヤシ
 キ親綱分ケ与、然
 ヲ正応二右ノ田ヤ
 シキヲ息女松御前
 ニユツル、

頼家卿花押 (花押)

大隅國祢寢南俣地頭職事

「件ノ誤」
右使職、重延知行之處、死去之由申、然者清重法師所補

給也、但論人出来之時者、召問兩方、可有左右也、前左

衛門督殿仰旨如此、

建仁三年七月三日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九六号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ一」祢寢文書一号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ全文朱書ナリ)

340 大隅國祢寢郡司入道賜御下文令下向候也、可令存其旨給

候、謹言、

(建仁三年)(七カ)

七月廿三日

嶋津左衛門殿
(忠久「尉脱ルカ」)

(北条時政)
遠江守花押

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九七号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ一」祢寢文書二号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ全文朱書ナリ)

小根占池端氏文書

341

依京都騒乱御事、大隅國御家人祢寢弥次郎清種當病之間、

子息別當丸馳參博多、罷入御着到、于今令在津候、以此

旨可有御披露候、恐惶謹言、

元徳三年十月廿日

建部別當丸上

進上 御奉行所

「修理亮英時ナラン」
承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一五九八号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ一」祢寢文書六九三号文書ト同一文書ナルベシ)

342

先帝御事、今年三月十七日関東御教書、今月廿六日子到

来、案文如此、為凶徒等誅伐、相催大隅國地頭御家人、

可發向伯耆国云々、早相具庶子等、可被致軍忠、仍執達

如件、

正慶二年四月廿七日

前參河守(花押)

祢寢弥次郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一六三二号文書ト同一文書ナルベシ)

343

(本文書ハ「家わけ」一 祿慶文書六八八号文書ト同一文書ナルベシ)

就世上騒乱并諸事、一門一身同心之連書事、

右於諸事者、成一身同心之思、聊不可有怠儀、何事毛申談天、可依衆儀也矣、

若於背此旨輩者、日本國中大小神祇冥道御罰於可蒙罷

也、仍狀如件、

建武三年正月十一日

(鳥浜) 清能 (花押)

(池端) 清種 (花押)

(北) 清武

(宮原) 頼純 (花押)

(山本) 道恵 (花押)

清成 (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一 一七六五号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」一 祿慶文書七三八号文書ト同一文書ナルベシ)

344

(端裏書)

「建武三年六月十八日嶋津沙弥道鑑之證文」

345

肝付八郎兼重・同彦太郎兼隆 (以下与黨人等為退治、伏)

郡加瀬田城郷、去五月 (六日、大將御發向之間) 同國祿寝弥次郎清種、自同日至 (同日、于同六月十日、於錦手) 水手、致日之合戦、左肩条、嶋津七郎 (并軍御奉行本田左衛門) 門尉久兼・同水手御奉行中条 (可寄米之由、有其間) 間、

入道祐心被) 見知訖、將又与黨人等為後卷 (馳馬野村、懸先致敵)

随于大將御命、去五月廿三日 (嶋津六郎・同大隅助三) 合戦之条、

野呼馳相合戦、大將 (見知) 郎之、仍此等子細、

一族一烈捧 (目安訖、以此旨可有) 御披露候、恐惶謹言、

建武三年六月十八日 (同日) 建部清種

進上 御奉行所 承了 (島津貞久花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一 一八六五号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」一 祿慶文書六九四号文書ト同一文書ナルベシ)

着到

為誅伐日向國凶徒伊藤之内左衛門尉祐廣・肝付八郎兼重

以下輩、御發向之間、為致軍忠、大隅國祿寝弥次郎清種

候、令馳參国富庄太田城、以此旨可有御披露候、恐惶謹

言、

言、

言、

建武參年十一月廿一日 建武清種(眞花押)

進上 御奉行所 承了(島山直顯)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一八八六号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ二」祿寝文書六九五号文書ト同一文書ナルベシ)

346
[〇] [三十]

日向國凶徒為誅伐肝付八郎兼重、去年十二月五日、大將御發向三侯院間、以同十八日、押卷兼重城塙、云致合戰時、云攻落石山城時、清種兩度被疵事、

一去年十二月十八日、兼重城塙自大手城戸出相數【鑿力】凶徒

等之時懸先、致散々合戰、追入御敵於城戸口、清種被疵射疵

疵射疵、

一今年正月十日、隨于大將御命、攻落石山城之時懸先、

於大手清種被疵射疵、

右、所々合戰致先懸、自身兩度被疵訖、仍注文如件、

建武四年正月十日 建部清種

進上 御奉行所

見知了▽藤原△(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一八九七号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ二」祿寝文書六九六号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ二」祿寝文書六九六号文書ト同一文書ナルベシ)

347
[〇] [□十八]

去年十二月十八日、兼重城於大手自身被疵右肘、今年建武四正月十日、石山城破却時、重自身被疵左手之条、令見知了、此旨可注進候、仍執達如件、

建武四年三月十五日 重綱(花押)

祿寝弥次郎殿

重綱(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九〇九号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ二」祿寝文書七四二号文書ト同一文書ナルベシ)

348
[〇] [二十七]

大隅國祿寝弥次郎清種、為誅伐日向國凶徒伊東藤内左衛門尉祐廣・肝付八郎兼重以下輩、去年十一月廿一日、馳參國富庄太田城、同廿二日、為對治兼重馳向、結城弥七行郷・「友永」七郎清雄【澄ト末ニアリ】十二月六日、兼重与黨等楯籠押寄下財部院新宮城致合戰、同九日、打三侯院之刻、

御發向之間、同十八日、押卷兼重城塙之處、自大手城戸出相數輩凶徒等防戰之時、清種捨身命懸先、致散々合戰、

追入御敵於城内、於城戸口被疵右腰、隨而行郷・楡井

疵射疵、

追入御敵於城内、於城戸口被疵右腰、隨而行郷・楡井

疵射疵、

追入御敵於城内、於城戸口被疵右腰、隨而行郷・楡井

疵射疵、

四郎頼理令見知訖、將又隨于大將御命、今年正月十日、

攻落石山城之時、於大手懸先、致散々合戰、被疵左手射疵

訖、仍高木孫三郎久安并同時合戰地頭御家人令見知訖、

然自去年迄于今連日合戰、捨身命抽軍忠、兩度自身被疵

候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年四月廿三日

建部清種

進上 御奉行所

承了(島山直顯)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九二号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ一」祿慶文書六九七号文書ト同一文書ナルベシ)

349

日向國凶徒肝付八郎兼重黨類等、楯籠大岩田城之間、没

落之時被抽軍忠糸神妙、弥可勵其節也、仍執達如件、

曆應貳年四月廿日 源(島山直顯)
(花押)

祿寢弥次郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二〇四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ一」祿慶文書六九〇号文書ト同一文書ナルベシ)

350

為誅伐日向國凶徒肝付八郎兼重以下輩、去建武三年十一

月(廿一)廿日、大隅國祿寢弥次郎清種馳參日向國大田城、付御

着到、御使結城(源)弥七行郷・友永七郎澄雄相共令對治南郷

櫛間城、同十二月六日、兼重以下凶徒等楯籠押寄下財部

新宮城、取向城(源)數合戰之刻、御發向于三俣院之間、同九

日、馳參三俣院、押卷兼重城、致合戰之處、同十八日、

自南城戸打出數輩凶徒等之間懸先致散々合戰、追卷御敵

等於城内、於城戸口被疵右腰射疵訖、次同四年正月十日、隨

于御命、攻破石山城之時懸先、致散々合戰、被疵左手射疵

訖、隨而自建武三年十二月迄于同四年十月日夜致合戰、

令抽軍忠早、次去年七月十一日、為對治兼重以下凶徒

等、御發向之間、御供仕共、賜御前陣、打入日向國南郷之

處、兼重与同平山式部少輔等依楯籠于同郷大和田城、可

取向城之由蒙仰之間、取向城日夜致合戰、今年四月十三

日、攻落彼城訖、又兼重与同猪俣新左衛門尉等楯籠上財

部城、取向城之時之合戰、親類平六兼安被疵左眼射疵、將又

今月十三日、押卷兼重城、日夜致合戰、同廿七日、攻落

彼城訖、然所々數々度合戰、捨身命懸先、令抽軍忠候、

以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

曆應二年八月卅日

建部清種

進上

御奉行所

(鳥山直顯)
承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇六号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」二抄卷文書六九八号文書ト同一文書ナルベシ)

351

大隅國祢寢弥次郎清種軍忠事

右、為誅伐薩摩國凶徒等御發向之間、最前馳參賜御前陣、
去年八月、御對治同國伊集院一字治城并市来城等之時、

致合戰忠節訖、爰屬于嶋津三郎左衛門尉師忠手、可致軍

忠之由、依被成御奉書、同月十二日、肝付八郎兼重・中

村弾正忠秀純等楯籠押寄于魔嶋郡東福寺城、日夜致合

戰、今年四月廿六日、攻落東福寺山城矣、同廿八日、尾

頸小城同没落訖、將又今月一日、矢上左衛門五郎高純楯

籠押寄于同郡催馬樂城、致合戰之處、同十六日、御對治

訖、然早自去年八月迄于今日、於所々數々度合戰致軍

忠之上者、預御一見狀、為備後證、粗言上如件、

曆應四年後四月 日

承了(花押)

(鳥津貞久)
「道鑑公
御判也」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二二号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」二抄卷文書六九九号文書ト同一文書ナルベシ)

352

注進

大隅國祢寢弥次郎清種、自去建武三年迄于曆應二年
八月兼重城没落期、於日向國屬直頭手軍忠事、

一建武三年十二月十八日、兼重城合戰、清種自身被疵

右脛、
射疵、

一建武四年正月十日、石山城合戰、清種自身被疵

左手、
射疵、

一曆應二年正月十三日、上財部向城合戰、親類平六兼安

被疵

右膝、
射疵、

落城事

三俣院 南郷

石山城 大和田城

下財部

新宮城 兼重本城

右、注進如斯、若此条偽申候者、

日本國中大小神祇御罰お可罷蒙候、仍注進如件、

曆應四年十二月廿日

源直顯 (花押)

(鳥花押)

進上 御奉行所

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」一「祿寝文書六九一」号文書ト同一文書ナルベシ)

353 〇〇〇〇二十九

(去脱カ)

欲早被經急速御沙汰、自建武三年迄于曆應二年八月卅日、

所々合戦、捨身命度々懸先□清種□(併親類平六) 預御注進、

浴恩賞事、

副進

一卷 御着到御感御教書御一見状等□□(イイ)

右、清種軍忠事、所□(令備進之) 御教書□□等明白也、仍

預御感御教書訖、而自去建武三年迄于曆應二年、数ヶ度

合戦捨身命懸先、清種・兼安以下兩度被疵、攻落所々(◎城)、

抽軍忠之上者、預御注進□浴恩賞、粗言上如上件、

曆應四年十一月 日

(裏花押カ)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三三三号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」一「祿寝文書七〇一」号文書ト同一文書ナルベシ)

354

〇〇〇〇

大隅國祢寢弥次郎清種軍忠事

右、為對治薩摩凶徒等、去月五日、御發向于谷山郡之

間、最前馳參、同七日、致散々合戦畢、将又同十三日、

御發向于伊集院之時、對于助三郎忠国以下凶徒、楯籠平

城致合戦取向城訖、然早預御一見状、為後證、粗言上如

件、

曆應五年九月 日

(島津貞久)
承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」一「祿寝文書七〇二」号文書ト同一文書ナルベシ)

355 〇〇〇〇二十五

大隅國祢寢弥次郎清種謹恐々言上、

自最初為御方、自未建武三年迄于今奉屬御手、隅州日州

薩州所々合戦、度々被疵訖、隨而軍忠之次第、先日預御

注進訖、就中、未三月廿七日、頼仲与黨人大始良新兵衛

入道道心・横彦三郎、頼仲若黨岡富三郎次郎入道以下

凶徒等楯籠押寄當院大始良城合戦、同四月四日、令退治

彼城訖、将又同十日、頼仲舍弟又四郎頼重楯籠押寄當國

肝付郡加世田城、連日致合戦之處、同国鹿屋院高熊凶徒

等楯籠之間、同七月十日、押寄彼城、同十二日、攻落之訖、爰同廿五日夜、頼仲与黨人風早十郎・細山田三郎以下凶徒等忍入大始良城、引會薩州石堂彦次郎入道・肥後三郎兵衛尉以下凶徒等、引率大勢、當院鷹栖構城墾之間、押寄彼城致合戰之刻、今月三日、頼仲与黨人島津田三位房、饗庭九郎以下之輩、率大勢、同國始良庄井上寄來、取向城之間、即時馳向、三位房以下之凶徒等討取之、同日、押寄崩城攻落之、同夜、押寄加世田城令退治訖、亦(〇又)同四日、押寄大始良鷹栖城致合戰、凶徒等數輩討取之令退治訖、仍同十二日、頼仲楯籠日向國志布志御發向之間(〇供)御共仕、押寄彼城、同十三日、令退治訖、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

觀應貳年八月 日 建部清種

「時附兵衛佐直冬
島山修理亮直頭」
承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三六六号文書ト同一文書ナルベシ)
(本文書ハ「家わけ」祇寝文書七〇三号文書ト同一文書ナルベシ)

右、去觀應參年十二月三日夜、頼仲引率薩州之凶徒等、〔親忠三年十二月三日・十九日、檢井四郎頼仲國見城大手城戸ロ寄來、忍取大始良城之間、同四日、押寄彼城、連日致合戰之及兩度合戰有之、二十一日又寄來搦手口合戰、二十三日又寄來大手合戰、(〇引合頼仲)〕刻、頼仲引合薩州凶徒等、去年〔文和貳年七月十二日〕木谷構城墾、去又攻搦手戰于外郭野首云々、小根占ヨリ祇寝家ニ亂シタル赴ナリ月廿二日、壹谷楯籠之間、同廿四日、攻入彼城致散之合戰、頼仲与黨人平岡四郎・風早十郎・薩州凶徒養和新次郎以下數輩討取之、攻落訖、將又同日、攻入木谷大始良城、令對治所々城々訖、仍軍御奉行人野本藤二見知之上者、為預御一見狀、粗言上如件、

文和參年三月 日

「西国探題
兵衛佐直冬朝臣カ」
「直頭」
承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一二五一九号文書ト同一文書ナルベシ)
(本文書ハ「家わけ」祇寝文書七〇四号文書ト同一文書ナルベシ)

357 〇一四一 二十四

多祢嶋

御家人見和平次有光入見參、被下向也、可令安堵之狀如件、

承久三年十二月 日

守護所(花押) 〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一三〇八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ」一「祿徳文書六七五号文書ト同一文書ナルベシ」

358 〇一四二 四十二

大隅国祢寝弥次郎清種謹言上、

欲早被經嚴蜜御沙汰、蒙安堵御成敗、當國多祢嶋内見和村名主職事、

副進

一通 大将家御下文 一通 守護嶋津判官忠久施行

一通 手継狀雖有敬通
自余略之 一通 系圖

右、於見和村者、養父佐多孫四郎親政重代相傳地也、爰〔元應二年三月十三日肝付文書云、地頭尾張前司高家代盛貞云、此淨心名越尾張左近太夫代肥後次郎入道淨心、以關東權威令押カ〕〔領〕彼村於理不盡、殘于五郎兵衛入道之条、希代所行也、隨而擬令言上之刻、世上動乱之間、于今令延引之處、幸

奉仰嚴政御代、欲經上訴折節、彼五郎兵衛入道〔令〕依于同意〔力〕御敵、被誅伐訖、然早帶大将家御下文并忠久施行以下之

證文等、清種相傳之上者、被經急速御沙汰、為預安堵御裁許、粗言上如件、

建武四年六月 日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一九四五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ」一「祿徳文書七四三号文書ト同一文書ナルベシ」

359 〇一四三 四十三

大隅國多祢嶋内現和村名主職事、被致軍忠之上、帶右大

将家御下文以下證文等相傳之条歴然之間、於半分者、先所申付也、至年貢者、為軍勢兵糧、可被直進之狀如件、

建武四年八月一日

〔島山直顯〕
源(花押)

祢寝弥次郎殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一九四七号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ」一「祿徳文書六八九号文書ト同一文書ナルベシ」

360 〇一四四 四十四

祢寝弥次郎清種申大隅國多祢嶋現和村名主職事、關所之間、依軍忠可令管領之由申付候、早莅彼所、可被打渡半

分於清種也、仍執達如件、

建武四年八月一日

(島山直顯)源

世戸山彦四郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九四八号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ一」林葉文書七四四号文書ト同一文書ナルベシ)

361 頼綱

祢寢院司建部清綱辭

讓与 頼綱得分田畠并山野等事

一用松名 在四至東限石尾、南限河、西限北俣田綱手、北限田代登大路、

水田貳町貳段内

字北俣五段 同南俣五段 同三坪八段 同山下二

段 同藪田一段 同赤坂田一段

一郡本内水田貳町藪參ヶ所事

宮脇老所

在四至東限若宮參詣大道宮田西九西ハタメ、西限、大河、北限尾上南ハタメタ、南限池田北岸、十崎、(久カ)

協持教房居藪

在四至東限尾、西限大溝、北限サケ山溝、南限殿園并山本境、

南入道居藪 在四至東限大道、西限池、北限蔵宮田、南限大道、

水田貳町内 圓田四段 牟多北副伊佐木田六段

馬門内老町内清親作五段、權大夫作河原田五段、

一山野肆ヶ所 一所波伊 一所猪狩倉 一所小豆野ハハ

一所松野ハハ

此四ヶ所、在四至東限田代境、西限波伊立山谷登見方山谷、北限直世境、南限邊津加大道昌浦經石、

右、田畠山野等者、守護状之旨可令領知、若令他人沽

却者、相本名天可令沽却、但於佛神事役、御領物御佃

新入田并方々公事果役者、本名弁内、以五分老天可令

勤仕、但用松名定也、仍讓状如件、以辭、

正元々年後十月五日 散位建部清綱

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」五九一号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ一」林葉文書七〇六号文書ト同一文書ナルベシ)

362 頼綱

建部清綱子息讓与一所帳事取

一頼綱得分田畠山野等事

用松名 在四至東限岩尾、西限小河、北限北俣田北綱手田代大道、南、大河、

水田貳町貳段内 字北俣五段 同南俣五段 同三坪

八段 同山下二段 同藪田一段 同赤田一段

一郡本内水田貳丁内 円田四段 無田北副伊佐木田六段

馬門老丁椽清親作五段、河原田五段、

同郡本内園參ヶ所内 脇八郎太夫園、先地教房居園也、

南入道居園、宮脇、四至讓状在、

一山野肆ヶ所内 一所波伊 一所猪狩倉 一所小豆(野脱カ)ハハ、

一所松ハハ、

此山野園四至在讓状、

右、件田畠山野等者、限永年可領知、於方々公事所當

者、本名五分一を可勤之、

此外返津加内 狩倉山野四ヶ所内、大宗・綱懸・打

ツメ・いさきのあほ、

四至東限大浦、西限姫迫大河、北限フルクツレノ河内并マフシタチ、南限海、

右、件山野頼親讓与也、限永年可領知、但請田陸段(畠)

内表畠老段所當、初任時可弁也、兼又郡本頼綱得分内

水田五段園一ヶ所、とよはうニ可讓取、(請)

右、件田畠山野等、子息等令所分也、此外田畠山野等

者、嫡子清親可令領知也、

文永四年十二月廿四日

建部清綱

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七〇七号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」一「弥實文書七〇七号文書ト同一文書ナルベシ」)

建部清綱辞

讓与(庶) 鹿子殿房丸田園等事(清元)

一園伍ヶ所内

西本園三ヶ所内當作藤太園 勢五郎園 見平太園

四至西限松山矢太郎之道見平太垣根也、北限宮山峯、東限大河ハタ、

君澤津園老所東限緩弥次郎、西限中尾、南限宮田原、北限尾、

弥藤太殿園老所東限堀、南限堀、西限路、北限草字五郎南垣、

一水田捌段内

菖蒲田參段東限宮田許、西限畠田、西限湯穴許、北限路、

畠田五段東限小宮田、南限右多田北許、西限右多田溝、北限菖蒲田中溝、

右、件田園等所讓与鹿子殿房丸也、然御公事分御佃米貳(マ)斗(マ)、府御領物肆疋可弁之也、以國ヶ初任之時使入部之時(外至子息)

者、黒米陸升(官方得)可弁郡方、縱使雖被經數日、此(外至子息)

余雜事傳夫馬等者、令停止之次、凡彼田園等御公事配分

如此、就中社國并関東御方臨時課役雜公事者、一向留于

本名早、仍為永代讓状如件、

建治元年十二月廿二日

建部清綱

(本文書ハ「家わけ」一「弥實文書七〇七号文書ト同一文書ナルベシ」)

(本文書ハ「家わけ」一「弥實文書七〇七号文書ト同一文書ナルベシ」)

〔本文書ハ「旧記雑録前編」二七六七号文書ト同一文書ナルベシ〕
〔本文書ハ「家わけ」二称寝文書七〇八号文書ト同一文書ナルベシ〕

364
將軍家政所下

可令早領知大隅國^{脱カ}△^世称寝院△南侯内用松名并下直
村地頭職事、

右、任亡父清綱正元々年閏十月五日・文永四年十二月廿
四日・建治二年正月卅日參通讓狀、為彼職、守先例、可
致沙汰之狀如件、以下、

正應四年十月十六日

案主菅野

知家事

令左衛門少尉藤原

別當相模守平朝臣御判

陸奥守平朝臣御判

〔本文書ハ「旧記雑録前編」一九四四号文書ト同一文書ナルベシ〕
〔本文書ハ「家わけ」二称寝文書七三三四号文書ト同一文書ナルベシ〕

365

大隅國称寝院南侯内用松名并下直世村地頭職事

右、任今年十月十六日関東御下文之旨、為彼職、守先例、
可致沙汰之狀如件、

正應四年十一月四日

丹波守平朝臣御判

越後守平朝臣御判

〔本文書ハ「旧記雑録前編」一九四五号文書ト同一文書ナルベシ〕
〔本文書ハ「家わけ」二称寝文書七三五号文書ト同一文書ナルベシ〕

366

「五十九」
ゆつりわたす

ちやくしいや二郎きよたねかところ、はたけた三

たんの事てつきのしやうにあり、

そゑわたす、したいてつきのしやうら、

みきのでんちハ、せんあかちうたいさうてんのしりやう
なり、しかるにらうせうふちやうたるあいた、ちやくし
いや二郎きよたねに、したいせうもんをあいそゑて、ゑ
いたいをかきりて、ゆつりわたすところしつなり、こう
せうのためにゆつりしやうくんたんことし、

けんかう二ねん十二月^{十六日}あませんあ(花押)

〔本文書ハ「旧記雑録前編」二一三七号文書ト同一文書ナルベシ〕

367

〔本文書ハ「家わけ」一 祿寝文書七一 五号文書ト同一文書ナルベシ〕
 FOJ—「七十一」
 ゆつりわたす
 ちやくしいや二郎きよたね(かカ)のところに、をうす
 のくにねしめのいんのうちてんちやしきらの事ハ
 しんしきかいはほんせうもんにあり、
 一ミなミにうたうのその
 一まかとのうちのた五たん

みきのでんちやしきハ、はうふよりしけのちうたいさ
 うてんのしりやうなり、しかるにしやきやう又五郎き
 よすミ、御けちをかすめ給ハるといゑとも、しやてい
 五郎二郎しけきよかかわちとの御てにして、をつそ
 うを申つたつ、ミふんとおほせいたされ、御はいふんあ
 て御ひやうちやうにのほり、くわんとうに御ちうしん
 あるうゑハ、か(ん脱カ)のてちきやしきにきてハ、ちやくし
 いや二郎きよたね、ゑいたいをかきりて、しひつをも
 てゆつりわたすところしつなり、よてこうせうのため
 にゆつりしやうくたんのことし、

368

けんかう三ねん五月十六日 あませんあ(花押)
 〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一三四二号文書ト同一文書ナルベシ〕
 FOJ—「三十一」
 建部清元辞『本書五十八ニアリ』

譲与 祿寝弥次郎殿母御前仁大隅國祿寢院南俣内田地
字号 鳥田參段事、

右、件田地者、清元重代相傳地也、而祿寢弥次郎殿母御
 前者、為清元姪之上、忠節成之間、於彼田地者、亡父清
 綱讓狀之案文仁裏於封天相副之、限永代之、所奉讓渡于
 弥次郎殿母御前清元之実也、但於御田并府御領物等御公
 事者、清綱讓得清元田地八段内加蓋蒲田 御佃米式斗、府
 御領物肆疋可弁之由、被定置之上者、随于田地之分限、
 可被弁之、此外於万雜公事者、一向被留于惣領早、將又
 警固番役并社國兩方候(應)時課役出来之時者、随于田地分限、
 可被勤仕之、若又清元子孫共中仁聊も彼田地仁於申違乱
 之輩者、清元所領於不可領知候也、仍為後證之讓狀如件、
 元亨貳年七月七日 建部清元(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三〇四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ一」祿文書七二四号文書ト同一文書ナルベシ〕

369

〔FOUR〕 大隅國宮原五郎頼重息尼禅阿代清種申、當祿寢院内畠

(國脱カ)

田參段事、

右、如申状者、於件田地者、伯父祿寢七郎左衛門尉清元讓与禅阿訖、而致違乱之條無謂云々、如所進去年^{元亨}二

七月七日清元状者、讓与祿寢弥次郎母仁大隅國祿寢院南

俣内田地^{字号天}三段事、右田地者、清元重代相傳地也、

而祿寢弥次郎母者為姪之上、志切之間、亡父清綱讓状案

文仁封裏、相副之、限永代所讓渡也云々、就之度々雖遣

召文、無音之間、以谷山五郎入道覚信尋問実否之處、如

執進去三月廿一日清元請文者、尼禅阿代清種申祿寢院内

畠田參段事、以去年七月七日讓与禅阿之上者、向後不可

有違乱云々、此上不及吳儀、任清元讓状、可令禅阿領掌

矣者、依仰下知如件、

元亨三年六月十日

(北条)

〔英時〕

修理亮平朝臣(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三四七号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ一」祿文書六七八号文書ト同一文書ナルベシ〕

370

〔FOUR〕 〔二十一〕 可早以建部氏字又領知大隅國祿寢院南俣内田五段^{郡本馬}

門東依

畠貳町老段・在家肆字^{南入道事}

(以脱カ)

右、亡父宮原五郎頼重跡所配分也者、早守先例、可令領

掌之状、依仰執達如件、^(下知)

元亨三年十二月七日

(北條高時)

相模守平朝臣(花押)

(金沢貞頼)

修理權大夫平朝臣(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三八三号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ一」祿文書六七九号文書ト同一文書ナルベシ〕

371

〔FOUR〕 建部氏^{字又}、子息祿寢弥次郎清種申、大隅國祿寢院

南俣内田伍段^{郡本馬門}

畠^{東依}・畠貳町老段・在家肆字^{南入道事}

右、任去年十二月七日関東御下文、可令氏女跡領掌之状

如件、

元亨四年七月五日

(北條) 『英時』
修理亮平朝臣 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」二称寝文書六八二号文書ト同一文書ナルベシ)

372
FOUR 『五十一』

ゆつりわたしたてまつる、おい弥二郎殿ところに、大
すみのくにねしめのいんみなまたの内、重清分ニな
りて候はん内のそのい所の事、

右、くたんのところハ、はうふよりしけの重代さうてん
のしりやう也、しかるをミせうふんのよし(㊦)なるをいた
され候、御はいふんにあたりて候はん時、いやしきのた
めに、そのいしよ、たゝしひろさ三反、ゆつりたてまつ
り候也、おなしをいながら、れんくゝの心さしあさから
さるによて、ゆつりたてまつり候也、永代ちきやう候へ
し、たゝしそのゝさい所ハ、御はいふんにあたりて候ハ
ん時きたむへく候、よてのちのためにゆつり状如件、

元應元年十月十五日 建部重清 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三二二号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」二称寝文書七三号文書ト同一文書ナルベシ)

373
FOUR 『六十一』

大隅國弥寝南俣山本村内田地号横此横副貳段(北カ) 田地者、
(右脱カ)

高重代相傳私領也、而弥次郎殿事、為一姓甥上者、年
来申承志依不淺、限永代所奉讓渡也、但於御公事者、加
御佃新入田米定參升、府御領物式疋可被勤仕之、又石築
地勤仕之時者、錢田別拾文可被勤仕之也、若又彼地仁不
慮外煩出来時者、當俣内類地邊田村内田地上田式段可被
撰取之也、至于子々孫々、無他妨可令知行給、仍為後證
讓状如件、

元亨參年十月廿日 建部高清 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三七号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」二称寝文書七一八号文書ト同一文書ナルベシ)

374
FOUR 『二十四』

称寝弥次郎清種申、大隅國称寝南俣内山本村田地事、訴
状副具如此、為有其沙汰、早可被參對、仍執達如件、
(北条英時)

元亨四年四月十四日 修理亮 (花押)

称寝五郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三九号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」二称寝文書六八〇号文書ト同一文書ナルベシ)

375 【〇】五十二

はうふよりしけのゆいりやう、おほすみのくにねしめの
ミナミまたもちまつミやうのうち、三のつほいけのしよ
く、ほしかわのさゑもん五郎のこけれうしやうの分の、
元亨三年十二月七日御下文、をなしき御はい分状、なら
ひにちんせい御しきやう、^(以脱カ)上三ツ、ねしめのいや二郎殿
方よりうけとり候、^(了脱カ)よてうけとり状如件、

元亨四年十月一日 ^(建部)重清(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」一四〇六号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」一 抄書文書七一九号文書ト同一文書ナルベシ)

376 【〇】五十二

大隅國祢寢院南侯一分地頭祢寢弥次郎へ於知行分わ、重
下使者候程者、不可有相違之状如件、

元弘三年十二月二日 掃部助(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」一六七九号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」一 抄書文書六八五号文書ト同一文書ナルベシ)

377 【〇】六十

うりわたしまいらせ候、大すみのくにねしめのあんミ
なミまたまかとのうちのた耆たんの事、

右のてんちハ、かくゑかちうたいさうてんのち也、しか
るにかのたにおきてハ、こきやくのときハ、いけはたと
のにうりまいらするへきよし、はうほせんあのゆつりし
やうにのせられ候あいた、代のようとう六くわんもん
に、ほんせうもんをあいそへて、ゑいたいをかきて、い
けはたとのにうりわたしまいらせ候ところなり、よてこ
うせうのためにこけんしやう如件、

かうゑい、貳年十一月十一日 ^(康永)かくゑ(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」二二八号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」一 抄書文書七三三号文書ト同一文書ナルベシ)

378 【〇】五十三

譲与 別當丸

大隅國祢寢院南侯内田蘭事、池縁蘭耆ケ所馬門田并樋

渡島田河原小蘭耆ケ所、

右、於田蘭等者、道種相傳私領也、然相副関東御下文・

六波羅御施行・鎮西御下知・手継以下之次第證文等、限

永代、別當丸所譲与也、仍為後證状如件、

永和四年十月廿九日 沙弥道種(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三九七号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ二」祿寝文書七二五号文書ト同一文書ナルベシ)

379

將軍家政所下 氏佐次進士親高五女
字地蔵

可令早領知大隅國祿寢院佐汰村内田柴段藺壹所事、

右、亡父親高未處之間、(分説セ)所被配分也者、可令領掌之状、

所仰如件、以下、

建長五年十二月廿八日 案主清原

令左衛門尉(景順)藤原 知家事清原

別當陸奥宰相朝臣(守平)(北条重時)(花押)

相模守平朝臣(北条時頼)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三八〇・五一五号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ二」祿寝文書六七六号文書ト同一文書ナルベシ)

380 【〇】一【六十五】

佐汰村内五女分

水田柴段

竹原田二段六十步、湊田内四段三百步、小藤二外

藺壹所、

右、任御下知之旨、配分如件、

建長六年五月八日

嫡男建部親綱

後家比丘尼代藤原

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」五二〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ二」祿寝文書七〇五号文書ト同一文書ナルベシ)

381 【〇】一【三十九】

ゆつりわたす、そく女まつこせんに、大すみのくにね

しめのミなミまたさたのむらのうちのてんちやしき、

ならひに御くたしふミいけのせうもんらの(事)

ミきのてんちやしきらのミやうしつほつけわ、ちかつな

のわけしやうにミゑたり、しかるにち(かの説セ)におきてハ、うち

の女かちうたいさうてんしりやうなり、こゝにらうせう

ふちやうのあいた、さやきて、まつ御せんに、ゑいたい

をかきりて、しやうくんげの御くたしふミいけのせうも

んらをあひそへて、ゆつりわたすところなり、よてこ日

のためにゆつりしやうくんたんのことし、

し(正 応)やうおう二ねん二月十日

たけんへのうちの女(花押)

ゑうようあるにて、ねしめのいや二らう殿ニ、大す
 ミのくニねしめのみなミまたさたのむらのうち、親政
 さうてんのでんちやしきあり、しんかいたた(ママ)その

内、しやうくんけの御くたしふミ・六はら御しきや
 う・そふちかつなのわけしやうをあひそへて、しろの

せニ三十五くわんもんニ、ゑいたいをかきりてうりわ
 たしたてまつる事、

たしたてまつる事、

みき、くたんでんちやしきらハ、ちかまさかちうたい

さうてん(御也)のところなり、しかるあひた、御くたしふミい

けのせうもんらをあひそゑて、しろのせニ三十五くわん

もんニ、ゑいたいをかきりて、うりわたしたてまつると

ころ也、たゝしたそのゝゑんしゆみやうしハ、ちかつな

のわけしやうにミゑたり、よてこ日のためにしやうくた

んことし、

文ほう二年十二月十日 建部親政(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」一〇二四六号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」一「栞箋文書七」二号文書ト同一文書ナルベシ)

ゆつりわたす

ちやくしまこ四らうちかまさにて、大すミのくにねし

めのゑんさたのむらのうちのでんちやしき、ならひ

にしやうくんけの御くたしふミいけのせうもんらの

事、

ミきのでんちやしき(ら脱也)のミやうしつほつけハ、わけしやう

ニミゑたり、しかるにかのでんちやしきらにおきてハ、

氏女かちうたいさうてんのしりやうなり、こゝにらうせ

うふちやうたるあひた、さやきて、ちやくしちかまさにて、

しやうくんけの御くたしふミいけのせうもん(ら脱カ)をあひそゑ

て、ゑいたいをかきりて、ゆつりわたすところなり、よ

てこ日のためにゆつりしやうくたんのことし、

かけん二ねん三月十五日 平氏女(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」一〇七四号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」一「栞箋文書七」一〇号文書ト同一文書ナルベシ)

384 『〇』一『四十七』

ゆつりわたす、やうしねしめのいや二郎きよまさの(たね)と
ころニ、大すみのくニさたのむらのうち、てんちやし
きならひニ御くたしふミいけのてうせうもんらの事、(正の脱カ)
みき、くたんのてんちやしきらハ、ちかまさかちうたい
さうてんのしりやう也、しかるにきよたね一もんのうゑ、
ゑうせうよりとりやうするところ(符カ)こゝろさしあざからさ
るあひた、ゑいたいをかきて、きよたねニゆつりわたす
ところ也、よてこ日のためにゆつりしやうくたんのこと
し、

文ほう二年十二月十日 建部親政(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一二四五・一二四八号文書ト同一文書ナルベシ)
(本文書ハ「家わけ一」称徳文書七二一号文書ト同一文書ナルベシ)

385

大隅國御家人(◎)称占弥次郎清種代清成重言上、

同國佐多弥七親經背度御教書、不及參陳間、仰谷山五郎

左衛門入道雖被相尋実否、不被申左右上者、任傍例、被

經御沙汰、欲預御裁許、同國佐多村田地屋敷等事、

副進

三通 御教書案 二通先進(◎)分

右子細度言上訖、然早任傍例、被經御沙汰、為預御裁
許、重言上如件、

元徳三年十二月 日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一六〇二号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ一」称徳文書七三六号文書ト同一文書ナルベシ)

386 (別紙)

「〇」十五

可令早 氏佐汰進士親高五女
宇地藏領知大隅國称寢院佐汰村内

田柴段園壹所事、

右人、任去年十二月廿八日安堵御下文之旨、可令領

掌之状如件、

建長六年正月十四日

(名越時重)
前尾張守平(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」五一六号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ一」称徳文書六七七号文書ト同一文書ナルベシ)

「大隅国祢寝弥次郎入道之種恐之重言上、

欲奉早任先御下知旨、令押領肥後中務太郎不知被実名被

打渡當国多祢嶋現和村於道種事、

副進

御下知

右於地者、道種重代相傳所領也、而肥後中務左衛門尉令押領之間、帶右大將家御下文以下證文等、就訴申、去建武四年八月一日預御下知之、當知行之處、中務太郎令与同御敵背御下知押領之、随而今向參之上旨者、被經嚴蜜御沙汰、為奉被打渡彼村於道種、恐之重言上如件、

文和五年三月 日

(本文書ハ「家わけ」二祢寝文書七四七号文書ト同一文書ナルベシ)

388 101111

祢寝弥次郎清種申、大隅國佐多村内田園等事、去年十二月廿一日御教書并重申候状如此、早任被仰下之旨、可被申さ右也、仍執達如件、

元徳四年三月六日

沙弥(花押)

佐多弥七殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六一〇七号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」二祢寝文書六八四号文書ト同一文書ナルベシ)

389 101111

祢寝弥二郎清種申、大隅國祢寝院佐多村田地七段園老

所事、

右、彼田園者、本主親政相副関東建長五年十二月廿八日(安)案堵御下文并同六年正月十四日六波羅施行以下状、沽却之間、清種買得之處、佐多弥七親經正中二年以来横領之旨、依訴申、度之遣召文上、仰谷山五郎左衛門入道隆信尋問之處、如隆信今年九月三日起請文者、雖相傳親經不及請文云々、不遁違背之咎、爰如文保二年十二月十日親政沽券者、大隅國祢寝南侯佐多村内親政相傳田屋敷相副御下文以下、代錢參拾五貫文仁清種仁永代沽渡早、田園員数名字者、見親網配分状云々、且如建長御下文者、當時私領之旨所見也、此上不及吳儀、然則於彼田者、可令清種領掌幸者、依仰下知如件、

正慶元年十二月五日

〔北条〕
修理亮平朝臣 (花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一六一五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ」一 祿慶文書六八六号文書ト同一文書ナルベシ〕

390
〇 二十三

祿慶弥二郎清種申、大隅國佐多村内田蘭事、被裁許早、

守彼状可沙汰付也、仍執達如件、

正慶元年十二月廿日

〔北条英時〕
修理亮御判

谷山五郎左衛門入道殿

税所介殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一六一九号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ」一 祿慶文書六八七号文書ト同一文書ナルベシ〕

391
〇 五十五

ゆつりわたす、ひこまつしゆまろニ、

大すみのくにねしめのあんさたのむらの内はまた七た

ん、をなしきやまのくちのそのらの事、

みきのてんあんらハ、れんふくかちうたひさうてんのし

りやうなり、しかるにひこまつしゆまろニ、御くたしふ

ミいけのせうもんらをあひそへて、(御くし)あいたいをかきりて、

ゆつりわたすところなり、よてこ日のためにゆつりしや
うくたんのことし、

けんむ二ねん二月十日

れんふく (花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一七三三号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ」一 祿慶文書七〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

392
〇

ゆつりたてまつる、しんふいけはたとのに、

大すみのくにねしめのあんみなミまたさたのむらの

うちはまた七反、やまのくちのそのならひニくわん

とう御くたしふミいけのせうもんらの事、

右のちにおきてハ、きよてるかちうたいさうてんのしり(上脱)

やうなり、しかるにらうせうふちやうのさかひたるうゑ、(ん脱カ)

うんひやうところせきあひた、さやきてしふいけはたと

のに御くたしふミいけのせうもんらをあひそへて、あ

たいをかきりて、ゆつりたてまつるところなり、よてこ

うせうのためにゆつりしやうくんたんのことし、

りやくおう四ねん二月十五日 きよてる

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇三号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ」二 祇寝文書七五二号文書ト同一文書ナルベシ〕

393 『〇』一「五十六」

さりわたしたてまつる、ねしめのいや二らうとのニ、大
すミ(の脱カ)くにねしめのゐんさたのむらのうちはまだ七たん、
をなしきやしき、やまのくちのそのらの事、

みきのでんちやしきらハ、はうほのそんしまつしゆまる、
いまはいや二らうきよてるに、ゑいたいをかきりてゆつ
りたひて候を、このほとあつかりもちて候へとも、御く
うしなとかひくしくさたするましく候あひた、いけは
たとのゝきよてるかをやにてをハしまし候うゑハ、しよ
ハうの御くうしをきんし候て、きよてるニゑいたいをか
きりて、さうてんちきやうせさせらるへく候なり、よて
こ日のためにさりしやうくたんのことし、

りやくおう五ねん九月二日 あまねんほう (花押)

〔本文書ハ「旧記雑録前編」二二二六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ」二 祇寝文書七二二号文書ト同一文書ナルベシ〕

394 『〇』一「五十三」

大隅國佐(多)□村庶子女子二人跡事、(相)□傳知行段、関東六波

羅御下文御施行以下、(當)□知行所見状等加一見訖、不可有
相違之状如件、

延文六年七月(十一)日 (島津氏久)修理亮 (花押)

祇寝次郎入道殿

〔本文書ハ「旧記雑録前編」二 八四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ」二 祇寝文書六九二号文書ト同一文書ナルベシ〕

395の1 『●』一「七十一」

譲与 子息別當丸

▽ 大隅國祇寝院佐多村内田蘭等事 △

副渡

関東御下文・六波羅御施行・鎮西御下知并手繼以

下證文等

一 湊田肆段三百歩 竹原田貳段六十歩

同田蘭(符カ)壹ヶ所外蘭 号小藤二

一 濱田柒段、同山野口蘭壹ヶ所

右、於田蘭等者、道種重代相傳之私領也、而関東御下
文・六波羅御施行・鎮西御下知・(マヤ)守證御奉書并手繼以
下之次第證文等相副之、限永代(當)て別當丸仁所譲与也、

仍為後證之讓狀如件、

永和貳年三月一日

沙弥道種(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三三二号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ一」祇寢文書七二四号文書ト同一文書ナルベシ)

395の2

右同文ノ讓狀外ニ一通アリ、略ス、小吳アリ、右文ニ同田園所トアリ、住松坂園一ヶ年号月日ナシ、一ヶ所ト有所、寂門房居

(本文書ハ「家わけ一」祇寢文書七二六号文書ヲ示スモノカ)

396

【●】『三十八』

いけはたとのノ御うちの子息うはたらうわらわ、生年九になり候を、ようとう二百もんにいれをきまいらせ候事、

右、今年ハきゝんにて候ほとに、わか身もかのわらわもうゑしぬへく候あいた、御うちにおきまいらせ候、たゝしたうしの二百もんハ、日ころの二くわん▽④三くわん△もんにあたり候うゑ、さうせいと申、かのきゝんに給へり候御をんをわすれまいらせ候て、もしらい九月中に、ふほうなる事候はゝ、かのわらわを、ゑいたいをか

397

『四十九』

讓与

大隅國祇寢院南侯内田園事

④一池邊之園一ヶ所、馬門井樋渡島田、河原小園一ヶ所右、件於田園等者、崇音重代相傳の私領也、さるあひた、ちやくし二郎左衛門清康に、ほんせうもんを相副候て、永代ゆつりわたすとこと実也、しんしさかひの事ハ、ほんせうもんにめいはくなり、仍為後日讓狀如件、

建武五年四月八日

うはたらうかはゝ(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇一一号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ一」祇寢文書七四五号文書ト同一文書ナルベシ)

于時文明八年丙申四月七日 沙弥崇首

(本文書ハ「家わけ」 祇寝文書七二七号文書ト同一文書ナルベシ)

398 『〇』三十四 『六十六ニアツ』

譲与

大隅國祇寢院佐多村之内田等之事

一松坂之藪一ヶ所 一濱田七段同山口藪一ヶ所

右、件「前文ニ同シキ故略ス、年月月日名モ前ニ同シ」

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一五二〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」 祇寝文書七二八号文書ト同一文書ナルベシ)

399 『〇』二十七

御崎野々馬二才黒駄、祇寝重清より池邊之清阿(安)給事、

文明七年乙未八月廿三日

為已後此之カンヲツケ候、

(本文書ハ「家わけ」 祇寝文書七四八号文書ト同一文書ナルベシ)

400 『〇』四十三

譲与

大隅國祇寢院南侯之内田藪等事

一池縁之園老ヶ所【六十二ニアツ】 馬門田并樋渡田 一島田三段之事

一河原小藪老ヶ所

右、件之於田藪等、善從重代相傳之私領也、然間孫嫡

子又十郎清年仁、本證文相副、永代譲渡處実也、四至

境之事者、本證文明白也、仍為後日譲状如件、

明應六年丁巳七月廿四日 沙弥善從(略押)

(本文書ハ「家わけ」 祇寝文書七三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

401 譲与

大隅國祇寢院佐多村之内田等之事

一松坂之藪老ヶ所 一濱田七段同山口藪老ヶ所

右、件「并年月月日名前ニ同シ、故ニ略ス」

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一七五七号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」 祇寝文書七二九号文書ト同一文書ナルベシ)

402 『〇』五十七

依有要用、於永代賣渡申、水田わきの田一段之事、

合代三貫五百文定

右件田、永代をかきり、池はた主免助方(馬)へ同佐渡守うり

渡申候處実也、如此之儀、於後代忘脚(却)之子細事候ハ、

以此日記不可有相違、可為御領所者也、仍於永代證文如

件、

永正七年かのへ十一月十一日 池はた佐渡守 清勝 (花押)

買主 池縁主免助殿

(本文書ハ「家わけ」・祇園文書七五〇号文書ト同一文書ナルベシ)

403
[O] 161

讓狀

大隅國祇園院南侯之内田園等事

一 池縁之園考ヶ所 馬門田并樋渡田 一 島田三段之事

一 河原小園考ヶ所

右、件之於田園等、清本重代相傳之私領也、然間孫又

七仁本證文仁相副、永代讓渡之處実也、四至境之事

者、本證文仁明白也、仍為後日讓狀如件、

天文十三甲辰年十一月五日 沙弥清本

右讓狀之中ニ書付早、池端清本嫡子右衛門尉清住、於

高岳討死、其嫡子弥次郎重尚、於小祇園院港唐人南蛮

人与戦之時、中手火矢討死早、然間次男又七仁讓渡之

處也、

「天文十三甲辰十一月五日 沙弥清本」

(本文書ハ「家わけ」・祇園文書七三三号文書ト同一文書ナルベシ)

404
[O] 172

讓狀

依軍忠、忠時嫡子右衛門尉清住、其嫡子弥次郎清尚致致
戦死、嫡家傳來之文書教通、二男孫又七仁讓渡、(至)後代
不及吳儀狀如件、

天文十三甲辰十二月 沙弥清本

(本文書ハ「家わけ」・祇園文書七三三号文書ト同一文書ナルベシ)

405
[O] 163

于時、天正十三年乙酉八月十日、祇占重虎様御縁邊求麻相

良殿御祈人鹿兒嶋御老中御取成定申候、其御使池端出羽

守・西方伊賀守兩人仕候、御祝儀同年之十二月御迎之人

数出羽守・伊賀守御こしよせ、東宮内左衛門尉・鳥濱彈

た二ツ 御刀一ツ 鳥目百疋 御包丁人鳥濱但馬守、御

正左衛門尉、中間池之上兄弟、御太刀持斜木飛彈守、い

ちのため御こしよせ、神河九郎左衛門尉・同名与六、中

間池水兄弟御入物請取、神河殿河口備後守子衆之入物請

取、小牧右馬允・同名主殿助・御包丁人鳥濱但馬守、御

迎之馬十五疋、中間数四十三人、御分之人足数百五十人、

以上人数四百三十人、馬副之殿原衆原口源助・木佐木對

馬守・坂本郷左衛門尉・同名与助・齋藤仁左衛門尉、御
三束

もり西俣源左衛門尉・村山隠岐介、清明役坂本郷左衛
三束

門・同名与助、御入物うけ取、中間野尻八郎右衛門・白
三束

石弥五郎、包丁小番中間、吉原四郎左衛門・坂口清八千
兵へ四十三人内

(本文書ハ「家わけ」祿文書七五二号文書ト同一文書ナルベシ)

西字佐弥勒寺造営米銭事

合米壹升貳合者
錢百五十文

右 大隅國祢寢南侯得留五分一内女子老人分、祢寢弥二
郎弁、請取之状如件、

「イツニハ所ノ字アリ」
「イツニ之内島田三反祢寢」

嘉曆二年五月廿一日 沙弥道性(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四七九号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」祿文書六八三号文書ト同一文書ナルベシ、尚行間「ハ次号文書ヲ示スモノカ」)

右ニ小異之文一通アリ、イツニト書ケル如シ、外ハ同
シ、故ニ略ス、

(本文書ハ「家わけ」祿文書六八二号文書ヲ示スモノカ)

407

御札委細承候了、抑佐汰村内女子分、去今兩年御佃米式

斗式升、新入田米參升請取令遣候、定使并孫四郎男等ニ
御弁候由事、不存知候之間、不及請繼候、定使等ニ尔不
可有御弁由、不限御分先年一院ニ觸申候了、殘分早々可
有御沙汰候哉、報へく候者、違例最中間、不被申御返事
候、恐々謹言、

『十月六日』 權大檢校珍賢(花押)

(本文書ハ「家わけ」祿文書七四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

408

六郎冠者自害事、御札悦入候、如被知給候、彼仁自元重
病者候間、自市来向薬師候天雖加療治之候、弥更發候之
程、去月十一日令自害候早、誰存命候得者とても無甲斐
者にてハ候へとも、指當候、別哀覚候、兼又博多不審細
々注給候事悦入候、每事期後信候、恐々謹言、

卯月廿六日 散位清信

(本文書ハ「家わけ」祿文書七四二号文書ト同一文書ナルベシ)

請取国衙てう樂米事、合貳升二合八夕者、

109

右、さたのむらのうち、四女(分脱カ)いけはたとのゝ御代
官さう五郎弁如件、

康永二年十月四日 國衙定使弥平(官)太郎首定盛

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二七九号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ一」祿寝文書七五五号文書ト同一文書ナルベシ)

410

すこ御せちれう、きよねんこんねんの分代、

合八十四文者

右、さたのむらのうち、によし二人のふん、いけはたと

(如脱カ)
の弁件

かうゑい三年十一月廿二日 政位

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二九三号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ一」祿寝文書七三三号文書ト同一文書ナルベシ)

411 うけとる大きいふの御りやう物のようとうの事、

合三百五十四文内、但五十五文ハ祿寝院得富五分一の内、

四十五文ハをなしきはたけ田三反か分、

五十五文ハ同山本村の内ひわたし田二反

分、

百十文ハさたのむらの内女子二人分、

右、祿寝院南俣内池縁殿代草五郎弁如件、

康永四年四月五日

大きいふの御つかい(まカ)すいせん

同二郎三郎

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二九九号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ一」祿寝文書七五七号文書ト同一文書ナルベシ)

412 うけとるこくかの十月五日・十五日・十六日・十九日四

ヶとのてうかくまいの事、

合二升七合三勺

ミき、さたのむらのうち、女子二人分、いけはたとのゝ

御わきまゑくんたんのことし、

りやくおう四ねん十一月十日

二郎はんくわんたいすへもと

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二三四号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ一」祿寝文書七五六号文書ト同一文書ナルベシ)

413 うけとる一さいきやうのそうせんまいの事、

合八合者

右、さたのむらのうち、いけはたとの御わきまへ、女子

二人あとのふん如件、

(貞和)
ちやうわ二ねん十月十六日

しねいちうけこうすけよし

(本文書ハ「旧記雑録前編」二二三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」二称慶文書七五三号文書ト同一文書ナルベシ)

414 うけとるこくかしやうさい物ならひにてうかく米の事、

合正税物百六十六文
てうかく米二升三合八勺

右、さたのむらのうち、いけはたとの御ふん、女子一人分うけと

るところ如件、

貞和三年五月四日

二郎判官末元

(本文書ハ「旧記雑録前編」二二二五〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ」二称慶文書七五四号文書ト同一文書ナルベシ)

415 『O』三十七

賣申田之事、

合代売買五十文定

右件田ハ、代売買五十文ニ賣申所実也、ねの年よりたつ

(あわの脱)
の年まで五年分賣申候、其過候者、たつのとよりした

ちハ、私ニかゑし可給候、仍為後日状如件、

文明十二年九月廿日

迫助(花押)

池はた殿御内

(本文書ハ「家わけ」二称慶文書七四九号文書ト同一文書ナルベシ)

416 久米の次郎家願きか

つき、其跡をハ子息あらハ相傳すへきに、一人の子もな

きによりて、舍弟忠重にたふへきなり、奉公の物のあと

をハ、御いとをしミあるへき事にてあるうゑ、證文を以

れハ、たふへきなり、いまたわかき物にて、ものに

心えぬところやあるらんとおほしめせとも、ほうこもゆ

のゆかりなれハ、かくおほせつかはすなり、當時者藤内

康友知行のよし申なれハ、他所をもとらせて、家願か跡

をハ、このたかし御下文をもなしたふへけれども、

忠久かさたの所也、家願ニも御教書をつかはしてたひた

りしかハ、かくおほせつかハすなりとおほせことなり、
仍執達如件、

〔建久九年款〕

散位平（盛時）

嶋津左衛門尉（忠久）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一八二号文書ト同一文書ナルベシ〕

右一通、下甌島長濱村農夫惣兵衛藏、

417の1

右一冊者、村田雲根被写置候ヲ致借用、文政九年戊十月
廿四日夜写早焉、
大山定清

417の2

文政九年丙戌十二月下旬、以大山氏本寫焉、
園田勘右衛門實好

〔中表紙〕
〔辰〕

五月十八日 公 大隅守様

六月十七日

六月十七日

若君豊後守様

長谷場氏文書

〔主〕
伊地知小十郎

418

〔真本在長谷場源助家〕

譲与 字乙房丸所

薩摩國甕嶋郡長谷場村内田園等譲状事

在水田壹町内

長谷場森田參段
内崩下貳段

但自坂下路
東限

大田壹町内 伍段

在はせはの菌内自山口溝限
西方

右、於彼水田菌者、自時澄手譲得之、阿妙重代相傳所
領也、しかるあいた字乙房丸仁限永代譲与ところなり、
何子孫たりといふとも、またくいらんをいたすへから
す、但ちとうまい已下公事等ニをいてハ、分けんニし
たかて、惣領新五郎相共、〔ちう〕その弁をいたすへし、仍為
後日自筆をもて譲状如件、〔郎ナラン〕

元應貳年八月三日

沙弥阿妙（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一二七四・一二七九号文書ト同一文書ナルベシ〕

(本文書ハ「家わけ五」長谷場文書三六号文書ト同一文書ナルベシ)

422

御はかに御きしんの水田ならひにいのしり四つゑにをい
てハ、覚阿のいかやうにも御はからい候はんするを、い
さゝかすゑ(まカ)とて、いらんわつらい申ましく候、仍
状如件、

貞治四年七月十三日

氏純(花押)

久武(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一五二号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ五」長谷場文書三七号文書ト同一文書ナルベシ)

423

はせはのうちのしりよつゑハ、かみこかうのたよりの
ために、かう阿ミた佛にまいらせ候、一こののちハ六ら
うに給へるへく候、かやうにはからひ申て候を、わつら
いらん申候はんする物ハ、なかくふけうたるへく候、
よて状如件、

貞治六ねん十月一日

かく阿(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一八一号文書ト同一文書ナルベシ)

424

弥六とのかあとの水田はくの事、はせはの内にしひな
つゑ、つきのみつゑ、四郎五郎つくりいたん、山下にた
ん、ひやうして五たん、かんしきのむらの内にしむた五
たん、い上壱丁、にしひのそのハ、弥六子もなきあひた、
しやてい六郎にとらするところ也、弥五郎とのをおやと
思ひて、たの心なく、たかいに水魚の思ひをなし、ちぎ
やうあるへく候、仍状如件、

貞治六年十月一日

覚阿(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一八二号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ五」長谷場文書三九号文書ト同一文書ナルベシ)

425

弥六殿あとの水田やしき、覚阿はからわせ給て候にした
かい、六らうをやうしにし候て、状をしてたてまつり候
うへハ、すゑ(脱カ)まで、わつらいゐらんあるましく候、
身いまゝて子も候ハねハ、たかい(脱カ)すいきよのおもひをな

さるへく候、

仍状如件、

貞治七年五月十八日

久武（花押）

（本文書ハ「旧記雑録前編二」一九一号文書ト同一文書ナルベシ）

（本文書ハ「家わけ五」長谷場文書四〇号文書ト同一文書ナルベシ）

426 御當家十一代 御屋形忠昌御不例之時、為御立願、文明

拾五年八月廿一日、薩摩國於 一宮新田八幡大菩薩神前

笠懸アリ、奉行嶋津十郎左衛門尉殿江被 仰付、射手本

日記 寶殿ニ被籠之間、其日記写置處也、同年月翌日至

高江ニ笠懸日記、同書写畢、在別帳、

嶋摩 薩摩守國久、後者法名為圍、

嶋彦 河上殿一男、假名彦三郎殿、

伊左 伊地知左衛門尉方、後者被任周防守、

嶋源 阿多源左衛門尉殿、

嶋又 川上十郎左衛門尉殿一男、又十郎殿、

伊七 伊知地越前守方一男、又七郎方、

桑右 桑波田右馬助方、阿多領主、

長弥 長谷場弥四郎方、

嶋助 伊集院尾張守殿一男、助九郎殿、

嶋八 河上左近將監殿一男、又八郎殿被任掃部助、

吉治 吉田治部大輔、後者被任參川守、

澁右 東郷右馬允、後者被任脱カ隱岐守、

（本文書ハ「旧記雑録前編二」一五五五号文書ト同一文書ナルベシ）

（本文書ハ「家わけ五」長谷場文書四一号文書ト同一文書ナルベシ）

427

契約

日向國飫肥北郷山西弁分方内水田事

合拾町者

右水田者、所宛賜一乘院家御下文於鶴一丸也、而千代熊

丸仁有契約、被避与候上者、成水魚之思、令知行、御年

貢以下臨時課役・御公事等、随分限鶴一丸方仁可沙汰申

候、若又敵方出来時者、一味同心可退治之候、仍契状如

件、

正平十年十二月廿七日

藤原千代熊代實純（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二六〇八号文書ト同一文書ナルベシ）

（本文書ハ「家わけ五」長谷楊文書三五号文書ト同一文書ナルベシ）

428
契約申、

右、依飫肥北郷山西弁濟使職事、

申成 院家御下文、可宛賜道慶之旨舉候上者、相互捨身

命、致無^レ二軍忠、就公私可奉見継候、此事によて、

如此申一諾候うへへ、人いかやうに教訓申候とも、全以

不可用候、但御敵静謐之後者、有限御年貢以下、無懈怠

竊一殿方に可被^レ遣濟候、若此条偽申候者、

日本國中大小神祇冥道、殊當所十一所大明神御討を各可

蒙罷候、仍契約之状如件、

貞和二年九月廿二日 道阿（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二二六号文書ト同一文書ナルベシ）

（本文書ハ「家わけ五」長谷楊文書三二号文書ト同一文書ナルベシ）

429
嶋津庄日向方飫肥北郷收納使并弁濟使代官職事、申付之

處、忠政（水間）以下惡黨等押領狼籍地下之由、其聞候之条、以

外事候、所詮、當郷者、春日御供嚴重料足地候上者、忝

致所務、彼收納年貢等、可有進濟候也、仍執達如件、

（貞和二年）
八月七日 樵乘

鶴一殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二五八号文書ト同一文書ナルベシ）

（本文書ハ「家わけ五」長谷楊文書三二号文書ト同一文書ナルベシ）

430

春日社兼當門跡領嶋津庄日向方飫肥北郷收納使同弁濟使

鶴一丸代久幸申、榮證法眼并子息藏人大夫忠政等所務押

領事、琳乘法眼状（副重申）如此、子細見状候欵之由、一乘

院前大僧正御房御消息所也、恐々謹言、

（貞和二年カ）
八月六日 法印覺快

謹上 上杉伊豆守殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二五七号文書ト同一文書ナルベシ）

（本文書ハ「家わけ五」長谷楊文書三〇号文書ト同一文書ナルベシ）

431
春日兼一乘院領嶋津庄日向方飫肥北郷收納使并弁濟使職

事、宛賜鶴一丸之處、水間榮證法眼・同子息藏人大夫守政、名字お号白河源藏人、稱武家御教書、被成畠山修理亮直顯奉書之由、注進之間、相尋飯尾左衛門大夫・布施彈正忠之處、曾無其儀由令申上者、為謀書旨、渡邊弁狀分明也、然早致所務、可備進御年貢、猶以不叙用者、与力人等交名急可注進、就其武家可訴申由、所御氣色候也、仍執達如件、

貞和三年八月十八日

永成奉

鶴一丸代殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三二五六号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ五」長谷場文書二九号文書ト同一文書ナルベシ)

契約

一 一乘院御領依面々拜領仕候、可興行事、
一 於拜領地、他人競宝之時者、不廻時日、契約衆中奉寄合、捨身命、以自糧米可申見継候、此上者、互一諾輩知行分、不可有望之儀者也、

一同心知行分煩出来時者、面々致合力、可全所務事、

右、如此申契約候上者、若和讒凶害仁出来時者、不可叙用之、直可散不審候、但此中違事候時者、衆中加評定、可依他分之儀者也、若此條偽申候者、日本國中神祇冥道、殊 春日大明神御爵お各可罷蒙候、仍契狀如件、

貞和貳年十月五日

沙弥純阿(花押)

沙弥了心(花押)

【野辺六郎左工門久盛二男
美作守カ
孫八トモ云】
小野盛政(花押)

【野辺孫七盛忠二男野五トカ】
小野政範(花押)

小野盛貞(花押)

沙弥道慶(花押)

源 正信(花押)

藤原實純(花押)

藤原久純(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三二二八号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ五」長谷場文書二八号文書ト同一文書ナルベシ)

433 留守所下 長谷場十郎兵衛尉幸純所

可早任下知旨、令存知嶋津庄日向方南郷中野助法橋隆
增跡石永圖合田内水田貳町并園貳箇所事、

右於田園者、隆増与長谷場十郎兵衛尉幸純令契約、當知
行之處、於御廳守公神春日大宮司、每月一日御供米壹

中分 貳石四斗者可致沙汰之旨、目代縁實定申之由、出彼書狀
之上者、早令相續彼田園、無懈怠可勤仕之、爰有何子孫

雖成違乱、此地為春日御供田、至于末代不可有相違之狀
如件、

康永四年三月十六日

留守所法眼和尚位(琳栗)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一、二一九七号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ五」長谷場文書二七号文書ト同一文書ナルベシ)

434

内裏大番夏、任仰下之旨(參カ)可令賞勤人々、

魔嶋郡司	河邊平次郎	別府五郎
額娃平太	伊作平四郎	薩摩太郎
智覽郡司	益山太郎	高城郡司

在國司 牟木太郎 莫祢郡司

山門郡司 給黎郡司 指宿五郎

市来郡司 満家郡司 小野太郎

宮里八郎 萩崎三郎 伊集院郡司

和泉小大夫

右、各守注文之旨、明春三月中令參洛、可令見知役所給
也、且鎌倉殿仰旨如此、早可被存其旨之狀如件、

建久八年十二月廿四日

右衛門兵衛尉

薩摩國御家人御中

(マヤ)
在伴

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一、一七六号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ五」長谷場文書七八号文書ト同一文書ナルベシ)

435

薩摩國長谷場六郎久純申軍忠事(改)

去年建武十二月十日、為役落三侯院兼重城、大將軍御發

向之間、令御共致每度合戰畢、仍二月廿九日、於北野頸

致合戰、被矢疵二三所右足頸之間、則被逐御檢見、預兩軍御

奉行書下之上者、早預御一見狀、欲備後證龜鏡、以此旨

可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年卯月廿九日 藤原久純上

進上 御奉行所

承了(鳥山直顯)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九二七号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ五」長谷場文書三号文書ト同一文書ナルベシ)

436

鎮西凶徒誅伐事、致軍忠之由、畠山修理亮七郎所注申也。(候脱カ)

尤以神妙、弥勵忠節者、可抽賞之状如件、

建武四年八月六日

(足利直義)
(花押)

長谷場十郎兵衛尉殿(幸麿)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九五二号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ五」長谷場文書七九号文書ト同一文書ナルベシ)

437

弥六氏純

氏久(花押)

康安二年十二月一日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ五」長谷場文書八〇号文書ト同一文書ナルベシ)

438 右、託伊集院兼誼兄模寫之、以備後採爾、

文政己丑秋、(十二年)

伊地知季安書

「都城土野邊休太郎藏文書 紙數 十一葉」

439

「口通」

盛仁一跡之事、平次郎盛覺仁相續不可有他之妨、一家之

為惣領上者、盛仁拜領悉可知行也、仍状如件、

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一三四号ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ七」野辺文書二〇号文書ト同一文書ナルベシ)

440

「口通」

(本文書ハ「諸家系図文書」四八一号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

441

「口通」

大隅國深川院、此内二口町除相殘候分之事、(十カ)

為料所宛行處候也、然者早任先例、領知不可有相違状如

件、

永享五年二月廿四日

(伊集院) 為久 (花押)

飫肥殿

野邊殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一三三〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ七」野辺文書八号文書ト同一文書ナルベシ〕

442 〔一通〕

先知行所々地、^(令脱之)悉改補、野邊刑部大輔入道寛柔領掌不可

有相違者也、

長祿三年七月十六日

野邊^(盛七)刑部大輔入道とのへ

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一三七六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ七」野辺文書一〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

443 〔一通〕

於日向國致忠節条、尤神妙也、弥可抽戰功之状如件、

觀應三年十月廿九日

(足利直冬) (花押)

野邊野五殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二四五五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ七」野辺文書五号文書ト同一文書ナルベシ〕

444 〔一通〕

(足利尊氏) (花押)

武藏國榛澤郡野邊郷行貞為地頭職并日向國櫛間院地頭職事等者、以子息愛壽丸為惣領讓与早、委細之旨彼讓状并置文別紙在之、次恩賞事、建武以来軍忠拔群之間、為津戸出羽入道奉行被經御沙汰、已被渡于所付方早、亦彼落居以後、重軍忠猶以異他、仍度々御教書・御一見状以下軍忠支證・讓状等、不殘一通所副渡也、早致申沙汰、於拜領之地者、為惣領之上者、同愛壽丸可令知行、更不可有他妨、仍為後日讓状如件、

貞和五年十一月八日

小野盛忠 (花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三〇六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ七」野辺文書三号文書・「家わけ九」志布志野辺文書一号文書ト同一文書ナルベシ〕

下 野邊野五政式

可令早領知、大隅國曾河村拾壹町(於脫カ)嶋津上総入道地頭職、

同國郡田村小地頭職貳拾町惣檢校入道事、

右人、為勲功之賞所宛行也、者守先例可致沙汰之状如件、

觀應三年四月廿九日

(足利直冬)
源朝臣(花押)

(マヤ)
「尊氏文書」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二四二二号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ七」野辺文書四号文書・「家わけ九」志布志野辺文書二号文書ト同一文書ナルベシ〕



〔淨〕光明院領日向國柏原(財)部兩郷收納使職事、(所)被仰付也、

御年貢以下、(無)懈怠可令執沙汰給之由(所)候也、仍執達如件、

七月四日

(幸雅カ)
從儀師為惟

▽野謹上△日野祖賢御房

〔本文書ハ「旧記雜錄附録」四二八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ七」野辺文書一七号文書ト同一文書ナルベシ〕

「一通」

野邊刑部大輔盛久申日向國櫛間院・大隅國深河院北方事、

盛久相傳知行之段無相違候、安堵御教書所望仕候、可有

申御沙汰候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

應安八年二月廿五日

(島津)
越後守氏久(花押)

進上 齋藤六郎左衛門入道殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二八二一号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ七」野辺文書六号文書・「家わけ九」志布志野辺文書七号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔按スルニ、別帛富山文書 齡岳公御書日向國

富山云ミ之御筆ト年間同敷、齋藤何某モ同名

ナレハ、故アル書ナルヘシ〕

「一通」

〔本文書ハ「諸家系図文書」四六八号文書ト同一文書ニツキ省略ス〕

「一通」

櫛間院

注進 安貞二年御檢注田嶋(教)目録事

合

水田參佰捌拾柒町陸段貳丈

荒田五十二丁

常荒六丁七段加川成四反定

年荒四十五丁三段

見作田三百三十五丁六段二丈

損田九十三丁九段中

得田二百四十一丁七段一丈中

野稻畠參段

右、田畠數目錄注進如件、

安貞三年二月 日

公文左近將監平在判

弁濟使僧

書生散位伴在判

地頭

御使兼留守前安藝守

藤原朝臣在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三五七号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ七」野辺文書一号文書ト同一文書ナルベシ)

450

「二通」

十三日「候ナラン」のよ、きりあひの「候ナラン」て、まご三郎たちうちにあひ候、めてたく候ことにてなんともおおハす候、めてたく候、よろつ又々かしく、

(本文書ハ「旧記雜錄附録」一四三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ七」野辺文書一九号文書ト同一文書ナルベシ)

「般案スルニ、上書ニカスカニ假字にてもりと二字見エタリ、外ノ

書ニ段々盛仁ト見エタレハ、是モ盛仁ノカ、レタルニハアラヌニ

ヤトおほゆ」

451

「二通」

御夢想歌

曇なき光をそへて月の影「野照」てらすさかりや秋の夜のそら「野望」

永祿十二年九月十六夜

平盛季「野辺」(花押)

盛仁の御歌とおほえ申候、

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一五二〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ七」野辺文書一三三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

「一通」

島津持久・高木孫三郎・市来太郎以下事、所被加治罰也、早令合力嶋津陸奥守貴久、可被致忠節、就中對貴久無貳之旨申之、尤神妙、向後弥可被抽戰功之由所被仰下也、仍執達如件、

嘉吉元年十二月十二日

(細川等之) 右京大夫(花押)

野邊刑部大輔殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三七四号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ七」野辺文書九号文書・「家わけ九」志布志野辺文書二二号文書ト同一文書ナルベシ)

「一通」

今之時分雖不似合之儀候、唐鳥并可然齋所望候、自然被懸御心候者、返々可悦入候、次國之儀、毎々被申合大友候者可然候、委細尚真鍋太郎左衛門尉可申候、恐々謹言、

六月十九日

(細川) 勝元(花押)

野邊刑部大輔殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三七七号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ七」野辺文書一五号文書ト同一文書ナルベシ)

「一通」

態令申候、従先度梁瀬屋しきの事、佗言御申候、致披露候、御まいらせ候、早々御移にて御奉公候へと可申旨候、兼又小原ニ御賣候百姓、以次披露申候、悉賣免買免ハ御計候へ共、御舍弟なども御用ニ御立候之間、か様の儀をおほしめされ、去年以来兎角不被仰候、是をも新恩ニ御扶持候よし申せと候、為後日細々書付進之候、恐々謹言、

三月十八日

佐土原八郎兵衛尉

荒武右京亮

祐章在判 (音カ)

落合淡路守

兼仲在判

長倉能登守

祐省在判

野邊讀岐守殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」四二九号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ七」野辺文書一四号文書ト同一文書ナルベシ)

「一通」

櫛間院御年貢事

一定田三百二十七丁一段四丈

半分御免 殘 分丁別六十五貫四百三十六文段別廿文定、

一得田二百六十一丁七段二丈

分面付百二貫七十八文段別三十九文 飢肥南郷引懸定、

半分御免地

一桑代十三貫百二十二文

一色革三十枚代十五貫文一段別五百文定、

以上百九十五貫六百三十六文

西方九十七貫八百十八文

東方九十七貫八百十八文

此外一方分西方

色革一枚(⑩十)

行騰革一懸夏毛

杏一足代五百文 甘葛一瓶代三貫文

雜紙百帖五十帖者四月 五十帖者十二月

文永五年三月廿五日

「〇右一通也」

(本文書ハ「旧記雜録前編」七〇九号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ七」野辺文書二号文書ト同一文書ナルベシ)

456 「一通」

安堵之御教書并御約束(之脱カ)

御教書被成下時節之當知行分

日向國 櫛間院一圓 飢肥之南郷一圓

飢肥院酒谷之城一圓 飢肥之大明神つるより上

悉 隈屋河内

同國 加江田郷一圓

大隅國 深川院之内二十町 串良之弁分二十五町

下大隅田上半分

飢肥院之内所々親類越中入道令押領、嶋津持久ニ同心、

仍乱心之間者相違了、屬無為而即如初知行了、(⑩世)

盛仁(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」七二〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「家わけ七」野辺文書一八号文書・「家わけ九」志布志野辺文書二三号文書ト同一文書ナルベシ)

457

高城名勝志方留拔萃

高麓村之内、桃花山多楽院ト申寺有之候由、前代者拾貳坊にて大伽藍之由、其節者寺領高八町余被召付置由候得

共、天正年中兵乱之節及焼失、當分石礎までにて、桃花山多楽院淨興寺と申真言宗老ヶ寺有之、

高サ三尺



右、麓村京ノ尻ニアリ、



三嶽寺 本尊毘沙門一躰立像高一尺六寸

右、寺跡ニテ可有御坐、吟味仕候、本尊後ニ文明年号ノ所迄相知居候得共、委儀相知不申候、

寺社地以前には住持御坐候哉、信興寺末寺永學寺ト申候テ寺跡有之、代々信興寺住持より支配地にて御坐候、尤高城備前守重雄之墓有之候得共、年簡由緒書等無御坐候、



右麓村之内永學寺申寺跡も有之、高城備前守墓所申傳候、然共古墓及破損、享保六年作替仕候由、

先年ハ近郷水引迄川内高城一ヶ郷之内候得共、寛永十六年高城之内水引江相別、貳ヶ郷ニ相成候由、「疑敷説ナリ」爰元之儀、天明五年巳六月迄川内高城ト書来申候得共、同七月高城郡高城ト郡名書改候様、種子嶋雲治殿御取次ヲ以被仰渡候、
但鹿府六町札辻より地頭假屋
十三里半

麓村

一古城芋瀬之城、上代より之域にて御坐候、先代者城主澁谷家高城備前守居城にて為有之由申傳候、尤年鑑委數相知不申候、地頭假屋元より直ニ子ノ方城内、享保十一年^(マ)八月御郡奉行田中藤右衛門殿御竿被召入、當分御藏入地相成居候、

一麓村桃花山之内瀬野ト申所江古陳場跡御坐候、上代長

曾我部土佐守陳場ニテ為有之由申傳候、天正年鑑兵乱之節城跡にても可有之、

一同所も端ノ陳ト申城跡有之候、由緒不知、

一惣高頭五千百五拾一石七斗四升三合九勺一才

亥札元

一惣人数五千八百拾八人内二千六百九人郷土、式千九百十五人其外出家足輕郷土ノ下人等混ス、

一宗廟妙見宮 正鉢鏡 無銘

但天正年中兵火ニ罹ル、元禄六年再興、

麓村桃花山内 正鉢鏡 無銘

但永正十四年七月造立、高城之城主澁谷家勸請、

麓村 一高城三社權現 正鉢鏡 無銘

但高城之主澁谷家高城備前守御死去ノ後、慶長十一丙午

九月初九日、父子三人ヲ三社權現ト崇申候、寛文六

年再興、高城六右衛門寄附高三石有之候、

麓村 一駒宮 正鉢木像高一尺 馬乘

但上代高城之城澁谷家高城備前守御息落馬ニテ死去、

駒宮ト崇為申由、勸請年代不知、萬治二年再興、

一彦山權現 正鉢石 像

但天文年中勸請、寛文四年再興、

麓村入口 一鎮守堂 正鉢高八寸

但鰐口唐金

奉中興當院主大阿闍梨權大僧都慶秀、

于時永禄十三庚午四月十八日、大願主敬白、

右鰐口裏

奉寄進、薩州高城之郷有知水寺千手御寶前鰐口一口、

右意趣者、信心大施主須賀三河守紀兼豊、所求願如

意満足、



道廣淨能伊賀吉次妙英妙 俊妙秀淨々永重

常宗 妙珠 妙俊 妙光 妙秀 道慶 慶泉 道意

意桂 道意 道香 善勝 慶秀 道圓 道了

興山隆月 加慶淨智 俊鷹壽松 壽昌道清

道慮淨祐 道祐淨心 道智

道清永仙拔慶椿道習本粒道雲清景三為微善珠道中淨

泉道壽永久淨慶道清壽盛道泉道永中宗善道富

道知隆秀

同
一三嶽藏王權現

但應永三年建立之由、

一天神社 ○正躰九金像前後壹尺、
右之裏江左衛門尉重躬トアリ、

右金像今すてになくなりぬ、いまは金像とは見えた

れと、全ク天満宮の御すかたにもあらず、衣帯は菅

公の御様躰にて、蓮華坐に御立チ、大刀御佩不被成、

笏御持不被成候、天正年中兵乱ノ砌、桑田被召除候

由、全ク鏡様ノ御像ハなく也にけり、

裏永享二年壬子五月廿日

平朝臣重□

天満天神宮

疑らくは躬之字ならむ、古
金像ニ重躬と有しをもてさ
あけつらへたり

右社中探索シタル所ニ、古物

一片を見出したるに、建立の

折の額なるへくおほゆ、

棟札太守宗信公

延享五年戊辰三月吉日 當地頭鎌田六郎大夫

又別ニ札アリ

湯田口大石廻ニ大石有之候、むかし天神御こしかけ被

成候由、傍の岡に、また大石三ツならひ居候處に、己

亥四月十七日五ツ時、風雨微少なるに、中の石途を越、

田中に陥入候處に、三□飛上り、御こしかけ石のわき

に留居候、不思議之儀ゆへ、御神楽あけ候云々、

享保四己亥四月廿五日

「般案スルニ、村説音公此地ニ立まして留居ましくて、それよ

り東郷藤川にわたらせたまひしといふ、いかにも古きあとなり」

「下之圖今探索スルニナ

シ、是ハ昔ノ遺物ナル

ヘシ、疑クハ寺内ニ

収ムルニ□アラン

湯田村天神図



同裏 到来文永五年四月廿六日平次

(本記事ハ繰込混入シタモノカ、尚四四八号文書ヨリ本記事迄ハ同一筆跡ナリ)

458 「㊦」

(本文書ハ「諸家系図文書」四五五号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

459 「ス」[O]

〔本文書ハ〕諸家系図文書「四五六号文書ト同一文書ニツキ省略ス」

460
〔半切〕
〔ス〕○

〔本文書ハ〕諸家系図文書「四五二号文書ト同一文書ニツキ省略ス」

461
〔堅栴の文〕
〔ス〕○

〔不分明〕

(い)もりの□ちハカ
ノ、ノ、

(も)り□□カ
ノ、ノ、

〔本文書ハ〕諸家系図文書「四五〇号文書ト同一文書ニツキ省略ス」

462
〔口裏〕

あんでいのもんそ

〔ス〕○

〔本文書ハ〕諸家系図文書「四四九号文書ト同一文書ニツキ省略ス」

463

〔半切〕
〔ス〕○

〔本文書ハ〕諸家系図文書「四四三号文書ト同一文書ニツキ省略ス」

464
〔ス〕○

〔本文書ハ〕諸家系図文書「四四一号文書ト同一文書ニツキ省略ス」

465
〔ス〕○

〔宛書等ナシ〕

〔本文書ハ〕諸家系図文書「四三九号文書ト同一文書ニツキ省略ス」

466の1
〔○〕系圖

一武藏國榛澤郡野邊郷内地頭職相續分以前依事繁略之、就于當要抜記之、

野邊太郎左衛門入道 野邊六郎入道 野邊六郎左衛門尉
成願 阿念 久盛

野邊孫七 野邊孫七
盛忠 愛壽丸今若野邊孫太郎
泰盛

〔本系図ハ〕「家わけ七」野辺文書二二の1号ト同一系図ナルベシ

466の2

一日向國櫛間院地頭職相傳分開發由緒以下外戚義祖等暫略之、就于當要相記之

河野大輔法橋
 觀睿
 同大貳法眼
 通睿

野邊六郎左衛門尉
 久盛
 野邊孫七
 盛忠
 愛壽丸同前

先朝御代申披本領
 之由緒、建武元年
 三月廿一日為勲功
 之賞令拜領之、

野五
 政範
 『貞和二年十月五日契約
 狀、小野政範トアリ』
 竊壽丸
 女子
 女子
 女子
 女子
 女子

467 「口切ル、」

武藏守
 隆泰
 武藏守
 好隆
 資秀

(本系図ハ「家わけ七」野辺文書二二の2号ト同一系図ナルベシ)

横山介三郎
 時資
 猪俣野五郎
 時範
 野三貫首
 忠兼
 野五
 重任
 野六
 高政
 野七貫首
 家兼

木部次郎
 行兼
 尾園野五郎
 家高
 野部六郎
 廣兼
 同左衛門尉
 盛行
 『野邊太郎左衛
 門入道成願ト
 アルモ此人カ』
 同新左衛門尉
 盛秀
 同左衛門六郎
 盛繩
 『孫トモ』
 同六郎左衛門尉
 久盛

『野辺六郎入道
 阿念』
 元弘三年五月七
 日於鎮西 為
 英時被召捕、被
 預上総掃部助高
 雅畢、

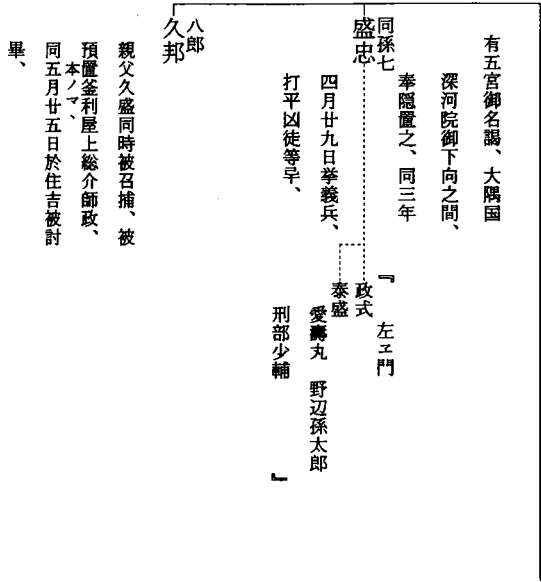
〔○〕 試筆

詠春祝言和調

伊勢太郎刑部大輔平克盛

雲かせもおさまるやまをいつる日や

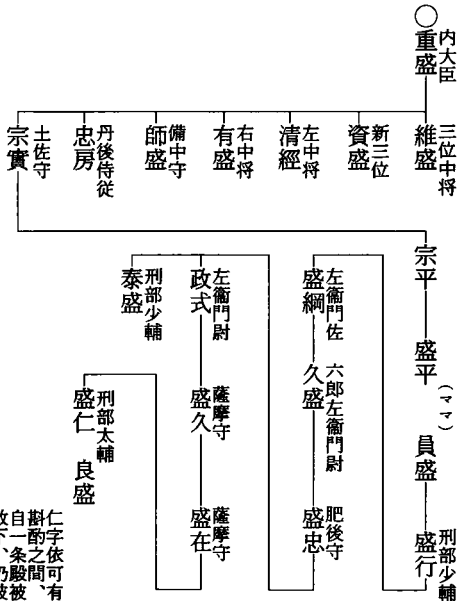
みちある御代の春をてらさむ



〔ハリシ〕
文明十二二天壬寅正月元三

〔本文書ハ「家わけ七」野辺文書二五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔口略ス恒武帝ヨリ清盛マテ十二代略ス〕



仁字依可有、對酌之間、自一条殿被改下、仍被下、良一字者也。

三位頭郷書之、(花押)

野邊刑部大輔盛仁法名寛柔一流系圖加一見訖、

長祿三年八月廿一日

(一条兼良)
(花押)

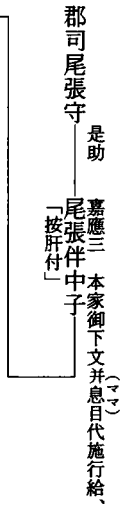
(本系図ハ「旧記雜錄前編」一七二号ト同一系図ナルベシ)

(本系図ハ「家わけ七」野辺文書一二号ト同一系図ナルベシ)

(本系図ハ「諸家系図」二一六号ト同一系図ナルベシ)

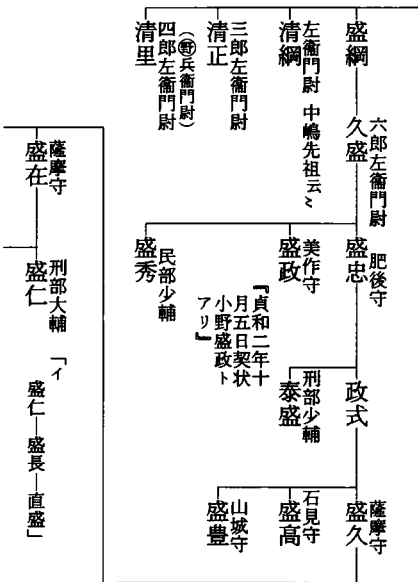
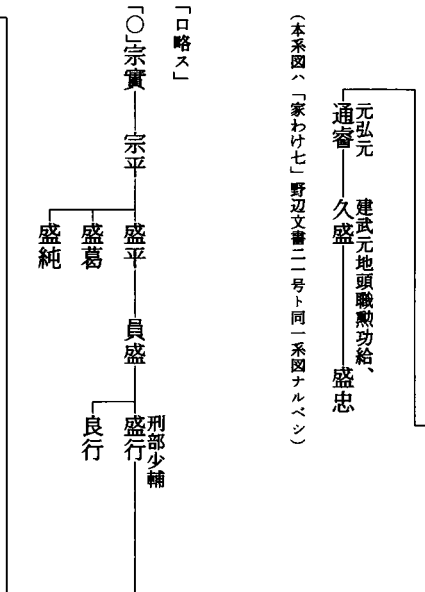
470

〔〇〕日向國櫛間院本主次第手継系圖



471
〔〇〕口略ス

(本系図ハ「家わけ七」野辺文書二二号ト同一系図ナルベシ)



左衛門尉
盛尚
小次郎
忠門

(本系図ハ「家わけ七」野辺文書二四号ト同一系図ナルベシ)

472 「○」 御夢想歌

「右ツ、ミカミ」

野邊宮内少輔

盛季

(本文書ハ「諸家系図文書」四五一号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

473 「○」

(本文書ハ「諸家系図文書」四四五号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

474 「ス」「○」

(本文書ハ「諸家系図文書」四四六号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

475 「横」ニツニヲリ両面ニカケリ
「○」

(本文書ハ「諸家系図文書」四五四号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

476 「⊗」

(本文書ハ「諸家系図文書」四四四号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

477 「⊗」

(本文書ハ「諸家系図文書」四四二号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

478 「○」

(本文書ハ「諸家系図文書」四五三号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

479 「×」「○」

(本文書ハ「諸家系図文書」四四七号文書ト同一文書ニツキ省略ス)

480

「○」盛仁 二男家督
平左衛門盛長 刑部太輔
克盛 宮内少輔
盛季

盛忍 宮内少輔
盛國 久左衛門
盛次 佐市
盛房 主計
宗育 明王院

休左衛門姉北郷讚岐守忠能母、盛仁娘北郷讚岐守敏久
室、盛仁長子伊豆守盛与、其子孫三郎、其子駿河守一

流野邊源太左衛門、其子孫野村金左衛門之由候、

▽◎右承傳候趣如斯御座候、宗育姉妹尾仁左衛門へ嫁、
女子忝人持置死去仕候、右仁左衛門女子細山田監物女
房ニ而候、佐市血筋之故、監物二男主計事、佐市跡目
相續仕候、

六月廿六日

〔本文書へ「家わけ七」野辺文書一六号文書ト同一文書ナルベシ〕

481 「ヨコヲリ一枚ニアリ」

〔〇〕一雲甫御親父御名乗并受領官途等如何、

一北方・南郷・深河向等誰より相分候哉、區々申説候、
并次第之事、

一二方中嶋ハ當家之家之子にあらざるも申候、^{（ト脱カ）}又如何、

一隠岐者野邊親類候者、尊氏へ參陣申候時、天王寺に
て隠岐に被任下候より申習候て、小名字之様に候ける
と、かこ嶋の隠岐殿ハ被申候キ、又此方下向之時、豊
後より行合候て、隠岐國之人にて候を、同道候によ
て、隠岐殿と申習候て、年来之賞翫有ける由、盛与な

とハ堅被申候、是如何、

一幕之紋之事、あけ羽之蝶、或火扇之内ニ桐葉、或幡之
字いつれを用哉、庶子家ニハ扇計をも可用と之由申談
候、如何、

一當家より出候小名字の方々、誰々に候哉、先条々申候
外ニも有へく候、

一一条大閣様奥書^{（如何）}、系圖同者書写大望候、不然者奥
書計写給度候、

一刑部少輔殿名乗如何申候哉、

〔本文書へ「家わけ七」野辺文書二六号文書ト同一文書ナルベシ〕

右櫛間院御年貢事トアルヨリ以下都城郡元住野辺氏藏文
書也、